

I 子育て支援をつよめ、「子育てするなら神奈川で」の実現を

1 子育て支援策の充実・強化

(要望)

(1) 子どもの権利条約に則り、子どもたちの権利を守る立場で子どもに係る施策の優先度をあげるため、子どもの権利条例を制定すること。

(回答)

子どもの権利条約について、日本は平成6年に批准をしております。本県においては、その精神に沿い平成10年10月に子どもの人権を守る仕組みとして「かながわ子ども人権相談室事業」を設置し、子どもの最善の利益及び子どもの自身の意見表明権を確保、子ども一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進しております。当面は当該事業を継続する予定であり、条例制定の予定はありません。

(要望)

(2) 子どもの貧困対策の推進

①県内の子どもの貧困の実態調査を実施すること。

(回答)

県では、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定して、関係部局と連携して全庁的な取組を進めております。

この計画を着実に推進していくためには、貧困の状況にある子どもの実情やニーズを把握する必要があると考え、平成28年度は主にひとり親世帯に支給している児童扶養手当の県内受給資格者を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査を8月に実施しました。今後、この調査結果を踏まえ、施策の充実について検討してまいります。

(要望)

②神奈川県子どもの貧困対策推進計画を実効あるものとするよう、この計画にある諸々の施策の内容を必要ある県民に届くよう、様々な媒体を利用して、きめ細かく周知徹底すること。

また、計画に載っている市町村で行っている事業については、市町村に任せるのではなく、県として財政支援を行うこと。

(回答)

県では、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定して、関係部局と連携して全庁的な取組を進めております。

子どもの貧困対策に関する支援策の情報については、保護者等が容易に入手できるようポータルサイトを開設し、総合的な情報提供を図ります。

また、個別の支援は地域に密着した市町村が大きな役割を担っていることから、県市町村連絡会議で情報交換を行いながら、市町村と連携して子どもの貧困対策に取り組んでまいります。

(要望)

(3) 小児医療費助成制度の充実を

①小児医療費助成制度の補助対象を所得制限なしで中学校卒業まで拡大し、通院、入院時の一部負担金を撤廃すること。市町村格差を解消する手立てとして、県内すべての市町村への補助率を2分の1に引き上げること。

(回答)

小児医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っており、制度設計については市町村も参加する検討会で協議を行って定めたものです。

小児医療費助成については、通院について、病気にかかりやすく、病状が急変しやすいため、医療費の負担が非常に重い、小学校入学前までの子どもを補助対象としております。

こうしたことから、補助対象年齢を引き上げることは考えておりません。

また、補助率や一部負担金については、制度の安定的かつ継続的な運営を図るため、市町村とも協議を行いながら定めたものですが、今後の方向性や、見直しに当たっては、対象者も多く県民への影響が大きいため、慎重に検討してまいります。

(要望)

②国に対し中学校卒業までの小児医療費を無料化する全国一律の制度の創設と、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置を直ちに廃止するように求めること。

(回答)

小児医療費については、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、平成29年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望いたしました。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

また、国による福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金等の削減措置は、国が本来果たすべきセーフティーネットを担っている地方自治体の取組を阻害するものであり、国保財政に多大な負担を強いるものです。

県としても、全国知事会等を通じて、国庫負担金等への削減措置の廃止について国へ働きかけを行っております。

なお、子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置の見直しについては「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」において、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る。」とされており、平成28年11月30日開催の社会保障審議会医療保険部会では「就学前」について減額措置を見直すとされたところであります。

今後も、国の動向を注視し、必要に応じ機会をとらえて働きかけてまいります。

(要望)

(4) 保育所に関すること

①子ども子育て支援制度が始まり2年が経過しようとしています。規制緩和に伴い、保護者への保育料以外の新たな負担や子どもの保育条件の低下が起きていないか県として実態を把握し、公表すること。

(回答)

保育料以外の負担や保育条件の低下については、監査で確認し、県のホームページで公表しております。

(要望)

②保育所の整備支援

ア. 保育所の3要件(園庭がある、自園調理ができる、避難経路が確保されている)が満たされた公立保育所の増設のため、安心子ども基金のみならず、県独自の補助制度を創設すること。

(回答)

公立保育所の整備への補助は、平成17年度に保育所整備に関する県・市町村の役割分担が国レベルで整理され、市町村が保育の実施主体として保育所の整備を含め一貫した役割を持つことが明確化されたことを受けて見直しを行っており、その結果、平成18年度に一般財源化され、財源は市町村に移っております。

(要望)

イ. 無認可のベビーホテルにおける事故を解消するために、体制を強化し抜き打ち検査・指導を行うこと。違反に対しては罰則を設けること。

(回答)

県では、認可外保育施設の中では事故発生リスクの高い、いわゆるベビーホテルを優先して立入調査を実施するなど、重点的・効果的な実施に取り組んでいるところですが、今後の認可外保育施設の立入調査に当たっては、特に改善が必要な施設を集中的に調査することや、ベビーホテルについては、年1回は必ず立入調査を実施するなど、より効果的な立入調査に取り組んでまいります。

(要望)

ウ. 認可保育所への希望者がいつでも入れるように市町村と連携して認可保育所の増設・整備をおこなうこと。土地を確保にあたっては市町村と協力して行うとともに、県として増設・整備に対する補助をおこなうこと。

(回答)

保育所等の整備は、平成22年度から6年間合計で901か所、45,035人分整備してきており、整備に当たっては、安心子ども基金等による補助を行っております。今後も市町村と連携しながら整備してまいります。

(要望)

③保育士不足の解消は、保育士の労働条件などの改善が重要です。賃金アップのための補助制度を創設すること。また、専門家である保育士の目が子どもたちに行き届くように、小規模保育所の配置基準の見直しとともに、資格要件をすべて保育士とするよう国に求めること。

(回答)

保育士の処遇改善については、公定価格の処遇改善加算によって、保育士の給与の改善が図られてきております。

小規模保育所の配置基準は市町村が条例で定めるものであることから、市町村から要望があれば、国へ要望してまいります。

(要望)

④待機児が深刻な地域は、早期に保育所の新設を促進するよう支援すること。保育所の新設にあたっては、県有地を無償貸与すること。また、市町村などが公的な施設を建設する場合は低廉とすること。

(回答)

保育所等の整備は、平成 22 年度から 6 年間合計で 901 か所、45,035 人分整備してきており、今後も市町村と連携しながら整備してまいります。

また、利用可能な国有地・県有地の情報については、随時情報提供しております。

保育所用地については、市町村から要望があれば定期借地に応じております。（横浜市：2 箇所、川崎市：2 箇所、鎌倉市：1 箇所）

また、社会福祉法人から県有地の取得要望がある場合、市町村から副申があれば、譲渡に応じます。

なお、いずれの場合も対価については、時価とします。

(要望)

(5) 児童野外活動センター「こどもの杜」への支援

県内唯一の児童野外活動センター「こどもの杜」は、児童福祉の発展に寄与することを目的とした施設である。開設以降 28 年が経過し、施設の老朽化が進み改修すべき箇所も目につく状況です。利用料の改定や募金の実施などで自主財源の確保に最大限の努力をはらっているものの、県からの運営費補助は 2012 年度から限度額の見直し、今年度は廃止となり、施設の運営が厳しい状況である。

(回答)

児童野外活動センター「こどもの杜」は、児童の健全育成に一定の寄与は認められますが、県所管域の保育園児の利用が少なく、広域的機能が十分に発揮されていないことから、限られた財源を選択と集中により効果的に使っていくうえで、補助の優先度・緊急度を踏まえた結果、見直しをしたところです。

(要望)

(6) 学童保育の充実

①神奈川県内の全ての学童保育（放課後児童クラブ）に対して、国の子ども・子育て支援交付金の補助金額を下回らないよう引き続き財政措置をすること。最低でも補助金の満額を支給すること。

(回答)

放課後児童健全育成事業費補助については、市町村申請額どおりの交付に向け準備を進めているところです。今後も、国庫補助制度に基づき、着実に対応してまいります。

(要望)

②国の「新制度」の趣旨に則り、市町村が制度を十分活用した財政措置をするよう、県として周知徹底すること。特に以下の点について支援すること。

ア. 全ての学童保育（放課後児童クラブ）に対して、国の子ども・子育て支援交付金の補助金額を下回らないような額の交付申請にすること。

(回答)

放課後児童健全育成事業費補助については、市町村申請額どおりの交付に向け準備を進めているところです。今後も、国庫補助制度に基づき、着実に対応してまいります。

(要望)

イ. 指導員賃金が極めて低い水準である実態を踏まえ、引き続き国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の満額を確実に予算化し、市町村格差をなくすこと。

(回答)

放課後児童健全育成事業費補助については、市町村申請額どおりの交付に向け準備を進めているところです。今後も、国庫補助制度に基づき、着実に対応してまいります。

(要望)

③学童保育指導員の研修を充実し、そのための財政的支援を行うこと。

ア. 県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」は、学童保育のあり方について理解が深められるような内容で実施できるよう、関係団体と協議して進めること。

(回答)

放課後児童支援員認定資格研修については、全国統一の内容により実施することとなっております。なお、研修実施に当たっては、開催日程、会場及び講師派遣等について県連絡協議会と協議を行ってまいります。

(要望)

イ. 神奈川県が実施している放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、学童保育の実践に裏付けられた専門性のある内容で実施回数を増やして引き続き充実を図ること。

(回答)

放課後児童支援員等の研修については、障がいのあるお子さんへの対応など、専門性

の高い研修の実施を通じて支援員等の専門性向上を図ることについて、研修の実施回数も含め、検討しているところです。

（要望）

ウ. 前項の研修について、学童保育指導員が業務として位置づけられるよう、市町村および事業主体に対して、周知すること。また、参加しやすい計画とすること。

（回答）

業務として位置づけられるようにすることについては、研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等の経費が、子ども・子育て支援交付金の対象となることから、すでに業務として位置づけられているものと承知しております。

また、県が実施している研修では、放課後児童クラブが開所する時間を避けて、平日の午前中に行うなど、指導員が参加しやすい環境を作っております。

（要望）

④学童保育を必要としながら経済的困難を抱えて利用できない子どもも学童保育が利用できるよう、市町村が学童保育に財政支援するための支援を県として行うこと。

（回答）

学童保育を必要としながら経済的困難を抱えていて利用できない児童の支援については、一義的には放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村が、利用料の減免など、地域の実情に応じて自主的に対応すべきものと考えますが、ひとり親世帯や多子世帯など、経済的困難を抱え学童保育を利用できない子どもへの支援は喫緊の課題であることから、他県と連携する 16 大都道府県児童福祉主管課長会議など様々な場面を活用して国へ要望してまいります。

（要望）

⑤障害児受入補助（障害児受入推進事業）を、国庫基準を上回る形で実態に合わせた指導員加配に対応できるものとする。

（回答）

障害児受入補助については、従来からの障害児受入推進事業に加えて障害児受入強化推進事業が制度化され、障がい児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置して事業を行うこととなっております。今後も国庫補助制度に基づき、着実に対応してまいります。

（要望）

⑥災害時に子どもの命を守るため、以下を実施すること。

ア. 県が 2015 年 3 月に発表した地震被害想定調査報告書を踏まえ、県の責任において県内の学童保育所の耐震調査を実施すること。その結果、安全が確保できない施設については、至急対策を講じるよう市町村を支援すること。

イ. 県が非常災害対策指針を策定し、市町村及び事業者がそれを実施できるよう支援すること。

(回答)

放課後児童クラブを実施している建物についても、市町村がその建物を住宅として認めた場合は、市町村地域防災力強化事業費補助金（民間住宅の耐震化促進）の補助対象となります（この場合、居住の有無は関係ありません）。

児童福祉法において、放課後健全育成事業の実施主体は市町村であることが定められたことから、市町村が地域の実情に応じて対応することが基本と考えますが、地震・災害対策の対応につきましては、国全体の課題として対応すべき部分があると受け止めております。このため、耐震診断や耐震改修については、他県と連携する 16 大都道府県児童福祉主管課長会議など様々な場面を活用して国への要望に努めてまいります。

(要望)

⑦「神奈川県放課後児童クラブ・活動実践ガイドライン」について、以下のことを実施すること。

ア. 国が示した運営指針に沿って学童保育の質が充実するような内容にすること。

イ. 県内学童保育の質の向上に向け、普及推進を図ること。

(回答)

県では平成 23 年 3 月に「神奈川県放課後児童クラブ・活動実践ガイドライン」を策定しましたが、厚生労働省が平成 27 年 3 月に策定した「放課後児童クラブ運営指針」には、放課後児童クラブに関する運営及び施設についてのより具体的な内容が定められ、各市町村は、この運営指針に基づき管内の放課後児童クラブが適正かつ円滑に事業運営されているかを定期的に確認し、必要な指導及び助言を行うこととされたことから、今後はこの運営指針に基づいて、研修等を通じて県内市町村及び放課後児童クラブの関係者等への周知徹底を図ってまいります。

(要望)

⑧国に対して以下の事項を要望すること。

ア. 学童保育の補助単価を学童保育の実情に見合うよう、大幅に増額すること。

(回答)

補助基準額の引き上げについては県内市町村と連携し、他県と連携する 16 大都道府県児童福祉主管課長会議など様々な場面を活用して国への要望に努めてまいります。

(要望)

イ. 「子ども・子育て支援新制度」で児童数の数え方など、誤解を招いている内容について学童保育として必要な改善を行うこと。

(回答)

新制度においては、市町村が条例を制定し、放課後児童クラブの設置運営に関する基準を設け、適正なクラブ運営をすることとなり、制度の内容理解についても促進が図られたものと考えております。

(要望)

ウ. 学童保育を児童福祉法の中で「児童福祉事業」ではなく「児童福祉施設」に位置付けること。

(回答)

放課後児童クラブは、児童福祉法において児童福祉事業として位置づけられております。

(要望)

エ. 「放課後子供教室」などすべての児童を対象とした事業と学童保育は目的も役割もちがうので、それらを一体化するのではなくそれぞれ独自の事業として実施すること。

(回答)

国の放課後子ども総合プランに示されているとおり、市町村、教育委員会と連携を図りながら、一体的又は連携して事業を進めてまいります。

「放課後子ども教室」については、国が「放課後子ども総合プラン」として「放課後児童健全育成事業」（学童保育）との一体型での推進や連携をするよう求めているところです。これは、「放課後子ども教室」が提供する多様なプログラムに「放課後児童健全育成事業」（学童保育）の児童も参加することができるよう促すものであると認識しており、県としてもしっかりと推進していきたいと考えております。

なお、「放課後子ども総合プラン」の推進には、人材や活動場所の確保等に課題もあることから、国には、各都道府県の地域の実情に応じた運用が可能となる仕組みづくりに努めるよう、全国都道府県教育長協議会を通じて要望をしております。

(要望)

⑨以下の事項について市町村を支援すること。

ア.すべての小学校区に学童保育が実施されるようにすること。

(回答)

子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画で、市町村はニーズ把握を行い、ニーズを踏まえたクラブの配置、供給量を計画に位置付けており、県としてはこれらの市町村の取組を支援してまいります。

(要望)

イ.「放課後子供教室」などすべての児童を対象とした事業と学童保育は目的も役割もちがうので、それらを一体化するのではなく、それぞれ独自の事業として実施すること。

(回答)

国の放課後子ども総合プランに示されているとおり、市町村、教育委員会と連携を図りながら、一体的又は連携して事業を進めてまいります。

「放課後子ども教室」については、国が「放課後子ども総合プラン」として「放課後児童健全育成事業」（学童保育）との一体型での推進や連携をするよう求めているところです。これは、「放課後子ども教室」が提供する多様なプログラムに「放課後児童健全育成事業」（学童保育）の児童も参加することができるよう促すものであると認識しており、

県としてもしっかりと推進していきたいと考えております。

（要望）

ウ.市町村の責任で研修を実施し、学童保育指導員（放課後児童支援員等）の力量向上をはかること。その研修は学童保育の実践に役立つ内容で実施すること。また、全ての指導員が業務として研修に参加できるなどの支援をすること。

（回答）

国の放課後児童支援員等資質向上研修事業の実施要綱では、市町村も実施主体として資質向上研修を実施することとされているため、県が実施する資質向上研修等に市町村担当者の積極的な参加を促すとともに、市町村が研修を実施する場合には連携を図ってまいります。

また、研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等の経費については、市町村を通じて、子ども・子育て支援交付金により支援してまいります。

（要望）

（７）児童相談所の職員を正規職員で増やすこと。児童福祉司１人あたりの担当件数を５０ケース以下とし、業務負担の多い「虐待ケース」のみを担当する場合は２０ケースを限度とする人員の配置を行うこと。

（回答）

県では、平成２７年度に児童福祉司を１０名増員しておりますが、平成２８年５月の児童福祉法改正により、児童相談所の体制強化が図られることになりましたので、その内容を踏まえ、適切な職員配置を検討してまいります。

（要望）

（８）福祉施設の充実を

①不足している障害児施設、重心施設、児童養護施設など、施設整備を促進すること。

（回答）

重症心身障がい児者の施設については、広域的な役割のある県として、県内に新たに整備された重症心身障がい児者の入所施設に入所の必要性の高い重症心身障がい児者の入所調整を行っているところです。

今後も、そうした入所調整を進めつつ、重症心身障がい児者が地域で安心して生活できるよう、必要な対応について検討してまいります。

なお、障害児施設及び児童養護施設については、既存の施設で対応できるものと考えております。

（要望）

②重症心身障害児が地域で安心して生活するために、必要な対応の検討結果を明らかにすること。

（回答）

県では、市町村事業推進交付金に統合された「障害者地域生活サポート事業」のメニ

ューである「医療的ケア支援事業」により、通所施設等で看護職を配置し医療的ケアが必要な重症心身障がい児・者を受け入れた場合に助成をする市町村に対し交付金を交付しております。

通所施設等で重症心身障がい児・者を受け入れる場合には、看護師等の配置が必要になりますが、現状では、報酬上の評価が低いため、なかなか整備が進まない状況です。そこで県では、医療的ケアが必要な重症心身障がい児・者を受け入れるために看護職を配置する事業所に対する加算の拡充等について国に要望しているところです。

（要望）

③児童養護施設を卒園したした後の支援体制を整えること。

（回答）

県では、児童養護施設等を退所した子どもを支援する拠点として、平成 26 年 7 月に「あすなろサポートステーション」を開設し、退所児童からの相談に応じるほか、自立を控える高校生への研修企画や個別相談、施設職員への助言など、様々な取組を行っております。また、平成 28 年度から、労働局をメンバーに加えた、就労支援に関する検討会も立ち上げ、事業主等に対し施設退所児童についての理解を図るほか、新たにマッチングしていく取組を進めていくこととしております。

Ⅱ 子どもの成長をはぐくむ豊かな教育と環境整備を

1 ゆきとどいた教育の推進

(要望)

(1) 義務教育の充実

①一人ひとりに目を向けてほしい、丁寧に勉強を教えてほしい、話を聞いてほしいという子どもたちの願いに応えるため、「30人以下学級」をすべての学年で実施すること。また、当面、県独自に教員を配置し、小・中学校の35人以下学級の対象学年を増やすこと。

(回答)

学級編制については、標準法に基づき、小学校第1学年については35人、小学校第2学年から中学校第3学年までは40人とされております。

平成16年度からは市町村教育委員会と連携し、学級編制上の基準はこれまでどおりとしつつ加配定数を学級担任へ振り替える、いわゆる研究指定校制度を導入し、現在、小学校第2学年から中学校第3学年までを対象に実施しております。

しかしながら、すべての学年に「30人以下学級」等の少人数学級を拡大することは、国の基本方針となっておらず、実施のためには県単独予算が必要となることから、困難です。

県教育委員会としては、いじめや不登校などの様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方の弾力的な運用を可能とする定数改善を引き続き国に要望してまいります。

(要望)

②定数法に基づいて教職員は正規雇用とすること。また、定数内臨任が増え、正規雇用の教職員に過重な負担がかかり、学校運営にも支障をきたしている実態を調査すること。

(回答)

教職員の採用数については、児童・生徒数の今後の推計、退職者・再任用者の見込数をもとに、将来的な年齢構成も踏まえて決定しております。

採用枠については、平成17年度採用分からは募集人数を大幅に引上げておりますが、平成29年度も引き続き同程度の採用を行いたいと考えております。

(要望)

③学校司書、学校図書館担当職員を専任で配置するための市町村への助成制度を創設し、その配置を促進すること。

(回答)

学校図書館担当職員(いわゆる学校司書)の人的配置については、学校図書館の整備充実のための地方財政措置の中に位置付けられており、学校図書館の図書の整備充実、学校図書館への新聞配備促進とあわせて、その推進に努めるよう、各学校を所管する市町村教育委員会に対し、継続的に指導しているところであり、徐々にその成果が現れてきております。

平成28年8月時点で、有資格者の学校司書を管内の小・中学校に配置している市町村

は、県内 33 市町村中 16 市町村となっております。

こうした取組を継続して実施していることから、助成制度の創設は予定しておりません。

(要望)

④小中学校の教室へのエアコン設置を促進するため、県が支援すること。

(回答)

公立小・中学校の施設整備については、設置者である市町村が行うものですが、国庫補助対象となる施設改修の際には、考慮していただくよう市町村教育委員会に伝えてまいります。

県としては、今後も、設置者の計画するすべての計画が年度当初に採択されるよう、国へ積極的に働きかけてまいります。

(要望)

(2) 高等学校教育の充実について

①全国最低水準の全日制高校進学率は、生徒や保護者に大きな不安と過度の競争心をおしつけ、全国最高位の神奈川のいじめ、不登校、暴力行為の原因の一つともなっている。希望する生徒が全日制高校に進学できるように、公立全日制高校の定員を増やすとともに、私学の学費補助の増額で学費の公私間格差を解消すること。

(回答)

高等学校生徒入学定員計画については、平成 25 年度から公立、私立それぞれが、これまでの実績や施設規模などを勘案し、責任をもって受け入れる生徒数を定員目標とする方式で策定しております。平成 25 年度以降、この方式により、公立中学校卒業生の動向に対応して、全日制公立高校の入学定員の確保を図ってきたところです。

一方で、公立中学校卒業予定者数は、平成 41 年 3 月には 6 万 2 千人まで減少することが見込まれております。こうした中であっても、県では、引き続き公私間協議を通じて、全日制を希望する意欲と適性のある子どもたちを積極的に受け入れることのできる定員計画の策定に取り組んでまいります。

私学の学費補助については、国の就学支援金と県の学費補助をあわせて、平成 22 年度から特に経済的課題を抱える生活保護世帯に対して県平均授業料相当額を助成してまいりました。その後も制度の充実を図り、平成 29 年度当初予算においても、必要額の計上を行いました。

今後とも、国の高等学校等就学支援金制度や県の財政状況等を勘案し検討してまいります。

(要望)

②県立高校改革実施計画を見直して 20～30 校の削減を行わないこと。また、現場の要望が強い学年 6～8 学級標準を守ること。

(回答)

平成 28 年 1 月に策定した県立高校改革実施計画（全体）では、公教育の保障の観点か

ら、生徒数の動向に対応した学校数・学級数の確保などに配慮して、再編・統合を行うこととしております。また、各学校の学校規模は、現行の標準規模以上とすることを基本としつつ、それぞれの学校や生徒の実情にも配慮して学校規模の適正化に取り組んでおります。

(要望)

③高校授業料無償化

ア. 国際人権規約の規定に則って、高校授業料無償化における所得制限撤廃を国に求めること。

(回答)

公立高校授業料無償制の見直しについては、平成 25 年 11 月に国会で改正法案が成立し、平成 26 年 4 月 1 日から施行されましたので、県としてはその事務が円滑に行えるよう今後も努めてまいります。

(要望)

イ. 私立高校の授業料実質無償化にむけて、高等学校就学支援金制度の維持・拡充を図るよう国に要求すること。

(回答)

これまでも、高等学校等就学支援金の充実については、「国の施策・制度・予算に関する提案」の中で国に対して提案しており、今後も引き続き提案をしてまいります。

(要望)

ウ. 県独自に全高校生を対象にした給付型高校奨学金制度を創設すること。

(回答)

平成 26 年度の新入生から、市町村民税所得割が非課税である世帯又は生活保護を受給している世帯に対して、返還不要の奨学給付金を支給しております。今後とも、国に制度拡充を働きかけてまいります。

(要望)

④現業の民間委託 25 校をやめ、現業職員の採用を再開すること。

(回答)

学校環境整備業務の民間委託についての実施状況は、概ね良好であると認識しております。

(要望)

⑤学校司書の採用を大幅に増やすこと。また、採用試験の年齢制限をなくすこと。

(回答)

司書の新規採用については、今後の正規職員の退職の状況や再任用職員の任用状況、欠員の状況、各学校等の状況、県の財政状況を総合的に勘案し、判断してまいります。

また、年齢制限については、長期勤続によるキャリア形成を図る観点や、年齢構成の

適正化のためにも必要と考えております。

なお、平成 28 年度において、一定の実務経験を有する者を対象とした主任司書の採用選考を実施しており、年齢制限は設けておりません。（ただし、定年年齢が 60 歳のため、採用時に 60 歳以上の者は除いております。）

（要望）

⑥学校事務センターを解消し、各学校に 3 人体制の学校事務室を 4 ～ 5 人体制に戻すこと。

（回答）

学校事務センターについては、学校事務の効率的かつ安定して適正な執行体制を構築するため、庶務事務の集中処理を行うこととして、平成 21 年 4 月に開設し、順調に実施しております。

学校事務職員の配置については、各学校の実態を考慮して、職員を配置しており、今後も適切な職員配置に努めてまいります。

（要望）

⑦日本学生支援機構の奨学金申請業務が、学校現場に与える影響を調査し、教員の多忙化を解消すること。

（回答）

日本学生支援機構の奨学金申請業務が学校現場に与える影響については、学校の事務の適正化を図るために、その実態把握の方法も含めて検討してまいります。

（要望）

（３）大学授業料無償化にむけて

国は 2012 年 9 月、高等教育の学費を段階的に無償化することを定めた国際人権規約を受け入れた。同規約に従い、給付制奨学金を直ちに創設するよう国に求めること。また、当面県として学生が大学に入学し、安心して学べるよう給付型奨学金制度を創設すること。

（回答）

大学生の奨学金については、大学などの高等教育機関を所管する国の役割であると考えておりますので、まずは、大学入学時に求められる多額な費用を支援する、給付型一時金制度の創設を、全国都道府県教育長協議会を通じて、国に要望しております。

なお、大学生向け給付型奨学金制度については、現在国において検討されていることから、現時点で県としての創設は予定しておらず、国の動向を引き続き注視することとしております。

（要望）

（４）私学助成の充実

①私学経常費補助金を国基準以上に改善すること。

（回答）

県財政は非常に厳しい状況にありますが、経常費補助金については、標準的運営費方式を基に、私学助成制度運営協議会での議論を踏まえて検討してまいります。

(要望)

②私立学校への施設整備費及び耐震補強工事に対する県の補助を新設すること。

(回答)

施設整備については、国や日本私立学校振興・共済事業団において補助を行っているところであり、県では、私立学校振興資金融資制度で利子補給をしております。

また、地震対策として、国及び県で耐震診断調査費の補助を行っているほか、国で学校法人立の耐震補強工事費の補助を行っておりますので、今後ともこうした方向で対応してまいりたいと考えております。

(要望)

③神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金を拡充し、家計が急変した家庭の児童生徒が安心して学校生活を送れるようにすること。

(回答)

神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金によって、私立学校に在学する生徒・児童の学費負担者（保護者等）に対して、年度途中の失職、倒産等により当該年度の所得が前年より減少し、一定額以下となった場合に補助を行っております。

高等学校・専修学校高等課程においては、就学支援金と同額になるように補助を行っており、今後も国の高等学校就学支援金制度や県の財政状況を勘案し検討してまいります。

(要望)

(5) 特別支援学校の充実について

①県立障害児学校の過大規模・過密化を解消し、適正規模・適正配置とするために新たな障害児学校再編整備計画を策定すること。

(回答)

特別支援学校の設置については、「県立教育施設再整備 10 か年計画（まなびや計画）」を引き継いだ「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」に基づき新設校の整備を進めております。今後については、児童・生徒の通学状況やインクルーシブ教育の推進の状況を踏まえ、検討してまいります。

(要望)

②インクルーシブ教育の導入にあたっては、現在の費用の 10 倍の費用を要するとの文科省見解に立って、障害のある子どもたちの発達を最大限保障するための条件整備に十分な予算を組んで、関係者及び県民の合意を図ること。

(回答)

インクルーシブな学校づくりに向けた条件整備等については、「共に学び共に育つ」教育をすすめ、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応する「支援教育」の理念に基づき、市町村教育委員会、関係部局、関係団体等と密接な連携を図ってまいります。

また、インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）については、複数の教員で授業を行うチーム・ティーチングや、学習内容に応じた小集団での授業等ができるよう、人

員面での整備に取り組んでまいります。

（要望）

③インクルーシブ教育の推進にあたっては、障害児の発達を保障する教育条件整備を行うこと。また、高校における特別支援教育の場として、特別支援学級を設置すること。

（回答）

インクルーシブ教育実践推進校のパイロット校においては、平成 29 年度からの知的障がいのある生徒の受入に向けて、障がいのある生徒が安心して学校生活を送れるよう、校内環境の整備に取り組んでまいります。具体的には、障がいのある生徒が、必要に応じて個別の指導等を受けるための教室であるリソースルームを各校に設置してまいります。

また、インクルーシブな学校づくりに向けては、障がいのあるなしにかかわらず、すべての生徒の教育的ニーズに対応できるよう、通常の授業形態に加え、複数の教員で授業を行うチーム・ティーチングや、学習内容に応じた小集団での授業等、多様な指導体制の整備に向け、体制を整えてまいります。

高等学校に特別支援学級を設置することは、現行の法令等では困難です。

（要望）

④特別支援学校高等部は居住地をふまえ、希望する学校への全員入学を保障すること。

（回答）

県教育委員会では、これまでも、知的障がいがあり特別支援学校が学習の場として適切である生徒で、入学を希望する者は、全員受け入れてまいりました。この方針は、平成 28 年度も変わっておりませんので、希望者全員がいずれかの特別支援学校高等部に入学できるよう、適切な募集人員を設定してまいります。また入学先については、居住地に応じた特別支援学校へ入学ができるよう、調整を行っております。

（要望）

⑤義務教育児童・生徒の障害児学校は、希望する児童生徒を受け入れられるよう、条件整備を行うこと。

（回答）

県教育委員会では、新校整備を計画的に進め、義務教育段階の児童・生徒の受入れに対応できるよう努めてまいります。

（要望）

⑥指導上必要な進路指導・カウンセラーなど専門的な教職員を、分教室へ配置すること。また、養護教諭を常勤とすること。分教室の施設・設備を拡充すること。

（回答）

県教育委員会では、県立特別支援学校を 5 ブロックに分け、各ブロックに理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士の資格を有する自立活動教諭（専門職）を配置して、子どもたちの多様な教育的ニーズに対応しており、分教室についても、同様の対応を図っております。

また、平成 28 年度より分教室へ進路指導担当教員を配置し、教育活動の充実を図っております。

分教室の教職員定数は、標準法上、本校と一体として算定するため、常勤の養護教諭の配置は、県単独予算になり、本県の財政状況では、困難であり、引き続き、非常勤の養護教諭を配置してまいります。

今後も、児童・生徒一人ひとりの障がいの状況に応じ、きめ細かな対応を図ることができるよう、教職員全体の適正配置に努めてまいります。

分教室の施設・設備については、平成 23 年度には全教室に空調設備を整備したほか、これまでに、保健室への流し台等の整備や教室へのアコーディオンカーテンの整備、コンセントの増設、デジタルTVの設置など、整備に努めております。なお、平成 27 年度には、分教室に計 270 台のノートパソコン等を配備し、全分教室で一斉授業が可能となっております。

(要望)

⑦障害児学校の劣悪な施設設備（特にトイレ）の改善を図ること。また、耐震化対策をすすめ、現在 91.6%の耐震化率を早急に 100%にすること。

(回答)

平成 28 年度から「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」により引き続き耐震化及び総合的な老朽化対策等により取り組むとともに、緊急の老朽化対策が必要な箇所についても、その対応を進めております。

さらに、当該年度より、トイレの洋式化をはじめとするトイレ環境の改善にも取り組んでおります。

(要望)

⑧秦野養護学校末広校舎の教育条件（施設設備、教職員の配置）を本校と同等とし、教育活動に支障のないよう整備すること。

(回答)

秦野養護学校小中学部の設置に当たっては、特別支援学校にふさわしい施設となるよう改修工事を行うとともに、必要な備品等を整備しました。

また、教職員については、標準法に基づき配置を行っており、分教室である末広校舎については、本校と一体として定数を算定することとなっております。今後も引き続き、児童・生徒一人ひとりの障がいの状況に応じ、きめ細かな対応を図ることができるよう、教職員全体の適正配置に努めてまいります。

(要望)

⑨自力通学に向けた支援制度の創設を関係機関に働きかけること。また、特別支援学校に通う医療的ケアの必要な児童生徒が安心・安全に通学できるように対策を講じること。

(回答)

通学支援連携システムは、障害者総合支援法上、市町村が実施する地域生活支援事業の移動支援事業の中に位置づけられておりますので、事業を実施しているNPO法人等と

の連携や働きかけを通じて、支援の充実に取り組んでまいります。

また、児童・生徒が特別支援学校に通う方法は、スクールバス、公共交通機関及び保護者等の送迎があります。医療ケア等が必要な児童・生徒につきましても、体調や医療ケア等の状態等を個別具体的に検討し、安全・安心な方法で通学していただいております。

（要望）

⑩特別支援学校の校外学習に、医療的ケアの必要な児童生徒が、親の付添がなくても新学期から参加できるように対策を講じること。

（回答）

校外学習及び遠足や修学旅行等の宿泊学習において、医療ケア等を必要とする児童生徒に対しては、学校ごとに参加方法等を個別具体的に検討し、看護師と教員が協働連携して安全に医療ケア等を実施しております。

しかしながら、児童生徒の状況によっては、安全に校外学習等を実施するために、保護者へ付き添いをお願いすることもあります。

なお、県教育委員会においては、看護師の引率をサポートするために、県教育委員会に所属する看護師を学校へ派遣する体制を整えております。

（要望）

⑪県立中原養護学校の再構築（建直し）計画を早急に行うこと。

（回答）

県立中原養護学校については、他の特別支援学校と同様に、適宜、適切に対応してまいります。

（要望）

⑫県立三ツ境養護学校の老朽化に対応して、新校舎建設の具体化を行うこと。

（回答）

県立三ツ境養護学校の老朽化への対応については、他の特別支援学校と同様に、適宜、適切に対応してまいります。

（要望）

⑬2026 年閉校予定の横浜市立北綱島特別支援学校は、横浜市や関係者と協議し、財政支援や県への移管も含めて存続を図ること。

（回答）

横浜市立北綱島特別支援学校は、当面の間、横浜市立上菅田特別支援学校の分教室として機能を維持すると横浜市教育委員会から伺っております。

なお、横浜市では、旭区に横浜市立左近山特別支援学校の新設が予定されております。県でも、平成 32 年 4 月に横浜北部方面特別支援学校（仮称）の開校を予定していることから、これらの状況を勘案し、特別支援教育が十分に保障されるよう横浜市等と連携を図ってまいります。

(要望)

⑭横浜市港北区内に肢体不自由児が通える 150 人規模の特別支援学校を建設し、横浜市北部、川崎市中部・北部の過大校及び通学時間の解消を行うこと。

(回答)

特別支援学校の設置については、「県立教育施設再整備 10 か年計画（まなびや計画）」を引き継いだ「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」に基づき新設校の整備を進めております。

横浜市北部については、平成 32 年 4 月の開校を予定し、横浜北部方面特別支援学校（仮称）の整備を進めております。

(要望)

⑮湯河原町に設置する県立小田原特別支援学校（養護学校）の分教室に、肢体不自由児級の設置を図ること。また、県立特別支援学校の分教室は、知的障害児が対象で給食設備もないので、知・肢併置で分教室ではなく分校として設置すること。

(回答)

湯河原・真鶴方面から小田原養護学校に通学する児童生徒の通学負担軽減のため、旧湯河原中学校跡地に、30 人規模の肢体不自由教育部門と知的障害教育部門を併設した分教室を整備する方向で、湯河原町などと調整を進めているところであり、調整が整い次第、早期に分教室の整備に着手してまいります。

(要望)

(6) 県立高校の耐震化、老朽化対策について

①県立高校の耐震化・老朽化対策工事促進を図ること。文科省は、児童・生徒たちが生活し、災害時には避難場所ともなる学校の耐震化に「Is 値」0.7 以上を求めている。しかし、県立高校は耐震化工事完了済みの学校を含め、ほとんどが文科省基準(Is 値 0.7)を下回っている。県立高校の耐震化基準を「Is 値」0.6 から 0.7 以上に見直すこと。

(回答)

平成 28 年度から「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」により引き続き耐震化及び総合的な老朽化対策等に取り組むとともに、緊急の老朽化対策が必要な箇所についても、その対応を進めております。

なお、神奈川県耐震診断基準は、東海地震及び南関東地震を想定し、安全防災局が策定した「神奈川県防災工事重要建築物等耐震診断基準及び耐震性判定指標値」に基づき、耐震診断を実施しており、見直す考えはありません。

(要望)

②老朽化、設備劣化が著しい県立高校の老朽化対策計画を早急に策定し、改修、改築を急ぐこと。

(回答)

平成 28 年度から「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」により引き続き耐震化及び総合的な老朽化対策等に取り組むとともに、緊急の老朽化対策が必要な箇所につい

ても、その対応を進めております。

（要望）

③冷房機器を県立高校の図書準備室・技能員室・体育科準備室・芸術科家庭科以外の特別教室・視聴覚室・教科準備室などすべての部屋に設置すること。

（回答）

県立高校への空調整備については、熱中症等、生徒の健康管理への配慮及び、学習環境の改善を図る目的で、県立高校の普通教室等への空調機の整備を完了しました。

新たに特別教室等を設置対象とすることについては、全県立高校への空調整備及びそのランニングコストに多大な経費を要することから、既存の空調設備の老朽化等の状況も踏まえ、今後の課題として検討してまいります。

（要望）

（７）全ての中学校で完全給食の実施を

①県立中等教育学校で給食を実施すること。

（回答）

現時点で、中等教育学校で給食を実施することは考えておりません。

なお、生徒の利便性を考えて、学校でパンを購入したり、学校で注文できる弁当を利用したりできるようになっております。

（要望）

②全国最低の実施率となっている中学校完全給食の施設整備と、運営費補助に対する県独自の助成制度を創設し、中学校完全給食の実施を促進すること。

（回答）

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費については、学校の設置者が負担することとなっており、また、施設整備については、国の補助制度があることから、県独自の補助制度の創設は考えておりませんが、財政負担を抑えて給食を実施している他の自治体の取組事例なども広く収集し、市町村主管課長会議などできめ細かく情報を提供してまいります。

（要望）

③栄養士配置の拡充など、市町村の学校給食充実を支援すること。安全で豊かな学校給食のために、地産地消、自校方式、直営方式で、災害時にも対応できるよう支援すること。

（回答）

学校栄養職員等の配置については、標準法に基づき行っております。

また、国に対しては、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、栄養教諭及び学校栄養職員の定数を改善するよう、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて要望しております。

中学校給食の実施については、学校の設置者である市町村が、諸事情を考慮し判断するものですが、県教育委員会としては、財政負担を抑えて給食を実施している他の自治体

の取組事例なども広く収集し、市町村主管課長会議などできめ細かく情報を提供するなどその実施を促してまいります。

（要望）

（８）全国学力テストについて

①全国学力テストは、全国的に平均点競争が過熱し、学力形成に結びついていないと問題になっている。

競争教育の弊害から子どもたちを守り、子どもたちが助け合い、ともに伸びる教育への転換をはかるために、その中止を国に求めること。

（回答）

全国学力・学習状況調査の調査結果については、地域住民にとって身近な市町村教育委員会及び学校が、教育上の効果的な活用方策や過度な競争につながらない方法を検討し、公表することが望ましいと考えております。

（要望）

②旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決（1976.5.21）は「学校別の結果公表を許容すれば」学力テストは教育基本法 16 条 1 項に違反するとしている。学力テストの弊害を加速する結果公表を行わないことを県として引き続き取り組むこと。

（回答）

全国学力・学習状況調査の調査結果については、地域住民にとって身近な市町村教育委員会及び学校が、教育上の効果的な活用方策や過度な競争につながらない方法を検討し、公表することが望ましいと考えております。

（要望）

（９）教科書採択の改善について

①小中学校の教科書採択については、採択地区の小規模化を図るとともに、政治的介入を排除し、憲法に基づく教育を保障すること。最終的に各学校採択をめざし、学校・教員の意向や保護者の意向がより反映されるよう改善すること。

（回答）

平成 24 年 9 月 28 日付け文部科学省初等中等教育局長通知『教科書採択の改善について（通知）24 文科初第 718 号』で、採択地区の適正規模化については「各市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努めること。」とされており、県教育委員会として、より一層の改善が図られるよう、市町村教育委員会に対する指導・助言に努めてまいります。

教科書の採択については、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続きにより行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択を徹底するとともに開かれた採択の一層の推進を図ってまいります。

（要望）

②高校日本史採択で県教委による特定教科書排除は、憲法・教育基本法に反し、教育への

政治的介入にあたるので改めること。

(回答)

神奈川県立高等学校で使用する教科用図書は、教育委員会で定めた採択方針に基づき校内の選定会議を経て校長が選定した使用希望教科用図書から教育委員会が採択しております。

平成 25 年度は、一部の日本史教科用図書には、県の考え方や取組と相容れない部分があることから、教育委員会において不採択になる可能性があったため、当該教科用図書の使用を希望していた学校長に再考を依頼いたしました。

また、平成 26 年 4 月及び 5 月に学校長等を対象とした説明会において、平成 25 年度に再考を依頼した経緯を踏まえた選定に留意するよう説明し、平成 27 年 4 月及び平成 28 年 4 月の説明会では過去の経緯について説明いたしましたが、特定の教科書を排除してはおりません。

(要望)

(10) 外国人学校への支援について

①朝鮮学校を含む外国人学校への県補助金（経常費補助）を復活するとともに、学費補助の拡充を行うこと。

(回答)

外国人学校に通う子ども達が国際情勢・政治情勢の不安定さに影響を受けることなく、安心して学ぶことができるよう、所得区分ごとに学費負担の軽減を図ることを目的とする補助を平成 26 年度から経過措置を設けながら実施しているところで、完全に新制度に移行するのは平成 29 年度となっております。

こうした移行期間の中で制度を見直すことは困難であり、移行期間完了後は、補助金について改めて評価・検証してまいります。

(要望)

②学費補助の申請方法を統一すること。

(回答)

朝鮮学園分の学費補助については、議会からの要望を踏まえて、平成 28 年度から県が直接申請書類を受理することとした経緯があるため、現時点で、申請方法を統一することは困難であります。

(要望)

③外国人学校の耐震診断及び、補強工事を行うこと。

(回答)

施設整備については、国や日本私立学校振興・共済事業団において補助を行っているところであり、県では、私立学校振興資金融資制度で利子補給をしております。

また、地震対策として、国及び県で耐震診断調査費の補助を行っているほか、国で学校法人立の耐震補強工事費の補助を行っているため、今後ともこうした方向で対応してまいりたいと考えております。

(要望)

(11) 夜間中学については、当該自治体任せにせず、地域適正配置や東京都に見られる教員配置など県が責任をもってすすめること。

(回答)

文部科学省は、夜間中学校について「学齢を過ぎた義務教育未就学者に対する中学校教育の保障」という目的から、これまで、それぞれの地域の実態に応じた各自治体の判断による設置及び運営が妥当としておりましたが、平成 28 年 9 月の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の中で、不登校生徒も本人の希望を尊重した上で受入れが可能であることが示されました。

上記平成 28 年 9 月の通知及び平成 27 年 7 月に通知された「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」等を受け、夜間中学校の設置や、現在在籍している不登校生徒、入学希望既卒者の受入れ推進等について、夜間中学校の設置者である市町村教育委員会とともに、引き続き検討してまいります。

設置されている夜間中学校については、標準法に基づいて教員を配置しております。

(要望)

(12) 卒業式・入学式における「日の丸」「君が代」の強制をやめ、「国歌斉唱」時の起立が強制ではないことを広く県民に知らせること。

(回答)

学校教育における「国旗」「国歌」の指導の取扱いについては、学習指導要領及び県の教育課程編成の指針に基づき、各学校では、教育活動に位置付けた指導を行うことになっております。

県教育委員会でも、卒業式や入学式をはじめとする教育活動においては、こうしたことを踏まえ、適切に対応するよう働きかけております。

(要望)

(13) 神奈川県内の小・中・高校のカリキュラムとして実施されている、自衛隊の体験学習は止めること。

(回答)

小・中学校の職場体験先の選定に当たっては、受入事業所等との連携・協力のもと、生徒一人ひとりの興味・関心に基づき、各学校が地域の実情や生徒の実態に応じて、適切に職場体験先を決定しております。今後も各学校において職場体験がその趣旨、ねらいに基づいて適切に行われていくよう、市町村教育委員会に働きかけてまいります。

県立高校の教育課程については各校で定めており、自衛隊の体験学習はキャリア教育の取組の一つであるインターンシップで実施している例があります。インターンシップの体験先の選定は、生徒の将来の進路等を考慮し、生徒自身の希望によって行われることが多いため、インターンシップの体験先として特定の事業所を排除することはできないと考えております。

(要望)

(1 4) 2005 年に一般財源化された就学援助制度を国庫補助制度に戻し、就学援助を必要とする全ての家庭が受けられるように国に求めること。

(回答)

保護者の負担軽減となる就学援助制度については、要保護について補助制度の充実を、準要保護について十分な財源措置を講じるよう、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会において国に要望しております。

なお、就学援助制度については、制度の施行者である市町村が所要の予算措置を行い、実施要綱等に則り決定するものとなっております。

(要望)

(1 5) 不登校の子どもたちが豊かな生活と学習ができるように、フリースクール等に対し家賃やスタッフの賃金などへの運営費を補助すること。

(回答)

県教育委員会では、現在のところ、フリースクールなどに対する補助金の交付等は考えておりません。

Ⅲ 高齢者・障害者福祉と県民のいのち守る医療の充実を

1 介護など高齢者福祉の充実について

(要望)

(1) 介護報酬の再改定について

①2015 年 4 月から介護報酬 2.27%のマイナス改定が実施されたが、処遇改善加算（＋1.65%）と認知症中重度加算（＋0.56%）を含んでの引き下げであり、実質的には 4.48%の大幅な引き下げと言える。介護事業所の経営難や介護従事者の労働条件の改悪を懸念する声が多数聞かれており、次期の改定では 10%以上の再改定を行うよう国に求めること。また、報酬の引き上げは「加算」ではなく介護報酬全体（基本報酬）の底上げを図るよう求めること。

(回答)

介護保険においては、施設や事業所の運営の実態を踏まえ、質の高いサービスが安定的に提供できる介護報酬や人員配置基準に見直すよう、国に要望しております。

(要望)

②介護報酬の増額改定においては、介護保険に対する国庫負担を増額するなど、保険料と利用料の利用者負担が増えないよう国に求めること。

(回答)

介護給付費財政調整交付金については、全国平均（5%相当）の交付率を下回る場合、不足額が第1号被保険者の保険料に転嫁され、保険料負担の増加につながるという問題があることについて、これを制度上別枠措置するよう国に要望しております。

(要望)

(2) 特別養護老人ホーム整備に関すること

①2015 年の介護保険制の改定で、要介護 1・2 の軽度者を特別養護老人ホームの入所対象から除外したことや、利用者負担の見直しや補足給付の見直しによって、経済的負担が増えたことで特養待機者が減少しているとのことである。

国に対して、このような改定をやめ、もとにもどすよう要求すること。そして、要介護度が低い高齢者や低所得の高齢者でも入所ができるように特別養護老人ホームの整備を進めること。

(回答)

要介護度 1・2 の方については、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であることなどを考慮し、特例入所として認めているところです。

低所得者の負担軽減については、補足給付等一定の措置が講じられているところですが、生活の実態を踏まえた負担軽減を図るための必要な財源措置が講じられるよう、国に要望しております。

(要望)

②特別養護老人ホームへの長期待機者を解消するよう、県の責任で未利用地を利用して特養ホームの整備・増設をすすめること。特に増設は、待機者の多い地域からすすめること。

(回答)

県では、「かながわ高齢者保健福祉計画」において特別養護老人ホームの計画的な整備促進を位置付けており、入所が必要な方々ができるだけ早期に入所できるよう、計画の達成に向けて努めてまいります。

(要望)

③2015 年の介護報酬の引き下げにより、小規模時事業者は大幅な減収を余儀なくされている。事業所の廃業、倒産、経営状況の悪化などの状況を県として把握すること。また、その状況を国に知らせ、介護報酬の引き上げを中止するよう、要求すること。

(回答)

介護保険法の改正については、国の社会保障審議会介護保険部会において議論が行なわれているところですので、県としては動向を注視してまいります。

(要望)

(3) 補足給付に関すること

①特別養護老人ホームや老健施設など介護保険施設で補足給付の見直しが実施された。補足給付の申請には、収入申告や負債状況を記入するだけでなく、預金通帳の写しの提出や金融機関への調査に関する同意書を一律に求めるなど、まるで生活保護の申請を思わせるような手続き内容に利用者・利用者家族から戸惑いの声が出ている。補足給付の申請の際に一律に同意書をとるのは、直ちにやめること。

(回答)

特定入所者介護サービス費（補足給付）の対象者判定に資産要件が追加されたことに伴う申請時の同意書添付については、介護保険法施行規則において義務付けられているところですが、在宅の要介護者や保険料を負担する方との公平性を高める趣旨により導入されたものであることについて、今後も利用者等の理解等が得られるよう周知を図ってまいります。

(要望)

②また、補足見直しにより経済的な負担が増え、施設入所が困難になる高齢者や施設を退所せざるを得ない高齢者が生まれている。低所得の高齢者が安心して施設に入所できるよう、県独自の制度を創設すること。

(回答)

県独自の制度については検討しておりませんが、低所得者の利用料等負担軽減については、生活の実態を踏まえた負担軽減を図るための必要な財源措置が講じられるよう引き続き国に要望してまいります。

(要望)

(4) 総合事業に関すること

昨年4月の「改正」介護保険法は、要支援1・2の訪問介護と通所介護を市町村の総合事業に移行することが決められた。総合事業に移行する際には、以下の点に十分配慮して行うよう県から市町村へ働きかけること。

①総合事業の開始と同時に「チェックリスト」が活用されることになったが、要介護認定の形骸化に繋がらないよう、要介護認定申請の意志が確認された場合には、「チェックリスト」の活用を控えること。

(回答)

チェックリストについては、必ずしも要介護認定を受けなくても、迅速なサービス利用を可能とするものとして、本人の状況確認のため用いるものとされているところですが、本人の希望に応じ、要介護認定申請を行うことも可能とされております。これら対応に当たっては、本人の相談内容や希望等を丁寧に聞き取った上で、適切に行われるよう、市町村に対し周知を図ってまいります。

(要望)

②要支援1・2の訪問介護と通所介護利用者を機械的に総合事業に移行しないこと。専門職種によるサービスが必要な人には、継続して現行相当の介護予防給付を認めること。

(回答)

要支援の介護予防サービスのうち、訪問介護及び通所介護については、平成29年4月までに市町村が実施する地域支援事業に順次移行するものとされておりますが、引き続き介護保険制度内のサービス提供であることや財源構成に変更が生じるものではありません。

県としては、実施主体である市町村において、要支援者に対する支援体制が後退することのないよう取組を支援してまいります。

(要望)

③総合事業は、人員基準などを緩和した基準を認め、しかも報酬単価を現在の介護予防以下にしようとしています。サービスの質を確保するためにも適切な報酬単価の設定と必要な人員や専門職員配置を行い、介護サービスの充実に努めること。

(回答)

総合事業におけるサービス提供は、国のガイドラインにより、実施主体である市町村が、サービス内容に応じ、人員基準、運営基準等の内容を勘案の上、地域の実情に応じたふさわしい単価を定めるものとされているところですが、これによるサービス提供が、高齢者の自立支援に資する質の高いものとなるよう必要な情報提供等を通じて支援してまいります。

(要望)

(5) 介護・福祉労働者の確保と処遇改善

①県独自の人材確保対策や人件費補助のための措置を講じること。その上で、職員配置基準や常勤換算問題について、引上げや見直しを国に働きかけ、改善を求めること。

(回答)

県としては、直接人件費を助成することは検討しておりませんが、介護保険施設等における職員配置基準については、当該施設等に求められる役割の変化などに応じ、改善が必要である場合には、国に対し、制度改正等の機会において、適宜必要な見直しを行うよう働きかけてまいります。

一方で、県は、地域医療介護総合確保基金等を活用して、「多様な人材の確保」、「資質の向上」及び「労働環境等の改善」の3つを大きな柱として、介護ニーズの高度化・多様化に対応できる質の高い介護人材の養成・確保に取り組んでおります。

本県独自の介護人材確保対策として、平成28年度は、介護の仕事の魅力を広く県民に発信し、介護に携わる人材のすそ野を広げる取組として「介護フェア in かながわ」を開催いたしました。また、サービスの質の向上や人材育成、処遇改善に顕著な成果をあげた介護サービス事業所等を表彰し、奨励金を交付する「かながわベスト介護セレクト20」を開始いたしました。

(要望)

②介護職員の処遇改善加算は、以前支給していたように介護報酬から切り離し、処遇改善交付金として支給するよう、国に対して働きかけること。また、介護職員の資格取得・スキルアップ支援に取り組むとともに、給料実態を資格ごとに把握し、それを根拠に給料引き上げへ対策を講ずるよう、国に強く求めること。

(回答)

県は、介護職員初任者研修や実務者研修の受講費等を負担する介護事業所への補助や、介護福祉士等修学資金貸付制度により介護職員の資格取得やスキルアップ支援に取り組んでおります。

介護従事者の賃金については、介護職員処遇改善加算の算定によって、各施設・事業所の介護職員等の給与の改善を図ることとなっておりますので、制度の周知を図るとともに、必要な手続きを円滑に進めてまいります。

また、職員の定着、資質向上の取組を介護報酬で評価する等、事業所に対してインセンティブが働く仕組みを構築するよう国に要望しております。

(要望)

(6) 介護保険法に関する下記の内容について国への要望すること。

①2017年の介護保険法「改正」において生活援助をはじめとする軽度者のサービス削減や利用料の引き上げを実施しないこと。

(回答)

介護保険法の改正については、社会保障審議会介護保険部会において議論が行なわれているところですので、県としては動向を注視しているところです。

(要望)

②一般財源の導入による介護職員の大幅な処遇改善を実現すること。

(回答)

介護従事者の賃金については、介護職員処遇改善加算の算定によって、各施設・事業所の介護職員等の給与の改善を図ることとなっておりますので、制度の周知を図るとともに、必要な手続きを円滑に進めてまいります。

また、職員の定着、資質向上の取組を介護報酬で評価する等、事業所に対してインセンティブが働く仕組みを構築するよう国に要望しております。

(要望)

③必要な介護サービスが保障されるように現行制度を改善し、施設などの基盤整備を強化すること。

(回答)

県では、福祉施設等を開設しようとする法人等に対して補助を行い、福祉の基盤整備に取り組んでおります。

(要望)

④以上を実現するために、消費税増税によらない必要な財源を確保すること。

(回答)

介護保険財政については、国によって必要な財源が確保されるものと考えております。

(要望)

(7) 高齢者が地域で生き生きと暮らせるために

①高齢者の社会参加や生活維持等のため、バス路線維持など交通不便地域の公共交通の維持・充実に取り組んでいる市町村を県として財政支援すること。

(回答)

地域の実情に応じた取組は、市町村が行う事業であるので、県による市町村への財政支援を行うことは考えておりません。

県は、公共交通の連続性・利便性の向上を含め、総合的に交通施策を推進しております。その中で、バスを中心とした地域交通については、基本的には、市町村が事業者への働きかけにより計画的な取組を行い、県は、広域的視点により、市町村の取組に対し支援を行うものと考えております。

具体的な支援としては、県及び県内市町村、バス協会等で構成する「神奈川県地域交通研究会」において、コミュニティバスの取組事例の紹介や、国の助成制度などについて、情報提供や意見交換を行っております。なお、県は、生活交通確保の観点から、一定の広域性が認められるバス路線について、国と協調して、運行経費等を補助しております。

(要望)

②ミニバス運行など努力している事業者、自治会、NPOなどに対し県として財政支援を行うこと。

(回答)

地域の実情に応じた取組は、市町村が行う事業であるので、県による補助を行うこと

は考えておりません。

また、N P O に対しても、活動を維持するための財政支援を行う考えはありません。

(要望)

③独居高齢者の実態把握を市町村と連携して行い、孤独死などを未然に防ぐための対策を強化すること。

(回答)

県では、孤独死防止対策や支え合い活動を通じた見守りについて、これまで行ってきたモデル事業の成果を県のホームページに掲載し、そのノウハウを普及するなど、高齢者が孤立しない地域コミュニティづくりを市町村や関係団体との連携により今後も進めてまいります。

また、県では、誰もが孤立せず、地域で安心して暮らしていけるよう、孤立死・孤独死等のおそれのある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげることを目的として、個人宅を訪問する事業者と地域見守り活動を進めていただくための協定を締結しております。

今後も、こうした取組のほか、民生委員・児童委員の活動支援など、地域住民等による見守り活動の充実を図ってまいります。

なお、県では、「地域見守り活動に関する協定」に基づき、市町村や警察、消防と連携した地域見守り活動に関する協力体制づくりに取り組んでおります。

(要望)

④高齢者の未病や地域支援活動、訪問活動に対して財政的支援を行うこと。

(回答)

ボランティア活動に対する助成等については、社会福祉協議会等が実施しているため、県としては、直接財政的支援を行う考えはありません。

(要望)

⑤高齢者向け県営住宅（シルバーハウジング）を増やすこと。

(回答)

県では、平成 13 年度に「神奈川県公営住宅ストック総合活用計画」（現、神奈川県県営住宅ストック総合活用計画）を策定し、それまでの新規供給から、建替工事や改善工事を主体とした既存ストックの有効活用に軸足を移して、事業展開を図っております。

今後も、社会情勢の変化を踏まえて公平かつ的確に住宅を供給できるように、既存の県営住宅を最大限に有効活用しつつ、建替えや長寿命化のための修繕・改善事業を実施し、高齢者向け住戸を含め必要な戸数の確保に努めてまいります。

なお、シルバーハウジングについては、福祉サービスの提供を市町村が分担する条件で設置しております。

(要望)

⑥高齢単身者が入居できる公営住宅を増設すること。また、民間賃貸住宅等の入居の場合は家賃補助を行うこと。

(回答)

県では、平成 13 年度に「神奈川県公営住宅ストック総合活用計画」（現、神奈川県県営住宅ストック総合活用計画）を策定し、それまでの新規供給から、建替工事や改善工事を主体とした既存ストックの有効活用に軸足を移して、事業展開を図っております。

今後も、社会情勢の変化を踏まえて公平かつ的確に住宅を供給できるように、既存の県営住宅を最大限に有効活用しつつ、建替えや長寿命化のための修繕・改善事業を実施し、高齢単身者向け住戸を含め必要な戸数の確保に努めてまいります。他の公営住宅も県営住宅と同様の状況です。

また、県としては、家賃補助を行なうことは検討しておりません。家賃補助制度については、国の検討によると、財政負担が際限なく増大するおそれ、市場家賃の上昇を招くおそれ、など整理すべき課題があるとされております。

なお、国では現在、住宅施策として、民間賃貸住宅などを活用した高齢者も含む新たな住宅セーフティネット制度の創設に向けて検討を進めておりますので、県としては、今後、この制度の活用の可能性について検討してまいります。

(要望)

(8) 年金制度について県民、高齢者の生活を向上させ、神奈川県経済活性化と財政の安定をはかるため、下記事項を国に求めること。

- ①物価が上がっても賃金下がれば賃金に合わせて給付をマイナスにするなど、際限のない年金削減を狙う年金制度の改悪は行わないこと。
- ②年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。
- ③全額国庫負担の最低保障年金制度の実現をはかること。
- ④高齢者の生活を安定させるため年金の毎月支給を実現すること。
- ⑤年金積立金の株式運用の拡大は止め、給付額を引き上げること。

(回答)

年金の制度設計は社会保障制度全体の中で、国において議論すべきものと考えております。

なお、年金業務の運営については、日本年金機構が担っておりますので、要望の趣旨を日本年金機構に伝えてまいります。

2 障がい者福祉予算の増額、生活支援・医療の充実を

(要望)

(1) 2014 年障害者権利条約を批准したことを受け、その理念を広げ、県のあらゆる施策に反映するために、障害者権利条例や障がい者差別禁止条例を制定すること。

(回答)

障がい者差別に関する取組は、今後の国の動向等も踏まえながら、法に基づく取組を積極的に進めてまいります。県としての条例制定については、他県で障がい者差別解消に関する条例が制定されている例もあり、障がい者に対する正しい理解の普及啓発を進めるうえで、一つの選択肢であると認識しております。

こうした取組を進めるに当たって、どのような方法が最も効果的なのか、条例の制定の

必要性も含めて、関係者の皆様から広くご意見をいただきながら、検討してまいります。

(要望)

(2) 障害者差別解消法における「差別を解消するための措置」として位置づけられる「差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の不提供の禁止」を具体化すること。

(回答)

県では、障がい者団体等に対して、実際に差別を体験した事例について、アンケート調査等を実施し、平成 28 年度に策定した職員対応要領に具体的な事例を記載しました。

また、今後、平成 28 年 8 月に設置した「障害者差別解消支援地域協議会」において、障がい者差別に関する事例集を作成し、公開していく予定としております。

(要望)

(3) 障害者差別解消法や、ともに生きるかながわ憲章などの主旨を生かし、障害に対する理解が得られるよう、県の全職員に対し研修を重ねると共に、現場の見学などを行うこと。

(回答)

障害者差別解消法の施行に伴う職員への研修については、職員対応要領の中で、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、必要な研修を行うこととしており、実施する研修としては、階層別研修の中の、新規採用職員向けの研修や新任管理職研修において、差別解消法に関する研修を行うこととしております。

研修内容は、障がいに関する基本的な理解や、障がいのある方と接する際に配慮すること、また、差別解消法に関する取組などです。

この他に、職員が選択する研修の中で、これまでも実施しておりますが、「障がいの理解と障がい者への対応」という講座があり、この中で、障がい当事者の方に講師をお願いしております。この研修は、今後も引き続き実施してまいります。

さらに、各所属の人権男女主任者を対象とする研修においても、「障害者差別解消法の施行について」として研修を行っており、各所属において周知が図られるよう努めてまいります。

なお、研修以外にも、職員向けのサポートブックを作成し、県庁内のイントラネットにより職員への周知を図っております。

今後は、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨も含め研修等を実施してまいります。

(要望)

(4) 在宅重度障害者手当を以前の制度に復活し、拡充すること。

(回答)

在宅重度障害者等手当は、平成 22 年度の制度改正により支給対象者を重い障がいのある方に重点化し、現在も継続している制度です。

制度の創設から 40 年以上が経過して在宅の障害福祉サービスが充実したため、団体の方々や学識経験者にもご協力をいただいて検討を行い、制度改正をしたものですので、元

の制度に戻すことは考えておりません。

なお、制度改正で生まれた財源により、グループホームや日中活動の場の充実など、障がい者の地域生活を支えるための事業の実施に取り組んでいるところです。

(要望)

(5) 重度障害者医療費助成制度の拡充を

①重度障害者医療費助成制度を「障害者医療費助成制度」と改め、精神障害者2級までの通院費・入院費の助成を行うこと。また、ただちに精神障害者1級の者への入院費を助成する基準に改めること。

②当面、精神障害者2級の者について精神科以外の通院費3割負担を軽減するなど、段階的に助成制度の改善を図ること。

③市町村格差が懸念されることから、一部自己負担および、所得制限、年齢制限の導入を中止すること。また、中軽度の障がい者が65歳以降に障がいが重度化し、重度障がい者になった場合は助成対象とすること。

(回答)

重度障がい者の医療費助成制度については、平成24年度から、精神障がい1級の方の通院を対象としております。

県では、身体・知的の重度障がい者に相当するのは精神障がい1級であり、身体・知的障がい者との均衡を図る意味から、精神障がい1級の方を制度の対象としたところです。

また、入院を対象とするためには、市町村の財政的負担の問題や精神障害者入院医療援護金制度との関係を整理する必要があると認識しております。

制度のあり方については、見直しによる県民、市町村の影響が大きいことや、実施主体である市町村の実状が異なることから、様々な課題について整理した上で、引き続き市町村と協議してまいります。

(要望)

(6) 障がい者が障害者総合支援法に基づくサービス利用計画書を作成するにあたっては、障がい者の不安や疑問に答え、障がい者の意向に沿った計画が策定できるよう専任の相談支援員を配置した相談機関を増設するよう、市町村に働きかけるとともに県としても支援を強化すること。

(回答)

平成25年度から相談支援従事者初任者研修の受講定員を増やして相談支援専門員の育成に努めておりますが、主に計画相談に対する報酬が十分でないことから専任の相談支援専門員を配置できる事業所が少ないことは承知しております。

このため、計画相談に対する適切な報酬上の評価が行われるよう、本県単独での要望に加え、他都道府県とも連携し、16 大都道府県障害福祉主管課長会議などを通じて国に要望しております。

また、県では指定都市を除く5つの障害保健福祉圏域に障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターを設置し、地域における相談支援等のネットワーク形成や圏域自立支援協議会の開催、先行事例の情報提供等を通じ、市町村への働きかけや支援を行ってお

ります。今後も、様々な機会を活用しながら、市町村と連携し、相談支援の充実に努めてまいります。

（要望）

（７）各福祉関係団体が福祉ネットワークを維持し、県民と共に県民への福祉サービス向上に取り組めるよう「福祉の拠点施設」において活動し、幅広い支援策を生み出すことができるように環境整備の支援をすること。

（回答）

神奈川県社会福祉会館は、建設から 50 年近く経過し、老朽化や耐震性に課題がある状況となっており、大規模な補修工事は困難であるため、平成 30 年度までの利用としたところであります。

こうした中で、神奈川県社会福祉協議会が主体となって、新たな社会福祉の拠点としての整備に向けた協議を行っております。

県としては、この協議の場に参画し、新しい時代にふさわしい拠点として、どのような機能を備えていくのか、関係者の皆様と検討しております。

併せて、団体の活動の場についても、この中で議論してまいります。

（要望）

（８）障害者への支援の強化について

①視覚障がい者の投票する権利を確実に保障するため、選挙管理委員会の責任で投票所への誘導を無料で行うこと。または、選挙管理委員が訪問し、投票を受け付けること。

（回答）

選挙期間中には様々な選挙事務を執行していることから、選挙管理委員会が視覚障がい者の方を投票所へ無料で誘導することや選挙管理委員会委員が直接訪問して投票を受け付けることは、人員面や時間的制約の面から困難です。

しかし、県選挙管理委員会としても、視覚障がい者はもとより高齢者など投票所への移動が困難な方の投票の機会を確保する観点から、投票所への移動支援に関する施策の要望がありましたことを、選挙の際の通知などを利用して市区町村選挙管理委員会に伝えてまいります。

（要望）

②SP コードの普及促進を図ること。

（回答）

県では、視覚や聴覚に障がいのある方へのコミュニケーション支援の推進のため、県内全部局あてに通知を行っており、そこで S P コードの作成方法等を記載して普及促進を図っております。また、障害福祉課及び各県政総合センターに S P コードの読み上げ装置を設置しており、各部局で作成した S P コードの確認ができる環境を整備しております。

（要望）

③ライトセンターの指定管理料を増額するとともに、施設改修などを進めること。

(回答)

指定管理料について、現在の基本協定が平成 32 年度までの協定期間であり、その間の増額は困難です。次期協定締結時には、その時の状況に応じて適切に判断してまいります。また、施設改修については、必要性や緊急性を踏まえ、順次対応してまいります。

(要望)

④県内各市町村が実施している福祉タクシー制度において、その全てが県内どこでも利用できるように、県の支援を強めること。

(回答)

福祉タクシーの県内共通利用については、各市町村が独自に取り組んでいる事業ですが、市町村等の広域的な利用の足並みが揃えば、関係機関との調整について検討してまいります。

また、市町村が実施している福祉有償運送事業について、県では、各市町村職員対象の制度説明会等を開催するなど支援を行っており、引き続き市町村と連携して、福祉有償運送事業を進めてまいります。

(要望)

(9) 県社会福祉会館使用停止（耐震性を施せない）後も、障がい者団体、福祉関係団体の活動が円滑に継続できるように対策を講じること。

(回答)

神奈川県社会福祉会館は、建設から 50 年近く経過し、老朽化や耐震性に課題がある状況となっており、大規模な補修工事は困難であるため、平成 30 年度までの利用としたところであります。

こうした中で、神奈川県社会福祉協議会が主体となって、新たな社会福祉の拠点としての整備に向けた協議を行っております。

県としては、この協議の場に参画し、新しい時代にふさわしい拠点として、どのような機能を備えていくのか、関係者の皆様と検討しております。

併せて、団体の活動の場についても、この中で議論してまいります。

(要望)

(10) 重症心身障害者への成年後見人は、経済活動に伴う後見よりも、身上監護および福祉的ケアの役割を多く求められる実情がある。そのため一部の市では、市の社会福祉協議会や安心センターが法人後見の機能を持ち、行政と緊密な連携を保ちながら本人の生活支援を含めた後見役を担っている。このような成功例を県全体に広めること、また市民後見人養成を担っている各地の社会福祉協議会が障害者のための法人後見人を行うことができるよう支援すること。

(回答)

長期間にわたる継続した支援や組織的に対応可能な法人後見は、今後ますます重要となってくると認識しており、県では、市町村社会福祉協議会による法人後見の立上げのための支援や、市町村社会福祉協議会やNPO法人の法人後見担当者向けの研修を行ってお

ります。

また、法人後見を実施していない市町村社会福祉協議会を集めた連絡会や、法人後見実施機関と地域福祉関係者の連携や情報交換を目的とした法人後見意見交換会などを実施し、法人後見の必要性について説明するなど、働きかけを行っております。今後も、法人後見実施機関が増加し、受任が促進するよう事業を進めてまいります。

(要望)

(11) 精神疾患（障がい）について

①精神障がい者が地域の中で生活ができるよう、グループホームやデイケアの充実、相談支援員を増やすなど、支援施策の拡充を図ること。

(回答)

県では障がい者の地域移行を促進するために、市町村推進事業交付金による各種事業により、障がい者が入所施設や病院からグループホーム等に移行するための支援や、グループホームの家賃、運営費等に対し助成する市町村に交付金を交付しております。さらに、精神障がい者の地域移行を進めるため、精神障害者地域移行・地域定着支援事業に取り組んでおります。退院後の住居確保や地域の支援に向けた課題に対しても、引き続き、居住支援関係者等との協力、連携し、体制整備を進めてまいります。

(要望)

②長期入院の結果、退院後の生活の見通しが見えないまま年齢を重ねている精神障がい者の地域移行・地域定着支援の市町村事業に県としても助成すること。

(回答)

障害者総合支援法の市町村地域生活支援事業に基幹相談支援センター等機能強化事業や住宅入居等支援事業などの地域移行・地域定着支援のための事業が位置付けられていることから、市町村が当該事業を実施した場合、県は国庫補助基本額の4分の1を補助しております。

(要望)

③精神科入院医療における「精神科特例」の廃止を国に働きかけること。

(回答)

「精神科入院医療における医師・看護師の人員配置基準」については、医療法施行規則によって定められるものと承知しております。

(要望)

④若者が自らの精神的不調に気づき、早期に助けを求めるためにも、また障害を理解し偏見や差別を生まないためにも、学校教育の中で精神障害について学習内容を充実させ、正しく学ぶ機会を増やすこと。

(回答)

児童・生徒は、学習指導要領に示された内容を発達段階に応じて学習しており、その中に心の健康や精神と健康に関する内容も含まれております。

(要望)

⑤脳性マヒやポリオ等の二次障害を予防・治療する総合的な対策を講じること。

ア.当事者や専門家も含めての検討や研究をすすめる機関を創設すること。

イ.必要かつ専門的な医療が受けられる専門医療機関等の拡充や連携、医師等の育成を推進すること。

(回答)

脳性マヒやポリオの方であっても、不眠やうつ等の精神症状については、既存の精神科医療機関で治療等の対応が可能であると承知しております。

(要望)

(12)福祉施設整備について

①湘南東部福祉圏域に、医療型障害児入所施設及び療養介護事業所を設置すること。

(回答)

広域的な役割のある県としては、県内に新たに整備された医療型障害児入所施設に入所の必要性の高い重症心身障害児者の入所調整を行っているところです。

(要望)

②県央福祉圏域の医療介護型施設の増床と新規に施設を設置すること。

(回答)

重症心身障害児者の入所については、広域的な役割のある県として、県内に新たに整備された医療型障害児入所施設や療養介護事業所に入所の必要性の高い重症心身障害児者の入所調整を行っているところです。

また、障害児者が地域生活を維持継続するために重要な短期入所については、市町村事業推進交付金に統合された「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」により、市町村が広域連携により重症心身障害児者等への支援体制を整備する事業に対し助成し、圏域ごとに配置する拠点事業所において、重症心身障害児等に短期入所サービスが提供できる体制づくりを支援しております。

さらに、「短期入所強化事業」により、短期入所事業所の整備に対する助成を実施する等、その設置を促進しているところです。

今後も、こうした取組を進めつつ、重症心身障害児者が地域で安心して生活するために必要な対応を検討してまいります。

(要望)

③地域の総合病院に在宅の重症心身障害児・者が緊急時および家族のレスパイト時に入院できるベッドを確保するよう、県から働きかけるとともに財政的支援を行うこと。

(回答)

県では、在宅等に移行したNICU等長期入院児の保護者の負担を軽減する観点から、レスパイト入院を行う病院に対して、病床確保に係る経費及び実績に応じた看護師等の確保にかかる補助を行っています。

(要望)

④在宅の重症心身障がい児・者が通える、医療的ケアに対応できる通所施設を増やすこと。またその通所施設が、ショートステイも可能となるように施設の充実を図ること。

(回答)

県では、市町村事業推進交付金に統合された「障害者地域生活サポート事業」のメニューである「医療的ケア支援事業」により、通所施設等で看護職を配置し医療的ケアが必要な重症心身障がい児・者を受入れた場合に助成をする市町村に対し交付金を交付することで、医療的ケアに対応できる事業所の支援を行っております。

また、同じくサポート事業で「単独型短期入所促進事業」を実施し、通所施設等において行う、宿泊を伴う短期入所事業を実施する市町村に対して交付金を交付しております。

今後もこうした交付金の交付を通じて、在宅の重度障がい児・者への支援を行ってまいります。

(要望)

⑤重症心身障がい者の短期入所や日中一時利用ができる施設の増設を図ること。

(回答)

県では、在宅重度障がい者等の障がい特性に応じた施設及び設備の整備に係る助成として「短期入所強化事業」を実施する等により、引続き、短期入所事業所の設置促進に取り組んでまいります。

(要望)

⑥肢体不自由者の通所施設や生活介護事業所を増設し、利用者が選べる環境を早期に講じること。

(回答)

県は、医療的ケア等の必要な重度障がい者のグループホームや日中活動の場の確保等、施設整備等を促進する必要があると考えております。

そこで、これらを施設等整備方針とし、国庫補助協議対象事業を公募するとともに、この施設等整備方針に沿った整備計画を必要性、緊急性等の観点を踏まえ選定し、それらの設置促進を図っていくこととしております。

また、日中活動系サービスについては、第4期障害福祉計画の基本指針において、市町村と連携を取りながら、必要なサービスの見込量を計画に定めたところです。

また、サービスの実績等については、市町村からの情報をいただき、把握を行ってまいります。

(要望)

⑦肢体不自由者（重症心身障害者含む）のグループホームの設置を促進すること。また、医療的ケアを必要とする障害者も利用できるよう、積極的な医療との連携と設置が進むように、市町村に働きかけること。

(回答)

県では、医療的ケア等の必要な重度障がい者のグループホームや日中活動の場の整備を障害福祉施設等の整備方針とし、国庫補助協議対象事業を公募するとともに、この整備方針に沿った整備計画を必要性、緊急性等の観点で踏まえ選定し、それらの設置を促進していくこととしております。

また、市町村事業推進交付金に統合された「障害者地域生活サポート事業」のメニューである「グループホーム設置促進事業」によりグループホームの整備費等に助成する市町村に対し、交付金を交付しております。

今後も、こうした取組を通して、重度重複障がい者等のグループホームの設置促進に取り組んでまいります。

(要望)

⑧肢体不自由者が地域で安心して暮らすために、県として家賃補助の充実を引き続き行うこと。

(回答)

障害者グループホームの家賃補助については、市町村事業推進交付金に統合された「障害者地域生活サポート事業」のメニューである「グループホーム等利用者地域支援事業」を実施する市町村に対し、交付金を交付しております。

この事業は、各市町村が地域の実情に応じて家賃補助額等を設定し実施しているもので、県としては、市町村の意向を尊重しつつ、事業実施の促進が図られるよう、引き続き交付金の活用を周知してまいります。

(要望)

⑨親亡き後や高齢の障がい者を介護している家庭、一人暮らしの障がい者のための支援を充実すること。

(回答)

県は、今後も引き続き、障害福祉サービス事業者の適切な指定を行い、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を目指してまいります。

なお、平成 28 年 6 月 3 日付けで公布された改正障害者総合支援法において、施設入所支援や共同生活援助を利用していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスである「自立生活援助」が新設されたところですので、引き続き、国の動向を注視してまいります。

(要望)

⑩地域生活支援拠点の検討が各市町村で行われている。保健福祉圏域に 1 カ所、面的整備型で実施する市町村が多いようである。国や県が決定したことは、市町村が事業を実施する際の根拠となることが多いので、短期入所等の保健福祉圏域でカバーしなければならない機能と、24 時間安心コールセンター等の市町村でそれぞれ設置しなければ機能しない支援の位置づけやガイドラインを県が作成すること。

(回答)

地域生活支援拠点等については、国からは整備の基準等は示されておらず、各市町村の障害福祉計画において、地域の実情に応じて定めることとされており、国から示された計画の基本指針において、地域生活支援拠点等の整備については、「各地域における個別の状況に応じて、協議会等の場を用いて、関係機関等が参画して検討する。」とされています。

県では、各市町村が計画を作成する際に、圏域毎に検討会を実施し、各市町村単位では困難な機能として、県内の5つの障害保健福祉圏域で実施している「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」や「障害福祉サービス等地域拠点事業所」を活用していただけるよう周知いたしました。

なお、広域性、専門性の観点から、県所管域の市町村障害福祉計画に位置づけられた地域生活支援拠点等の整備を支援してまいります。

(要望)

⑪グループホームの設置が各市町村でより一層進めることができるように、県として支援すること。

(回答)

市町村事業推進交付金に統合された「障害者地域生活サポート事業」のメニューである「グループホーム設置促進事業」によりグループホームの整備費等に助成する市町村に対し、交付金を交付しております。

今後も、こうした取組を通して、重度重複障がい者等のグループホームの設置促進に取り組んでまいります。

(要望)

⑫単独型短期入所促進事業は、通所施設等がその対象となっているが、事業が促進されるよう当該事業内容を市町村に対してきめ細かく周知徹底すること。

(回答)

障がい児者が地域生活を維持継続するために重要な短期入所については、市町村事業推進交付金に統合された「障害者地域生活サポート事業」のメニューである「単独型短期入所促進事業」を実施し、通所施設等において行う、宿泊を伴う短期入所事業を実施する市町村に対して交付金を交付しております。

この事業は、各市町村が地域の実情に応じて実施しているもので、県としては、市町村の意向を尊重しつつ、事業実施の促進が図られるよう、引き続き交付金の活用を周知してまいります。

(要望)

⑬療養介護施設の入所者募集にあたり、医療的ケアの程度が重い人を排除しないよう、対策を講じること。

(回答)

療養介護事業所の入所者の選考に当たっては、真に入所が必要な方が入所できるよう、

広域的な役割のある県が入所調整を行っております。

特に、新規開設施設については、看護師や生活支援員の配置等の受入れ体制の整備状況を勘案しつつ、入所希望者が適切な施設を利用できるよう調整を図っております。

(要望)

⑭障がい者の移動支援サービスなどが利用できない地域がある。県として事業所設置を促し、何処に住んでいても、何時でも利用できるようにすること。

(回答)

障害者総合的支援法において、移動支援事業は市町村の地域生活支援事業の必須事業として位置付けられており、全市町村が地域の実情に応じて実施しております。ただ、人材不足で十分利用できない場合があるとの御要望もいただいております。

人材不足については、移動支援事業に限らず、様々な事業で課題となっていることは認識しておりますので、引き続き福祉・介護の人材確保に努めてまいります。

(要望)

⑮神奈川県は、障害者基礎年金の判定を行う医師が全国でもっとも少ない。十分な審査ができるように認定医を増やすこと。

(回答)

年金業務の運営については、日本年金機構が担っておりますので、要望の趣旨を日本年金機構に伝えてまいります。

(要望)

⑯障がい児の放課後等デイサービスを増設するとともに質の向上を図ること。

(回答)

放課後等デイサービスについては、障がい児支援の強化を図るため、児童福祉法の改正により平成 24 年 4 月から開始され、県内では、122 事業所から 505 事業所（平成 28 年 4 月 1 日現在）へと拡充されているところです。

しかし、事業所により、提供される支援の質に大きな開きがあることを踏まえ、国は、平成 27 年 3 月、事業を実施するに当たって必要となる基本的な事項を整理したガイドラインを示したところです。

県では、今後も引き続き、新規事業所の指定に当たり、事業所に対して、当該ガイドラインに基づいた適切な運営を行うよう指導してまいります。

また、指定放課後等デイサービス事業所の実地指導を行う際には、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に則った運営の指導を行ってまいります。

3 医療の負担軽減、地域医療拡充を

(要望)

(1) 神奈川県保健医療計画が実効性あるものとなるよう、臨床現場の医師の意見を生かすこと。

(回答)

保健医療計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルを活用して、保健医療計画推進会議等の意見を聞きながら計画の評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととしております。

保健医療計画推進会議については、県医師会、県病院協会、県精神科病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会から委員の推薦をいただいているところであり、こうした医療を提供する立場にある方々からも御意見をいただきながら、計画を推進してまいります。

(要望)

(2) 妊婦検診・妊婦健康診査制度の国交付金を充実するよう国に求めるとともに、本人負担ゼロを目指し、県として助成すること。

(回答)

国は妊婦健康診査臨時特例交付金について、平成 25 年 1 月末の平成 25 年度政府予算案にかかる閣議決定に基づき、事業期間を平成 24 年度で終了することとして、これまでの補正予算に替わり、地方財源を確保し、地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行したところです。

また、平成 28 年 7 月 29 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知「妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査結果について」においても、この考え方は明確に示されており、国の予算において必要な財源措置は行われているものと考えております。

(要望)

(3) 定期予防接種に係る経費は普通交付税措置ではなく、全額国庫負担とするなど、自治体間において費用負担の格差が生じることがないように、国に働きかけること。

(回答)

「予防接種に関する基本的な計画の施行について」（平成 26 年 3 月 28 日付け厚生労働省健康局長通知）において、「市町村が定期の予防接種に関する一連の事務を円滑に実施できるよう、関係者との調整や必要な財源の捻出及び確保に努める必要があること」が国の役割と定められたことから、今後は、県としても国の検討状況を注視しつつ、必要に応じて働きかけを検討してまいります。

(要望)

(4) 重粒子線治療に対する保険適用及び先進医療 A の継続を国に求めるとともに、県として治療費補助や治療費貸付とその利子補給をおこなうなど、患者負担を軽減すること。重粒子線治療に対する保険適用及び先進医療 A の継続を国に求めるとともに、県として治療費補助や治療費貸付とその利子補給をおこなうなど、患者負担を軽減すること。

(回答)

重粒子線治療については、平成 28 年度より一部保険適用及び先進医療の継続となっておりますが、患者の経済的負担の軽減に寄与するため、保険適用の対象の拡大を「平成 29 年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望いたしました。

重粒子線治療の患者負担軽減については、県民の負担を軽減するため、平成 28 年 2 月より重粒子線の治療費 350 万円の 1 割を支援しております。また、平成 28 年度から治療費を金融機関から借り受ける場合の県民の経済的負担を軽減するため、利子補給制度を創設いたしました。

(要望)

(5) 子宮頸がん予防ワクチン（HPV ワクチン）接種後の健康被害者を支援するために
①同ワクチンの接種を即時中止するよう国に求めること。

(回答)

現在、厚生労働省の専門部会において子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応の事例について、ワクチンとの因果関係の審議を行っておりますので、国の動向を注視してまいります。

(要望)

②副反応に対する治療体制、対応可能病院の情報提供体制を整えるよう国に求めること。

(回答)

国では、地域の医療機関及び厚生労働科学研究事業研究班の所属医療機関と連携し、地域における中核的な役割を担う医療機関として、各都道府県に協力医療機関の整備を行っており、神奈川県では 7 医療機関を選定しております。

(要望)

③被害を疑う保護者からの相談に応じる窓口を、県内に設置すること。

(回答)

子宮頸がん予防ワクチン接種後に症状が生じた方に対する相談窓口については、県の衛生部局及び教育部局に 1 ヶ所ずつ設置しております。

(要望)

④被害者が通院・入院等の治療にかかる医療費に対する助成制度を再開すること。

(回答)

県の支援制度につきましては、国の救済が進まない中、緊急支援的に実施したものです。平成 27 年 9 月に国の救済に向けた審査が再開したことから、県による支援の目的は果たされたと考えております。

(要望)

(6) 血友病は、内部疾患を基因としており、病態の発生を抑えるためには継続的に投薬治療等が必要です。このため医療費の助成なくしては治療の継続は考えられない状況です。引き続き医療費の助成を講じること。

(回答)

血友病患者の方で、満 18 歳未満の小児（18 歳到達時点で対象になっている方は 20 歳まで）の方については、小児慢性特定疾病医療支援制度の対象となります。お住まいの地

域を所管する保健福祉事務所に申請をいただき支給認定されると、自己負担なく医療を受けていただくことができます。

また、原則 20 歳以上の方で、県要綱の要件に該当する方は、一定の手続きをしていただくことにより、神奈川県先天性血液凝固因子障害等医療給付制度の対象者として医療費の助成を受けることができます。

(要望)

(7) 膀胱直腸障害 3 級・4 級についても医療費助成の対象とすること。

(回答)

重度障がい者の健康の保持と増進を図るため、県では医療費の自己負担分を助成する市町村に対して重度障害者医療費の補助を行っております。事業の実施は市町村が行っており、対象要件が市町村で定められております。

県の補助対象は、身体障害者等級 1・2 級、I Q 35 以下、身体障害者等級 3 級でかつ I Q 50 以下、精神障害者等級 1 級の重度障害者の経費（精神障害は通院に係るもの）が対象となっております。制度のあり方については、見直しによる県民、市町村の影響が大きいことや、実施主体である市町村の実状が異なることから、様々な課題について整理した上で、引き続き市町村と協議してまいります。

(要望)

(8) 一般不妊及び不育症治療について、医療保険の適用や費用の助成などの治療の実務に応じた新たな制度の創設を国に働きかけること。不育症の研究や人材育成を推進するように国に働きかけること。また、県の特定治療助成対象事業の対象枠を拡大し、不育症治療に係る検査及び治療費についても助成対象とすること。

(回答)

県では高額な治療費がかかる体外受精など特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、平成 16 年 10 月から治療費に要する費用の助成を行うとともに、不妊・不育専門相談センターにおいて相談支援を行っております。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とされるよう、国に対して要望してまいります。

また、不育症については、妊娠はするけれども、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返している状態を指すものとされており、その原因は母体によるもの、胎児によるものなど様々で、詳しく調べても原因がわからない場合が約 7 割近くあるとされております。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して保険適用されておりますが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少なく、治療方法などの研究が十分には確立されておられません。

こうしたことから、県としては、不育症の研究や人材育成の推進について国に提案してまいります。

なお、県としては支援制度の拡充や新たな制度を創設するのではなく、まずは、できるだけ多くの方に助成することによって、不妊に悩む方への支援を行ってまいります。

(要望)

(9) 国へ医業税制（診療報酬の事業税非課税及び社会保険診療収入への租税特別措置法第26条）の存続と、診療報酬への消費税ゼロ税率の適用を求めること。

(回答)

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置については、税負担の公平の観点から、見直しを検討すべきと考えております。

なお、平成28年度与党税制改正大綱では、事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置について、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討するとされております。

診療報酬への消費税ゼロ税率の適用については、平成24年8月に可決・成立した、いわゆる消費税法改正法において、「医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をする」こととされております。

また、「医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとする」とともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。」とされていることから、県として、今後の状況を注視する必要があるため、現段階では、御要望に沿いかねます。

(要望)

(10) 差額ベッド料をめぐるトラブルの解消を神奈川県行政の課題として位置づけ、市町村とも連携して実態把握を強め、病院の対応の適正化をはかるとともに、差額ベッド料についての基本的な理解や同意書の重要性を県民に周知するために、県として取り組みを具体化し、積極的な役割を果たすこと。

(回答)

特別の療養環境の提供（いわゆる差額ベッド）に係る料金については、保険医療機関は、厚生労働省が定める基準により徴収しており、不適切な運用を行っている医療機関への対応は、保険医療機関の指定・取消し権限を持つ国が行っております。

県としては、引き続き国の基準をホームページに掲載し、県民に制度の理解を周知するとともに、相談、助言を行ってまいります。

また、県では医療安全相談センターを設置し、県民からの医療に関する相談や苦情を受け付けており、差額ベッド料の相談につきましても適切に助言を行ってまいります。

(要望)

(11) お産難民にならないために、医師や助産師、看護師を増やし安心してお産ができる体制を確立するため、県として支援を強めること。また、院内助産所や助産師外来の普及、助産所開業の促進等、助産師の活用をすすめること。

(回答)

産科医等の医師確保が後退することがないように、今後も「地域医療介護総合確保基金」等を活用し、県内の医師確保対策の推進を図ってまいります。

助産所については、現在は嘱託医師での対応が困難で緊急に高次医療機関での対応を

必要とする救急患者が発生した場合、嘱託医師から周産期救急医療システムでの受入調整の依頼を受ける仕組みにより、母子の命を優先した対応が行われておりますが、医療機関と助産所との円滑な連携に向けて、意見交換の場を設定するなど支援を行っております。引き続き、安全・安心な周産期医療体制の充実に向けて、取り組んでまいります。

また、県では、周産期医療に従事する看護職員の能力向上や、助産師の助産技術を向上させるための研修を実施し、安全・安心なお産ができる環境づくりに取り組んでまいります。

（要望）

（１２）医師数、看護師数など神奈川の医療指標は全国最低水準を争う状況にある。医師・看護師・医療従事者の労働条件の改善を含め、必要な地域医療の確立に向けて医療提供体制を拡充すること。

①医師の確保対策について

ア、「国家戦略特区」において、医学部新設など医療秩序を混乱させる医師養成の具体化を行わないこと。

（回答）

県では、最先端医療・最新技術の追求と未病の改善という２つのアプローチを融合させ、誰もが健康で長生きできる社会を目指し、新たな市場・産業を創出する「ヘルスケア・ニューフロンティア」を推進しております。

この「ヘルスケア・ニューフロンティア」の取組を実現し、海外に発信していくためには、その担い手である国際的な医療人材が不可欠であり、こうした次世代の人材を養成するため、県立保健福祉大学に平成 31 年を目途にメディカル・イノベーションスクール（公衆衛生学研究科）の設置を目指してまいります。

（要望）

イ．勤務医の労働時間、日当直勤務、休日・年次有給休暇（取得状況）等の労働実態調査を行うこと。

（回答）

厚生労働省において、勤務環境に関するアンケート調査を実施しておりますので、国から情報提供を受け、勤務環境改善支援センターで実施する相談支援の際に、必要に応じて参考とさせていただこうと考えており、県として調査する予定はありません。

なお、勤務環境の改善に当たっては、医療機関の管理者層が自ら取り組んでいく必要があります。このため、医師、看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境の改善に向けた取組を行うための仕組み（勤務環境改善マネジメントシステム）を導入することを支援するため、各都道府県に医療勤務環境改善支援センターが設置されたところです。

同センターでは、勤務環境に取り組む医療機関からの相談に対して、医療労務管理アドバイザーと医業経営アドバイザーが専門的な支援を無料で実施するとともに勤務環境改善のための研修会の開催などに取り組んでおります。

(要望)

ウ. 新卒医師の初期臨床研修制度において、募集定員の調整枠の権限が国から県に移されたが、定数配分が大病院に偏ることがないように、中小病院の地域での役割や実績などを考慮して配分すること。

(回答)

本県では、医師確保が喫緊の課題であり、地域医療の確保の観点から、多くの研修医が県内の病院で初期臨床研修を行うことで、地域での医師の定着につながると認識しております。

初期臨床研修制度の見直しが実施され、各都道府県の募集定員上限の範囲内で、各病院の定員を都道府県が調整できる調整枠が設けられましたので、県では、各臨床研修病院の受入実績、受入希望、指導体制等を考慮して定員を柔軟に見直すことができるようになり、各臨床研修病院の受入希望を踏まえて配分しております。

なお、引き続き、医師臨床研修制度における募集定員を引き上げるよう、国に要望しております。

(要望)

②県内すべての准看護師養成停止及び移行問題について

ア. 県内の准看護師養成所がほとんど閉校になる事を踏まえ、希望する県内全ての准看護師が看護師に移行できる計画を策定すること。

(回答)

県では、准看護師の看護師の移行に対しては、看護師等修学資金の貸付金について、2年課程貸付枠を確保するなど准看護師の看護師資格取得を支援しております。

(要望)

イ. 県立保健福祉大学での併設等を含め希望者全員の受講を保障する2年課程通信制養成所の開設を早急に行うこと。

(回答)

2年課程通信制を設置することは考えておりませんが、県が作成する看護職の紹介冊子に近隣（東京都）の2年課程通信制の学校を掲載し、周知を図っております。

(要望)

③看護師等の卒後教育と雇用の質の向上について

ア. 看護師確保法で定めている卒後教育について、県内全ての看護職員が受講できる生涯学習制度を確立すること。

(回答)

県では、看護職員の資質向上のため、全ての新人看護職員が研修を受けられるような研修の体制整備に努めるとともに、実践教育センターにおいて認定看護師教育などを行っております。

(要望)

イ. 第 7 次看護職員需給見通しの神奈川県需給状況について、以下の事が実現できるものとする。

- i. 1 日 (1 回) の労働時間は 8 時間以内、夜勤交替制勤務者の勤務間隔 12 時間以上、週労働時間 32 時間以内にする。
- ii. 時間外労働の不払い賃金一掃の実現。
- iii. 妊産婦の夜勤や時間外労働がないこと。
- iv. 産前産後 8 週以上の休暇

(回答)

看護職員の需給見通しについては、まずは国の「看護職員需給分科会」等での検討を注視してまいります。

(要望)

(13) 神奈川県総合リハビリテーションセンター {リハセンター} について

2016 年度からの 10 年間の指定管理料設定の前提とされた、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 {リハ事業団} 職員の新給与体系は、技術や経験を蓄積してきた職員を正当に評価するものではないとして受け入れられず、看護職員をはじめとした多くの職員が退職し、リハセンターの機能喪失が懸念される事態となっている。

こうした事態を打開し、リハセンターが県民の医療福祉を充実・向上させる役割を十分に果たせるよう、県として、2016 年度から 2025 年度までの 10 年間の指定管理料を抜本的に見直して増額すること。

(回答)

リハセンターの指定管理料については、平成 28 年度からの今期指定管理期間における指定管理者募集の提案時に、リハ事業団から県の積算を下回る額の指定管理料が提案されており、業務実施上支障がないことを確認のうえ、平成 27 年第 3 回定例会においてご議決頂いているため、指定管理料は適切な額と考えております。

リハ事業団は、今年度から 37 年度までの 10 年間の指定管理期間について、職員確保を含めた事業計画を提案した上で、指定管理者として選定されているため、良好な施設運営に鋭意取り組んでいるものと承知しております。今後とも指定管理者として必要な人員の確保及び利用者サービスの向上など適切に施設運営を行っていくよう、リハ事業団を引き続き指導してまいります。

(要望)

(14) 大気汚染被害（気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫）に対する医療費助成を行うこと。

(回答)

環境省では、幹線道路沿道における局地的な大気汚染と呼吸器疾患との関係について解明するため、平成 17 年度から幹線道路住民を対象とした大規模な疫学調査を行いました。その結果によると、幼児と成人を対象とした調査では、自動車排出ガスとぜん息発症との間に関連性があるという結論は認められませんでした。一方、小学生を対象とした調査で

は、自動車排ガスとぜん息発症との間に関連性が認められておりますが、暴露量推計などに起因する不確実性が残る点に留意が必要であるとともに、関連性の程度（大きさ）については、十分な科学性をもって確定づけることまでは現時点で難しいとされております。

そのため、大気汚染被害について医療費助成を行うことは今のところ考えておりません。

（要望）

（１５）粉じん対策、建設労働者の健康対策、廃棄後の管理など、県民の健康被害を防ぐ、県のアスベスト対策の充実をはかること。また、国に対してアスベスト被害者の救済・根絶に向けた対策を強く求めること。

（回答）

県では、従前から「アスベスト除去工事に関する指導指針」を定め、事業者に対し、アスベスト除去工事について指導を行っているところであり、神奈川労働局と一体となって、県建設業協会、県建物解体業協会などの関係団体への周知徹底を図っております。

廃棄物の管理については、飛散防止を徹底するため、解体現場等への立入検査による保管状況の確認を行うほか、排出事業者向けの研修会により法令基準の遵守を周知しております。今後も、これらの取組を実施してまいります。

また、アスベスト被害者の救済・根絶に関しては、全国知事会から国に対して、石綿健康被害救済制度を充実するよう要望しております。

アスベスト粉塵曝露によって発病する「中皮腫、肺がん、石綿肺」については、国の責任において、関係機関等と連携して治療方法の研究・開発に取り組んでおります。

さらに、県としては、アスベストに関し、県民の健康不安に対応するための一般的な健康相談窓口を保健福祉事務所に設置しております。また、神奈川県立循環器呼吸器病センターでは、アスベスト専門外来が設置されており、アスベスト専門検診を実施しております。

（要望）

（１６）アスベストの存在を確認せず、改修工事や飛散防止対策なしで解体工事が行われている。健康被害を促すような不適切な工事を把握し、改善指導を行うこと。

（回答）

県では、不適切事案に対応するため、大気汚染防止法で義務付けられている事前調査の実施について、業界団体を通じて事業者にも周知徹底を図るとともに、建物の解体に関する情報を把握するため、建設リサイクル法の届出情報を活用して、大気汚染防止法の届出が漏れなく行われるよう努めております。

また、立入検査を実施し、飛散防止の措置が適切に行われるよう、必要に応じて指導等を行っており、今後も、こうした取組を進めてまいります。

（要望）

（１７）国民健康保険について

①国保都道府県単位化について

ア. 将来にわたる保険料増額をふせぐため、国に働きかけるとともに、保険料負担割合を協会けんぽ本人負担分くらいになるよう県として財政的支援を検討すること。

(回答)

県では、直接あるいは知事会等を通じ、保険料負担の軽減に向け国に対し財政支援の充実強化を求める要望活動を行っております。

なお、改正国保法附則には「国民健康保険制度全般について、医療保険制度間の公平に留意しつつ検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。」とあることから、他の医療保険制度に比べ重い保険料負担の解決責任は国にあると受け止めており、保険料負担軽減のために県として独自支援を行うことは困難です。

今後も、国の責任において保険料負担の軽減を図るよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

(要望)

イ. 市町村国保担当者に、国保都道府県単位化についての理解や認識の違いが見受けられる。国会審議も踏まえ、県として市町村に正確な理解を示し認識を共通にすること。

(回答)

県では、市町村を対象とした「国民健康保険・後期高齢者医療制度主管課長等会議」及び「国保制度改革に向けた県・市町村準備会議」等の会議を開催し、必要な情報の共有を図っておりますが、今後も引き続き、制度が正確に理解されるよう、情報共有に努めてまいります。

(要望)

ウ. 昨年、横浜市が資格証明書の発行について大幅な改善をされたが、その一方で滞納者との面会や対話もせず、一律に資格証明書の発行や強権的な滞納処分を行っている市町村の存在も聞いている。「資格証明書」の発行ならびに保険料の減免規定に関し、生活実態にあった運用とし、滞納制裁の乱用がないよう指導・監視すること。

(回答)

「資格証明書」の発行については、療養の給付を受ける権利を確保するために特別な事情の把握に努めるとともに、被保険者との接触の機会を確保し、相談・指導を行うことにより自主的な納付を促すという制度の趣旨を踏まえ、機械的な被保険者証返還の措置や資格証明書の交付を行わないよう市町村に対して助言・指導を行っております。

保険料の減免については、保険財政に影響を与えることから市町村の自主的な判断に委ねるところですが、公平公正な運用が行われるよう、市町村に対して基準を定めた要綱等を設けるよう助言・指導を行っております。

滞納処分については、財産調査に基づき国税徴収法等の法令に基づき適正に行われていると理解しており、財産等がなく納付が困難な者に対しては執行停止処分を行うとともに、必要に応じ生活保護担当課と連携した対応を行うよう助言・指導を行っております。

(要望)

②国民健康保険の「資格証明書」の発行ならびに保険料の減免規定に関し、生活実態にあ

った運用とし、滞納制裁の乱用がないよう指導・監視すること。

(回答)

「資格証明書」の発行については、療養の給付を受ける権利を確保するために特別な事情の把握に努めるとともに、被保険者との接触の機会を確保し、相談・指導を行うことにより自主的な納付を促すという制度の趣旨を踏まえ、機械的な被保険者証返還の措置や資格証明書の交付を行わないよう市町村に対して助言・指導を行っております。

保険料の減免については、保険財政に影響を与えることから市町村の自主的な判断に委ねるところですが、公平公正な運用が行われるよう、市町村に対して基準を定めた要綱等を設けるよう助言・指導を行っております。

滞納処分については、財産調査に基づき国税徴収法等の法令に基づき適正に行われていると理解しており、財産等がなく納付が困難な者に対しては執行停止処分を行うとともに、必要に応じ生活保護担当課と連携した対応を行うよう助言・指導を行っております。

(要望)

(18) 後期高齢者医療制度について

①後期高齢者医療制度の速やかな廃止を国に求めること。市町村とも協力し、75歳以上の方が負担する医療費を無料にすること。また、75歳の人間ドック受診料を無料にすること。

(回答)

後期高齢者医療制度については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が平成25年12月に制定され「高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う」ものとされました。県としては、制度見直しの動向を注視してまいります。

後期高齢者医療制度を含む公的医療保険において、患者が負担する一部負担金の負担割合は国が定めており、国民皆保険制度を持続可能なものとし、医療保険制度における財政基盤の確立と制度間の格差をなくす等の視点から、現行の水準としていると承知しております。制度の財政運営は県後期高齢者医療広域連合において行っているところですが、県としては、県内一律に医療費を無料にすることは困難です。

なお、人間ドックの実施に関する要望については、制度を運営する県後期高齢者医療広域連合に御要望の趣旨を伝えてまいります。

(要望)

②神奈川の平均保険料は東京に次いで高く、保険料負担率も制度導入当初に国が示した一割を超えている。県として財政措置を取り、保険料負担を軽減すること。

(回答)

神奈川県後期高齢者医療広域連合が条例で定める保険料については、厚生年金の平均的な年金額受給者（年収188万円）の月額保険料は、全国平均を下回っているものと承知しております。また、後期高齢者負担率について、後期高齢者と現役世代の負担率は、平成20年度の制度発足時はそれぞれ10%、40%でしたが、後期高齢者人口の増加と現役世代人口の減少により現役世代の負担が大きく増加しないよう、保険料率改定の際、後期高

齢者負担率について、引上げが行われているものと承知しております。

県は、保険給付財源の 12 分の 1 を負担するとともに、低所得者等に対する保険料減額賦課相当額等についても負担しており、県が独自に保険料負担軽減のための助成をすることは考えておりません。

（要望）

③後期高齢者医療保険料の特例軽減の廃止をやめるよう国に求めること。また、県として財政措置を取り、引き上げ分に相当する保険料負担を軽減すること。

（回答）

国では、平成 27 年 1 月に社会保障制度改革推進本部において、医療保険制度改革骨子を決定いたしました。骨子には、負担の公平化等として、後期高齢者の保険料軽減特例については段階的に縮小する、平成 29 年度から原則的に本則に戻すといった内容が盛り込まれております。このように、具体的には、国において検討されていることから、国の動向を引き続き注視してまいります。

（要望）

（19）透析患者の疾病対策ならびに助成制度対策について

①通院困難者対策として、介護保険施設・医療保険施設間の患者送迎の費用が使えるように国に改善を求めること。

（回答）

介護保険施設の入所者が、人工透析など当該施設では必要な医療の提供が困難であるため、医師の指示により他の医療機関に通院する場合は、原則として当該施設職員が付き添う必要があります。この場合、介護職員の人件費、車両の使用に係る費用等は、当該施設の介護サービスの一環として行われるものであるため、当該施設が負担する必要があります。ただし、遠方の医療機関への入院等の場合は、交通費について当該施設が入居者から実費相当を徴収することは可能とされております。

なお、県では介護保険施設が提供する医療について、透析を行う場合は介護報酬で評価することや、医療保険で対応できる範囲を拡大することについて国に要望しております。

（要望）

②県主体の老健施設等の新設ならびに透析施設併設の推進を行うこと。

県内には、透析治療が可能な設備を併設する施設等が僅かしかない。既存施設においては併設を推進し、新たに設置する施設においては、透析治療施設併設を図ること。

（回答）

介護老人保健施設は、各市町村介護保険事業計画に沿って計画的に進めており、県が主体となって介護老人保健施設を増設する計画はありません。

また、介護老人保健施設は、病状が比較的安定している入所者に対する医療については、施設で対応することとされているため、施設が提供する医療の費用については介護保険の報酬で対応することとなりますが、透析を必要とする入所者の受け入れに当たって、現在の介護報酬等で対応することは困難と思われるため、県では、こうした透析を必要と

する入所者に対応できる施設の拡充を図るための介護報酬上の評価等の対応を国に要望しております。

（要望）

③医療従事者（医師・看護師）の往診の活発化推進を行うこと。

地域における中核病院を中心とした、医療機関ネットワークを駆使し、地域主治医（見守り医）や看護師による往診医療や在宅透析治療の実現が可能になるよう、往診の活発化並びに推進を図ること。

（回答）

県では、広域的な取組として、先行する自治体の取組事例を紹介するなど、市町村の体制づくりを支援するとともに、「地域医療介護総合確保基金」を活用して、在宅医療の担い手となる医師、看護師等の育成などを行い、市町村の取組を支援してまいります。

（要望）

④県は、将来を担う若者の健康意識教育の一環として、全県域で成人病、特に糖尿病に対する重症化予防と、体験談を伝えるような啓発活動を行うこと。

（回答）

生活習慣病の対策の一環として「かながわ方式保健指導促進事業」を6市町で実施しており、その保健指導方法の全県展開を目指しております。

また、世界糖尿病デーに本庁舎のブルーライトアップを行い、糖尿病の予防や治療、療養の喚起を呼びかけました。また、リーフレットの配布あるいは、県内大型ビジョンやバス内のデジタルサイネージにおいて、糖尿病対策の啓発映像の放映を行うなど、普及啓発を行っております。

（要望）

⑤県内・緊急災害発生時における透析患者への対応・透析施設との連携について、具体的、明確な施策を行うこと。

ア.神奈川県「透析患者支援マニュアル」で定めるネットワークの再確認として、透析病院・施設の被害状況などの受け入れ態勢、対応の情報確認の通信訓練を、インターネット、FAX、メール、電話等の積極的参画の啓発、奨励と徹底を行うこと。

（回答）

「神奈川県救急医療情報システム」の通信訓練については、年に1度実施しております。透析施設の参加率を高めるため、早期に開催予定時期をお知らせし、日程確定後は県内の透析施設に対する積極的な周知を行い、通信訓練を実施するよう努めております。

（要望）

イ.災害発生時に近隣透析施設間連携を図るための県内ブロック（横浜は3ブロック化）、ネットワーク化など、医療機関も交えた連携手段を具体的に整備、拡充すること。

（回答）

県では、県内の透析施設間の連携を図るため、横浜市、川崎市等と協議を行っており

ます。今後、医療機関も交えて検討を進めてまいります。

（要望）

ウ. ライフラインが停止した場合、県はどのような対応をするのか、市町村行政間での連携を如何に取り組んでいくのか、早急な対応策を検討すること。そのために、緊急車輛搬送、船舶の利用、自衛隊のヘリコプター等の移動も考慮した検討を行うために、国や県、医療、患者会等関係者が一同に会した懇談、検討会を実施すること。

（回答）

「災害時透析患者支援マニュアル」においては、支援が必要な透析患者の情報をがん・疾病対策課において市町村より集約し、医療救護本部へ伝達することとしております。

4 低所得者、貧困世帯への支援を

（要望）

（１）生活保護制度の改善・充実について

①生活保護受給者援護のため、県独自の夏季・年末など福祉手当を各１万円支給すること。

（回答）

生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民に対して、国の責任によって最低限度の生活を保障するものですので、手当についても、国において一元的に対応すべき事項であると考えております。

（要望）

②ケースワーカーの増員を図り、研修の改善・強化により、生活保護利用者及び生活保護を必要とする方々に寄り添った対応の充実を図ること。

（回答）

ケースワーカーの増員については、被保護者の増加や法改正による対応など、事務負担が増大していることから、体制強化と業務改善を国に要望しております。

また、ケースワーカーに対する研修は、県主催で年６回開催しているほか、平成２６年度より政令市が行う研修にもお互いに参加できるようにするなど、より多くの研修が受けられるよう、その機会を増やすことでケースワーカーの資質向上を図っております。

（要望）

③生活保護利用者全員を対象にした「資産調査」は、人権侵害であり止めること。

（回答）

生活保護制度は「保護の補足性」が原則となっているため、福祉事務所が資産調査等により、被保護者の資産状況を把握することは必要であると考えております。

（要望）

④各市福祉事務所とも連携しながら県としてイニシアチブを発揮して、一時的な仮住まいである無料低額宿泊所の入所者について、入所年数、アパート等への転居希望の有無と実現しない理由等について定期的に調査をおこない、居宅設定による自立支援を促進するこ

と。また、無料低額宿泊施設の実態を詳細に把握し、劣悪なものについては改善指導を厳しく行うこと。

（回答）

居宅設定による自立支援は、生活保護を実施する福祉事務所が生活保護受給者の生活実態と意向を把握して実施しております。

生活保護受給者への転居を含めた支援の方針は、受給者一人ひとりの状態に応じて各福祉事務所が作成し、取り組んでいるものです。

また、無料低額宿泊所につきましては、劣悪な環境とならないよう、運営基準を定め、社会福祉法に基づく監査を実施しております。引き続き、適正な処遇を図るため、県運営基準を遵守するよう指導してまいります。

（要望）

（２）生活困窮者自立支援法について以下の項目を国に働きかけること

①地域格差が生じないように、家計相談や子どもへの学習支援も必須事業とすること。

（回答）

生活困窮者自立支援法は、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として制度設計されたものと承知しており、国に働きかけることは考えておりません。

家計相談や子どもの学習支援につきましては、生活困窮者自立支援法第６条の規定に基づき、地域の実情に応じて実施できる事業となっております。

なお、国においては、法附則に定める３年後の見直し規定に基づき、生活困窮者自立支援の在り方等に関する論点整理のための検討がされておりますので、国の動向を注視してまいります。

（要望）

②就労訓練の１つである「中間的就労」は、最低賃金以下で働いてよいとなっており、生活困窮者を劣悪な労働環境においてもかまわないとするもので問題である。見直すこと。

（回答）

生活困窮者自立支援法は、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として制度設計されたものと承知しており、国に働きかけることは考えておりません。

認定就労訓練事業、いわゆる中間的就労につきましては、支援の実施体制が適切に整備されていること、関係法令が遵守されていることを確保するため、法第１０条の規定に基づき知事の認定を受けるとともに、事業の対象者は、自治体の支援決定を受けた方に限られ、自立相談支援機関が無料職業紹介としてあっせんすることで労働力の搾取とならないよう措置されております。

なお、国においては、法附則に定める３年後の見直し規定に基づき、生活困窮者自立支援の在り方等に関する論点整理のための検討がされておりますので、国の動向を注視してまいります。

(要望)

③「住宅確保給付金」は、対象を離職者に限定せず広げ、使い勝手のいいものに改めること。

(回答)

生活困窮者自立支援法は、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として制度設計されたものと承知しており、国に働きかけることは考えておりません。

住居確保給付金は、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うことが要件とされております。

なお、国においては、法附則に定める3年後の見直し規定に基づき、生活困窮者自立支援の在り方等に関する論点整理のための検討がされておりますので、国の動向を注視してまいります。

(要望)

④生活困窮者支援法には経済的給付はほとんどなく、生活困窮者の支援の実態とかけ離れたものになっているため改善すること。

(回答)

生活困窮者自立支援法は、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として制度設計されたものと承知しており、経済的給付について国に働きかけることは考えておりません。

なお、国においては、法附則に定める3年後の見直し規定に基づき、生活困窮者自立支援の在り方等に関する論点整理のための検討がされておりますので、国の動向を注視してまいります。

(要望)

⑤相談窓口業務は就労に偏った支援である。給付金についても再就職ができそうな人にしか利用を認めないなどの運用はさけること。

(回答)

生活困窮者自立支援法は、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として制度設計されたものと承知しており、国に働きかけることは考えておりません。

住居確保給付金は、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うことが要件とされております。

なお、国においては、法附則に定める3年後の見直し規定に基づき、生活困窮者自立支援の在り方等に関する論点整理のための検討がされておりますので、国の動向を注視してまいります。

(要望)

⑥生活保護を受けるべき人が自立相談窓口に回され、生活保護が受けられず帰されることにならないよう、運用に配慮すること。

(回答)

生活保護が必要な方については、適切に生活保護につなぐことが基本と考えております。

(要望)

(3) 生活困窮者への支援

①生活保護受給者、低年金で暮らす高齢者をはじめ、生活困難に直面している県民への支援事業を充実させるため、生活実態調査を市町村と協力して行うこと。

(回答)

生活困窮者の状況把握については、県庁内の各部局の持つデータを持ち寄り、部局横断的に情報共有を行っており、調査を行うことは考えておりません。

(要望)

②生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談体制の充実において、低所得者の冷・暖房対策や熱中症予防の充実がどのようにできるのか具体的に示すこと。

(回答)

直接的な給付は困難ですが、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談体制の充実に努めてまいります。

(要望)

③「住まいの確保」に困っている住民に対する公営住宅の空き部屋への入居のあっせんについて、市町村の意見を聞きながら検討した結果（検討の過程も含め）を明らかにすること。

(回答)

公営住宅等情報の効果的提供のため、市町村等に意見を伺い、入居者募集情報が掲載された「かながわ住まいの情報紙」の県民配布機関の増設や、配布部数の適正化を行いました。

(要望)

④民間アパートへの入居について、家賃補助などの支援を行うこと。

(回答)

家賃補助制度については、国の検討によると、財政負担が際限なく増大するおそれ、市場家賃の上昇を招くおそれ、賃貸住宅の質の向上に繋がらないおそれ、適正な運営のための大規模な事務処理体制が必要など整理すべき課題があるとされております。県としては、国の検討の動向を見守ってまいります。

なお、生活困窮者自立支援法に基づき、再就職のために居住の確保が必要な方を対象に、家賃費用について、住居確保給付金が支給されます。また、生活保護受給者に対しては、国の定める基準により、住宅扶助として家賃費用が支給されております。

(要望)

⑤県営住宅の新設など低所得者の住まいの確保を進めること。

(回答)

県では、平成 13 年度に「神奈川県公営住宅ストック総合活用計画」（現、神奈川県県

営住宅ストック総合活用計画）を策定し、それまでの新規供給から、建替工事や改善工事を主体とした既存ストックの有効活用に軸足を移して、事業展開を図っております。

現在、平成 25 年度に改定した「神奈川県県営住宅ストック総合活用計画」に基づき県営住宅の効率的な利活用を図るとともに、生活に困窮する方への確に供給していくこととしております。

このため、既存団地の建替えや個別改善を行い、住宅の居住性や安全性の向上を図りながら、継続的かつ安定的な住宅の提供に努めることとしておりますので、新規団地の建設は考えておりません。

また、国では現在、民間賃貸住宅などを活用した高齢者も含む新たな住宅セーフティネット制度の創設に向けて検討しておりますので、県としては、今後、この制度の活用の可能性について検討してまいります。

（要望）

⑥生活困窮者に対する県の生活支援施策を充実強化すること。

（回答）

生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談体制の充実に努めてまいります。

（要望）

⑦ひとり親家庭等医療費助成制度の自己負担、所得制限をなくすこと。

（回答）

ひとり親家庭等医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っており、制度設計については市町村も参加する検討会で協議を行って定めたものです。

また、一部負担金や所得制限については、制度の安定的かつ継続的な運営を図るため、市町村とも協議を行いながら定めたものですが、今後の方向性や、見直しに当たっては、対象者も多く県民への影響が大きいため、慎重に検討してまいります。

（要望）

⑧生活に困窮する高齢者、子育て世代、若者への家賃補助など住宅支援、住居喪失者のための住居と安定就労のための「チャレンジネット」のとりくみを、国とも連携して拡充すること。

（回答）

家賃補助制度については、国の検討によると、財政負担が際限なく増大するおそれ、市場家賃の上昇を招くおそれ、など整理すべき課題があるとされております。

なお、県としては、国の検討の動向を見守ってまいります。

「チャレンジネット」については、生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者に対する自立相談支援事業等が開始されており、住居喪失の恐れがある方、再就職のために居住の確保が必要な方を対象に、家賃費用について、住居確保給付金の支給や、就労支援が実施されております。

(要望)

⑨就学援助費の所得基準を、生活保護費の1.5倍にすること。

(回答)

保護者の負担軽減となる就学援助制度については、要保護について補助制度の充実を、準要保護について十分な財源措置を講じるよう、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会において国に要望しております。

なお、就学援助制度については、制度の施行者である市町村が所要の予算措置を行い、実施要綱等に則り決定するものとなっております。

Ⅳ.雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済振興を促進する

1 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を

(要望)

(1) 労働者の権利擁護、労働組合育成を図る労働者保護行政機能の充実と体制の強化を図ること。労働行政にかかわる人員の増加をはかり、かながわ労働センター・各支所の体制を抜本的に強化すること。労働相談の体制と機能の充実をはかること。専門的な知識を持った職員を計画的に育成すること。

(回答)

労働者の保護にかかる機能については、主にながわ労働センターが担っておりますが、引き続き相談機会等の充実が図られるように努めてまいります。

また、労働センター、各支所については、職員研修を充実し、専門知識を持った職員を計画的に育成してまいります。

なお、組織及び人員については、現状を踏まえながら、必要な調整を行ってまいります。

(要望)

(2) 神奈川県労働委員会の事務局の人員を増やし、より使いやすく、より迅速な対応ができる体制を構築すること。迅速な審理を保障するために、労働委員会の審問室・控室の拡充をはかること。

(回答)

事務局職員の配置や審問室の整備等については、今後とも業務に応じて適切な事務処理が行えるよう努めてまいります。

(要望)

(3) 非正規労働者も含む、すべての労働者の安易な解雇を行わないよう企業に対し、強ちに指導・啓発をすること。雇用や地域経済に重大な影響を及ぼす事業所の閉鎖・縮小、リストラなどの経営計画については事前公表させ、労使間ばかりでなく下請関連企業や地元自治体との協議を行うよう要請すること。県としても情報を収集し、必要な指導・啓発を行うこと。

(回答)

非正規労働者を含む人員整理は、労働者の生活に大きな影響を与えますので、日頃から情報の収集に努めており、当事者からの要請があれば、労働条件等に関する事項について労使間の話し合いが円滑に行われるよう助言をしてまいります。

また、労働相談や事業所訪問等の機会を通じて、雇用調整のルールについて助言、啓発を行ってまいります。

(要望)

(4) 労働基準法など労働法規を遵守するよう指導・啓発を強めること。労働センターの相談などで違法行為を行う企業を把握した際は、直ちに労働基準監督署と協力し法規違反

を是正させること。人権侵害であるパワハラ・セクハラ・マタハラなどを根絶するために県独自の施策を行うこと。また、企業を強力に指導すること。いわゆる「ブラック企業」の根絶にむけた「ディーセントワーク条例」の制定など施策を実施すること。

(回答)

労働関係法規の遵守に関しては、県の広報誌やホームページへの掲載のほか、かながわ労働センターが実施している事業所訪問や労働相談など様々な機会をとらえて普及啓発を図ってまいります。

また、労働相談の内容で法令違反行為が明らかな場合や、いわゆる「ブラック企業」、「ブラックバイト」で悪質性の高い場合は、神奈川労働局に通報し、連携して対応するなど、取組を強化してまいります。

そのほか、職場におけるハラスメントの未然防止及び解決促進のため、毎年 12 月に「ハラスメント相談強化週間」を設定し、かながわ労働センター及び各支所において、通常の労働相談体制に加えて弁護士やカウンセラーを配置した特別労働相談のほか、各種セミナーを実施したところであり、引き続き、労働法規遵守の啓発及び職場におけるハラスメント対策に取り組んでまいります。

(要望)

(5) 若者に労働法の基本的知識を周知する取り組みを強めること。2015 年度に県が作成した若者労働ハンドブックを増刷し活用を思い切って広げること。高校 3 年生には、教育部門と連携し、私立学校も含む全生徒に配布すること。

(回答)

県では、学生や若い労働者に向けた労働法セミナーを開催するほか、かながわ労働センターで実施している出前労働講座やホームページ等で、労働関係法令の普及啓発を図っております。

なお、「若者労働ハンドブック」については、ポイントを絞って解りやすく解説したリーフレットを作成し、より多くの生徒に配布することを検討しているところです。

(要望)

(6) 建設労働者の技能訓練や外国人技能実習生も含めた、さまざまな技能検定がおこなわれている県立産業技術短期大学西キャンパス実習棟の老朽化対策をはじめ、施設・備品の改修・整備を早期におこない、訓練環境を抜本的に改善すること。

(回答)

県立産業技術短期大学校西キャンパス実習棟については、これまで関係団体等からいただいた御要望等を踏まえて修繕等を実施し、機能の維持に努めているところです。

今後とも技能検定や認定職業訓練校の職業訓練に不都合なく使用できるよう、計画的に修繕等を行ってまいります。

(要望)

(7) 「インベスト神奈川」「セレクト神奈川 100」で助成した企業が、労働者の大量解雇や重大な法令違反をおこした際には、助成金の支給を凍結すること。また、助成企業が

撤退や事業縮小などした際は、助成金の返還を求めること。

（回答）

施設整備等助成制度や企業誘致促進補助金では、対象施設における一定の常用雇用者の確保を義務付けておりますが、労働者の解雇を行ったことを理由に、助成金や補助金の支給を凍結することは考えておりません。

また、対象企業からは、事業認定申請時に法令遵守に係る誓約書の提出を受けております。

なお、対象企業が撤退や事業縮小などした場合は、法令及び規則等に基づき、適切に対処してまいります。

（要望）

（８）正規雇用を拡大するために、県独自の施策を実施すること。また、国に対し、実効性のある正規雇用拡大の対策を行うよう働きかけること。雇用の重要な役割を担う中小企業について、雇用確保・拡大にむけた県独自の支援策を行うこと。県の正規職員の雇用を増やすこと。

（回答）

県では、若年者向けに「かながわ若者就職支援センター」を、中高年齢者向けに「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を運営し、国・市町村・関係団体とも連携を図りながら、一人ひとりの希望に合った就業支援を行っております。なお、知事と神奈川労働局長との連名で、不本意非正規雇用の正規雇用転換などを経済団体あて要請しております。引き続き、こういった機会をとらえて、御要望の趣旨を国に伝えてまいります。

人員の配置に当たっては、業務量に応じて必要な職員数を調整したうえで、適正な配置を行っております。

（要望）

（９）雇用をさらに不安定化する労働法制の改悪について反対すること。直接雇用・無期雇用を原則とする雇用ルールを確立するよう国に求めること。

（回答）

県では、安定した雇用の実現に向けた取組を推進するため、いわゆる新しい雇用ルールの検討に当たっては、政労使の議論を十分に行う必要があるとして、その旨を国に提案しております。

（要望）

（１０）雇用の実態調査を行い、県の各機関への障害者雇用を促進するとともに、雇用率の低い大企業については、達成のための指導を行なうこと。中小企業などが障害者を積極的に雇用できるよう、県としての支援策を拡充すること。

（回答）

障がい者雇用に関する実態調査としましては、厚生労働省が毎年６月１日現在で、全国一律で、障がい者の雇用状況に対する調査を実施しており、県でもその結果を踏まえた施策を推進してまいります。さらに、平成 29 年４月から「障害者就労相談センター」を

「障害者雇用促進センター」に名称変更し、中小企業における障がい者雇用を重点的に支援することを検討しております。

一方、県では、身体に障がいのある方の雇用を促進するため、「身体に障がいのある人を対象とした職員採用選考（行政事務）」を実施し、平成 26 年度からは受験資格の年齢上限を無くすなど、雇用機会の拡大を図っているところです。

また、民間事業所における障がい者雇用を促進するため、「神奈川県障害者雇用推進連絡会」を設置し、労働団体、使用者団体及び行政機関による情報交換を行うとともに、企業への戸別訪問による障がい者雇用の働きかけを実施しております。

（要望）

（１１）国・神奈川労働局が策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン」に対応し、県としても独自に取り組みを強めること。非正規労働者の賃金・労働条件を労働局とも協力し調査して、条件を満たしている全ての労働者の労働保険、社会保険加入や、正規労働者との均等待遇、正規化への啓発を強めること。

（回答）

県では、平成 28 年度新規事業として、「正社員求人限定人材育成企業面接会」を開催し、正規雇用化の促進を図っております。

また、非正規労働者の適正な労働条件の確保等が図られるよう、「非正規労働者対策強化月間」を設定し、街頭労働相談や各種セミナーを実施しているほか、かながわ労働センターの職員による事業所訪問など様々な機会をとらえて、普及啓発に努めております。

なお、非正規労働者を含む常用労働者の賃金・労働条件については、厚生労働省が賃金構造基本統計調査を実施しており、非正規労働者のみを対象とした調査を実施する予定はありません。

（要望）

（１２）すべての労働者の年間総実労働時間を 1800 時間以下にさせるよう啓発・指導すること。特に働き盛りの男性正規労働者の労働時間を減らすよう啓発・指導すること。不払い残業をなくし、年次有給休暇取得のとりくみを強めること。模範となるべき県自らが、県職員の不払い残業の根絶と、有給休暇の完全取得を行うこと。

（回答）

年間総実労働時間の短縮や不払い残業の解消を図るため、広報誌への掲載やかながわ労働センターの職員による事業所訪問、労働相談など様々な機会をとらえ、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、さらに労働法の遵守について普及啓発に努めております。

一方、県では、「総労働時間の短縮に関する指針」を定め、時間外勤務の事前命令の徹底を行っており、時間外勤務命令に基づく勤務については、所定の時間外勤務手当を支給しております。

また、同指針において、年次休暇の取得促進についても定めており、平成 28 年 2 月には、知事を始めとする局長以上の幹部職員が「イクボス宣言」を行うなど、休暇を取得しやすい職場づくりを推進しております。

(要望)

(13) すべての県民が健康で文化的な生活を実現できるよう、生活保護水準を下回らない最低賃金の実現、少なくとも「時間額 1500 円以上」の実現に向け、国・神奈川労働局に強く働きかけること。県が直接雇用するすべての労働者の賃金時間額を 1500 円以上にすること。県が直接雇用する非正規労働者の労働条件を均等待遇とすること。

(回答)

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が地域における労働者の生計費、賃金等を考慮して、労働者の賃金の最低限度を定めるもので、県では決定された最低賃金が確実に守られるよう、今後とも県の広報誌やホームページ等の広報媒体を活用して着実に啓発に努めてまいります。

一方、職員の給与につきましては、地方公務員法に基づき、人事委員会勧告制度の下、労使で話し合いながら決定しているところです。また、非常勤職員等の勤務条件につきましては、一般職員との権衡等を考慮して措置しているところです。

(要望)

(14) 地域経済活性化の観点から、県内経営者団体などに対し、県知事が賃金の引き上げを要請すること。新たな公務員賃金の引き下げに反対し、県としても新たな賃下げ・労働条件改悪を行わないこと。

(回答)

賃金については、最低賃金法等を踏まえ、労働者と使用者の各当事者により決定されるもので、したがって、県内経営者団体等への要請は考えておりません。

一方、職員の給与の取扱いにつきましては、人事委員会勧告の動向や県政運営の状況等を見通しながら、その時点で判断するものと考えております。

(要望)

(15) すべての企業に対し「年金の全額支給まで雇用を継続する」よう強く啓発指導すること。高齢者雇用安定法 5 条及び 40 条に規定する高齢者団体に対し、援助・助成をはかり、育成すること。

(回答)

平成 24 年 8 月に高年齢者雇用安定法が改正され、(1)継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、(2)継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大、(3)義務違反の企業に対する公表規定の導入、(4)高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定等が定められ、平成 25 年 4 月から施行されております。

県としては、国と連携して、高年齢者雇用安定法の改正趣旨に反して、特定の対象者の継続雇用を排除しようとするものがないよう、事業主への啓発等に引き続き取り組んでまいります。

また、同法 37 条及び 44 条に規定する高齢者団体に対しては、国及び市町村との連携の下、適切な援助等をはかり、育成に努めております。

(要望)

(16) 障害者の「はたらく」支援について

①民間企業の発注に新たな仕組みを設け、直接的な公の発注にこだわらず、公的機関の発注を受けた企業が企業の中の仕事を障害事業所に出していくことにより企業と障害事業所の関係から、雇用や新たな仕事の創設に繋がる方法を検討すること。

(回答)

県では、障害事業所への発注について、障害者優先調達法に基づく取組なども含め、より促進させたいと考えており、受注を希望する障害事業所の一覧をホームページに掲載しているほか、県が設置する共同受注窓口「はたらき隊かながわ」では、受注の仲介等も実施しております。

しかしながら、公的機関の発注を受けた企業に対して、障害事業所に対する優先調達や業務委託等を求めることは、県が民間企業の経営に干渉することになるため、困難であると考えます。

(要望)

②商店街活性化等を利用して高齢者の居場所＋障害者事業所の製品販売（新たな事業所外活動）として部局や、さらには要援護者の種別（高齢、児童や障害者など）を越えて共に行える神奈川らしい取り組み（「居場所」＋拠点化）を発想した政策を検討すること。

(回答)

商店街が、「未病を改善する」取組により、地域商業の活性化を図るため、空き店舗を活用してコミュニティカフェ等を新たに設置する際、空き店舗の改装費等に対して補助等を行っております。

高齢化が進展する中、気軽に立ち寄ることができるコミュニティカフェなど、高齢者の社会参加や見守りにつながる取組が様々な形で進められております。

このうち、障害福祉サービス事業所等の取組としては、カフェの運営などを通じて、地域の方々が集える場とするとともに、製品販売を併せて行う事例があります。こうした取組が進められるのは望ましいことですが、御要望いただいた内容については、現行の障害福祉サービス事業等の制度的な枠組みに拠りながら実施することが可能ですので、新たな事業の施策化は困難です。

(要望)

③国立県営の神奈川障害者職業能力開発校について、職員配置は国基準を上回る県単加配を継続・充実するとともに、国基準の引き上げ・予算措置の充実を国に求めること。空調設備をはじめ施設設備の老朽化対策の早期実施をはかること。

(回答)

神奈川障害者職業能力開発校は、県が国の委託を受けて運営しており、障がいのある方の程度に応じて、きめ細かい指導を行う必要があるため、職員配置に関して県が一部負担しておりますが、県負担の解消に向けて、国への「国の施策・制度・予算に関する提案」の中で引き続き要望してまいります。

また、施設設備の老朽化対策についても、国に対して、最優先で更新するよう強く要

求してまいります。

（要望）

（１７）外国人労働者について

- ①外国人労働者や外国人実習生の実態について全面的に調査し、雇用・賃金・労働条件などの大幅改善や、労働保険、社会保険加入などが行われるよう、企業に啓発指導すること。
- ②外国語の労働手帳を発行すること。

（回答）

外国人労働問題に関する使用者や労働者の相談に応じるため、かながわ労働センターなどに専門相談員と通訳を配置しております。

また、外国語による「外国人労働問題対処ノウハウ集」を発行するほか、神奈川労働局と共催で外国人雇用事業主を対象として適正な労働条件の確保を目的としたセミナーを開催するなど、労働基準法をはじめとした労働法規の啓発・周知に努めているところです。

（要望）

（１８）外国人家事支援人材事業について

- ①神奈川県が国家戦略特区に提案した、外国人家事支援人材事業は、外国人技能実習生への人権侵害が後を絶たず未解決ななか、新たに家事支援の分野に規制緩和を拡大して外国人労働者を導入することは無責任であり、中止すること。

（回答）

家事支援外国人受入事業は、人材を雇用する企業について国や地方自治体等が事前にその適性を判断する仕組みや、また、企業での研修の実施状況等の定期的な報告及び監査を行う制度を設けており、これらの仕組みを適切に運用し、事業が適正かつ確実に実施されるように努めてまいります。

（要望）

- ②事業実施、家事支援サービスの提供にむけて進められているが、外国人労働者の権利をまもるための様々な基準やルールを徹底するために、神奈川県第三者管理協議会が役割を果たすよう、行政機関だけでなく法律家、労働関係者や学者などを構成するメンバーに含め、会議を公開し、定期的に開催して実施状況を確認し公開すること。

（回答）

神奈川県第三者管理協議会は、家事支援外国人受入事業の適正かつ確実な実施のため、関係する自治体や国の省庁が、受入企業の基準適合性の確認や、受入企業に対する監査、指導等を行うためのものであり、法律家や労働関係者等、行政機関以外の方の参画は、馴染まないと考えております。

（要望）

- （１９）毎年発行している労働手帳の増刷をはかるとともに、パートタイム、契約社員、派遣労働者など、雇用形態別のハンドブックを発行すること。高校生・大学生にむけた簡易な「労働手帳」のようなものを発行し、配布すること。

(回答)

労働手帳については、引き続き必要な部数の作成に努めてまいります。

雇用形態別のハンドブックを作成する予定はありませんが、現行の労働手帳の改訂時に労働契約法や労働者派遣法の改正を反映することによって対応をしております。

また、平成 27 年度に、高校生や大学生、また、働き始めたばかりの若者を対象とした「若者労働ハンドブック」を作成しました。引き続き、かながわ労働センターで実施している、高等学校や大学、職業技術校等での「出前労働講座」や街頭労働相談において活用してまいります。

(要望)

(20) 「公契約条例」を制定すること。委託費の積算基準、特に人件費の積算基準を確立すること。最低制限価格制度の拡充を図ること。最低制限価格制度が導入された委託業務で働く労働者の賃金・労働条件が改善されたか、調査すること。県が発注する公共工事や委託業務で働く労働者の賃金実態調査を行うこと。また、その結果を公表すること。

(回答)

平成 26 年 3 月にまとめられた「公契約に関する協議会」からの報告では、公契約条例の導入について、「条例で報酬下限額を設定する必要がある」とする積極的な意見と、「熟練工賃金への影響などの問題があり、適切ではない」とする両方の意見があり、意見の一致はみられませんでした。

その上で、県が検討すべき 4 つの課題として、「入札・契約制度の見直し」や「一般業務委託の積算等のルール化」、また、「賃金実態調査」や「公契約条例制定自治体の運用状況調査」の継続を指摘しており、これらに対する取組を進めております。

このうち、「入札・契約制度の見直し」については、最低制限価格制度について、平成 27 年度から、一般業務委託では適用業種を拡大し、工事では最低制限価格率の上限を撤廃しました。「一般業務委託の積算等のルール化」については、関係課で検討会を設置し、庁舎等清掃業務について積算要領を作成しました。「賃金実態調査」については、平成 25 年度から継続して実施しており、さらにデータの蓄積が必要と考えております。「公契約条例制定自治体の運用状況調査」についても、継続して実施しているところです。

今後も、引き続き、提起された課題への取組を進めながら、公契約条例については、その制定も視野に入れ、検討を続けてまいります。

また、県が発注する公共工事や委託業務で働く労働者の賃金については、引き続き賃金実態調査を行い、その結果を公表してまいります。

(要望)

(21) 県の委託業務にかかわり、委託先が変更になった場合、そこで働く労働者の雇用を継続するよう、委託先に要請すること。

(回答)

委託先が変更になった場合、労働者の雇用に関しては、変更後の委託先事業者が決定すべきものであり、発注者である県が関与することは大変難しいものと考えます。

(要望)

(22) すべての県内争議の早期解決のため、指導・助言を強めること。特に、いすゞ・日産など大企業職場での「非正規切り」について、早期に解決するよう県として企業に働きかけること。県が指導権限を持つ「かながわ共同会愛名やまゆり園事件」については、県当局が解決に責任を果たすこと。

(回答)

①労働争議に関して当事者からの相談があった場合には、解決に向けた助言を行うとともに、必要に応じて、労働委員会による労働争議の調整を紹介するなど、解決の促進を図ってまいります。

②ご指摘の件については、個別の労働問題として訴訟になっており、県の指定管理業務に直接関連するものではないものと認識しておりますが、今後とも関係法令の遵守を法人に指導してまいります。

(要望)

(23) 介護・福祉職場をはじめとした県の指定管理、委託、請負業務に従事する労働者の賃金・労働条件を点検し、人間らしく誇りをもって働けるよう処遇改善を指導、推進し、そのための支援策を拡充すること。

(回答)

県では、平成 25 年度から、県が発注した一般業務委託契約のうち、最低制限価格を設定しているもの（例えば、「庁舎清掃」、「警備」、「受付・案内」、「電話交換」、「ボイラー」・「空調機器」・「電気設備」の保守運転など）を対象に、労働者に対する賃金支払い状況を把握するための調査を継続して行っております。

また、指定管理者の募集に当たっては、募集要項に最低賃金法等労働関係法規の遵守を明記しており、指定管理者と県とが締結する基本協定書でも、募集要項等の記載に従って管理業務を実施することを規定しております。

指定期間中は管理業務をモニタリングしており、指定管理者が行う労働環境確保の取組も確認しております。

なお、今後の指定管理者候補選定に当たっては、平成 28 年 3 月に指定管理者制度の運用に関する指針を改正し、評価の視点として「労働環境の確保のための方針の有無」を追加したところです。

2 中小零細企業の施策を推進し、地域経済の活性化を図る

(要望)

(1) 消費税 10%増税と、社会保障制度の負担増の撤回を国に強く求めること。中小業者に多大な実務負担を押し付け、免税業者の取引排除を招く的確請求書（インボス）制度の導入を行わないよう国に求めること。

(回答)

社会保障関係費の増加へ対応するためには、消費税率の引上げは、確実に実施されるべきと考えております。

この消費税率引上げに合わせて導入される軽減税率制度について、平成 28 年 3 月 31

日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」では、制度の円滑な運用及び適正な課税の確保の観点から、制度導入後３年以内を目途に、適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性などを検証し、必要と認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされております。

県では、中小企業・小規模企業の活性化を図っていく観点から、税制改正の企業経営への影響などを考慮し、必要な場合には、適切な支援策を講ずることなどを国に対して要請してまいります。

また、社会保障制度の負担増につきましては、低所得者への対応など必要な措置を講じるよう国へ要望しております。

（要望）

（２）地域経済と社会を支える小企業者を支援すること。そのために小企業者の経営実態に踏み込んだ調査を直ちに行うこと。

（回答）

平成 28 年度は、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画で掲げた目標の達成に向けて、県内の小規模企業をはじめとする中小企業の実態を踏まえた、適切な支援を推進するために、県内中小企業・小規模企業の経営実態、支援ニーズ等を把握する調査を実施しております。

（要望）

（３）「中小企業・小規模企業活性化推進計画」には小企業者の声が反映されていると思われない。小規模企業者はもとより、小企業者の声が反映されるよう、審議会の構成員に入れること。また、モニター制度についても小企業者の意見が恒常的に反映できる仕組みを抜本的に強化すること。

（回答）

神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会では、小規模企業を含む複数の中小企業経営者に委員として参加いただき、御意見をいただいております。

また、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画で掲げた目標の達成に向けて、県内の小規模企業をはじめとする中小企業の実態を踏まえた適切な支援を推進していくために、平成 28 年度は、県内中小企業・小規模企業の経営実態、支援ニーズ等を把握する調査を実施しております。

（要望）

（４）神奈川県産業技術センターと公益財団法人神奈川科学技術アカデミーの統合・地方独立行政法人化にあたっては、神奈川県の経済を支えている中小企業の現状と課題を把握し、ニーズに対応した技術支援活動に注力できる機器、人員体制を整備すること。

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に対して、神奈川県の産業規模に見合った十分な技術者を確保し、県内中小企業に対する技術支援活動を維持強化できる交付金を確保すること。

また、工芸技術所、計量検定所及び他の試験研究機関について、県民サービスを低下

させる地方独立行政法人化はすすめないこと。

(回答)

新たに設立する地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所においては、中小企業等のニーズに応じた技術支援を実施するための機器の整備や人員体制の確保を図ることとしており、必要な交付金の予算措置に努めてまいります。

なお、工芸技術所、計量検定所については、今回の地方独立行政法人化の対象とはしないこととしております。

(要望)

(５) 地域経済振興と仕事おこしのために以下の項目を行うこと。

①仕事起こしと経済対策として、経済波及効果が大きい「住宅リフォーム助成制度」を創設すること。

(回答)

費用面での助成については、市町村が社会資本整備交付金を活用する等して耐震改修工事や、バリアフリー改修工事への助成に取り組んでおります。

また、国では、耐震改修促進税制やバリアフリー・省エネ改修促進税制など、税制面において環境を整えております。そこで、県では、県内市町村が実施する助成制度の情報提供等を行うとともに、こうした制度がさらに普及するよう努めてまいります。

(要望)

②高崎市の「まちなか商店リニューアル助成制度」を参考にして、店舗・町工場を対象にした助成制度をつくること。2016 年度に「商店街未病を治す取り組み支援事業」としてコミュニティカフェ設置のための店舗リニューアル助成が事業化されたが、「未病を治す取り組み」に限定することなく、広く「街なか商店リニューアル助成制度」として制度を拡充し、予算も増額すること。

(回答)

県では、商業者が行う店舗の改装費等に補助はしていませんが、商店街等が空き店舗を活用して「未病を改善する」取組を行う場合や、住民のニーズを踏まえ、空き店舗を活用して事業を行う場合には、店舗の改装費等に補助してまいります。

(要望)

③地域のコミュニティーの核となる商店街や工場街を守るため、小企業者が借りる店舗や工場の家賃に補助する措置をおこなうこと。

(回答)

県では、小企業者が借りる店舗の家賃に補助はしませんが、商店街団体が地域住民等のニーズを踏まえて新たに行う地域活性化に資する取組に対して、支援を行っております。

その中で、空き店舗を活用する事業が、地域活性化に資する取組に位置づけられれば、家賃等も補助対象となります。

(要望)

④大型店の出店に際して既存の小売店と出店調整する仕組みを作り商店街を維持・活性化をはかるため、法改正を国に求めること

(回答)

県が所掌する大規模小売店舗立地法は、周辺の地域の生活環境の保持のために、大規模小売店舗の設置者に対し、交通や騒音、廃棄物といった観点から、その施設の配置や運営方法への配慮を求めている。法改正前と異なり、地域的な需給状況を勘案すること等を設置者に求めることはできません。

今後とも同法の適切な執行に努めることとしており、法改正を国に求める予定はありません。

(要望)

⑤県有施設の修繕について「小規模工事登録制度」をつくり、入札参加資格を持たない地元の小規模建設業者に仕事を発注すること。

(回答)

小規模工事であっても発注先の選定に当たっては、品質確保や履行の確実性の観点から、受注者の経営能力や施工能力について、建設業法に基づく許可や経営事項審査を受け、入札参加資格の登録をされている業者からの選定を原則としていることから、小規模工事登録制度の実施は考えておりません。

(要望)

⑥中小業者の官公需受注機会を確保するため、分離・分割発注を行う等、零細業者にもアクセスしやすいように改善すること。

(回答)

県では、「中小企業者の官公需の受注機会の確保・増大のための施策の要点」を策定して、「物品等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済的合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めること」としております。

(要望)

⑦元請企業や中間企業の下請企業に対する不払いについて、建設業法第 41 条による積極的な行政指導を行うこと。

(回答)

下請代金の未払いの相談に対しては、建設工事の施工状況、代金の支払状況、問題が生じた原因などを元請企業から聞き取るとともに、元請企業に救済を要請することなどにより対応しております。

また、建設業法第 41 条の趣旨を無視する悪質な業者に対しては、適切に指導等を行うとともに、一般の方や建設業者の方などから寄せられる建設工事の紛争相談等の中で特定できた違法行為についても、厳正に対処してまいります。

(要望)

⑧下請け取引適正化推進講習会を拡充し、企業への案内を広げるなど、下請け取引適正化の取り組みを強めること。

(回答)

建設業の適正取引に関する講習会については、毎年 11 月に「建設業取引適正化月間」の一環として開催しております。

この講習会では県内の特定建設業者を対象として実施しておりますが、特定建設業者以外の元請企業や下請企業の方々にも取引の適正化を進めるため、今後ホームページ等を活用し講習会についての周知等を図ってまいります。

(要望)

(6) 県とその外郭団体がおこなう工事、物品および委託契約の発注にあたっては、県内事業者、地元事業者へ優先発注を基本とすること。

(回答)

県発注工事の入札については、条件付き一般競争入札では、原則として工事施工箇所の事務所管内等に本店又は営業所を置く県内業者を対象として入札参加資格要件を設定しております。また、「いのち貢献度指名競争入札」では、原則として県内業者を指名業者として選定しております。このように、県では、県内中小建設業者の優先発注の拡大に努めているところです。

県が行う物品および委託契約の発注については、条件付一般競争入札においては、原則として県内に本店又は支店等を有する事業者、また、指名競争入札においては、原則として県内に本店を有する事業者であることを要件としており、既に県内事業者、地元事業者への優先発注を基本としております。

また、第三セクターは独立した法人格を有しており、自らの判断で適正かつ健全な法人運営を行うことが基本ですが、県主導第三セクター等については、県行政と密接な関連があることを踏まえ、今後、県内業者への優先発注について協力を要請していく方向で検討してまいります。

(要望)

(7) 金融制度にかかわり以下の改善を図ること。

①小企業者の起業支援や資金繰り要求に応える施策を充実すること。

(回答)

神奈川県中小企業制度融資では、小規模な開業を支援し、創業の裾野が広がるように、融資額 1 千万円までは開業前の自己資金要件を廃止するなどの取組を行っております。

(要望)

②コンサルタント機能を発揮し、制度融資を利用しやすいものとし、自治体融資の比重をあげること。起業への支援、特に資金繰りの要求に応える施策を充実すること。

(回答)

中小企業が、神奈川県中小企業制度融資の多様な融資メニューの中から目的に合った

ものが選べるよう、資金繰りの相談を受ける金融機関や商工会等の担当者向けの説明会を行っております。また、「創業支援融資」については、適宜、見直しを行っております。

（要望）

③制度融資の審査に際し、制度の趣旨に鑑み、税金滞納、過去の事故・免責、親族の債務、赤字決算などがあることをもって、機械的に申し込みを断らないこと。親身に相談に応じよう関係機関に働きかけること。

（回答）

県では、金融機関の指導監督権限を有する国に対し、中小企業の金融の円滑化に万全を期すよう要望しており、金融庁では、検査・監督を通じて、金融機関に対し、「円滑な資金供給に努めること」や、「借り手の経営課題の解決に取り組むこと」を指導しているところです。

（要望）

④政府による信用保証協会『特別小口』の部分保証化への動きに反対すること。

（回答）

信用補完制度の見直しに当たっては、これまで地方の経済に混乱をもたらすことのないよう国に要望してきました。

なお、現在、国において、信用補完制度の見直しに向けた検討が行われておりますが、「特別小口」へ部分保証を拡大する議論は承知しておりません。

（要望）

⑤共通番号制を廃止・中止にするよう国に要望すること。共通番号が不記載でも申告書を受領すること。

（回答）

平成 25 年 5 月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）が成立、公布され、平成 28 年 1 月から個人番号及び法人番号の利用が開始されております。さらに、情報提供ネットワークシステム及び情報提供等記録開示システムの運用開始に向けて準備が進められております。

本県においても、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の運用に当たり、システムの安全性を高めるため専用のネットワーク環境を整備し、操作端末も個人情報が漏えいしないような仕組みとしたり、国のガイドラインを踏まえ、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の安全管理に関する基本方針を整備するなど、組織全体として特定個人情報の保護について万全の対策を実施しているところです。

国に対しては、個人情報の漏洩、不正利用などの危険性について十分な検証を重ね、マイナンバーに対する懸念を払拭するために適切な取組を行うよう要請してまいります。

（要望）

（８）徴収行政にかかわり以下の改善を図ること。

①納税緩和措置を県民に広く知らせ、積極的な活用を呼びかけること。また、滞納整理の

相談が可能となるよう必要な体制をとること。

(回答)

徴収猶予や換価の猶予といった納税緩和措置については、県のホームページ等に掲載し、県民の皆様に広くお知らせしております。

また、納税者の方から、事業の休止や所得の著しい減少等により、県税を一時に納付できないとの相談を受けた場合には、その納税者の方の生活状況等をお伺いし、その実情に応じた納税緩和措置の説明をしております。

(要望)

②県税の滞納整理は国税や社会保険料なども含めて、所得の4割の負担が求められている中小業者の実態を踏まえ、生存権を保障する観点から地方税法や国税徴収法に基づいて、滞納者の生活や経営実態を把握し、実情に即した対応をおこなうこと。強権的な徴収により、倒産・廃業に追い込まれれば、回収もできなくなり、税負担の公平の観点からも問題になる。中小企業活性化推進条例を活用し、経営を支援し、所得を増やす経営指導の視点を税金の徴収の分野でも生かすこと。滞納整理マニュアルを公表すること。納付誓約書を強制しないこと。

(回答)

県税の滞納整理は、税負担の公平等の観点から、地方税法や国税徴収法等に基づいて厳正に行われなくてはなりません。

しかしながら、事業の休止や事業について著しい損失を受けたことなどにより、県税を一時に納付できないときは、一定の要件の下、納税者の実情に応じ、徴収の猶予や換価の猶予といった納税緩和措置が地方税法に定められており、こうした制度を活用して、納税者の方の実情に応じた滞納整理を行っております。

また、納税緩和措置や徴収については、法等に基づいて厳正に行う必要がありますので、経営指導等の視点を合わせもって行うことは、難しいものと考えております。

滞納整理に関するマニュアルについては、滞納整理の進め方などを記載しているものであり、その内容を公開することにより、滞納整理に必要な事実の把握等が困難になるおそれがあるため、公表できません。

なお、納税誓約書は、県税を一時に納付できない事情のある納税者の方について、納税緩和措置の適用がない場合に、その後の納付の計画等をお約束いただき、ご提出いただいているものです。

(要望)

(9) 県道路公社管理の有料道路の料金引き下げや無料化を図るなど、地域活性化にむけて積極的な取り組みを行うこと。

(回答)

三浦縦貫道路及び本町山中有料道路については、開通後の利用交通量は計画を下回るなど、道路公社の経営状況は非常に厳しい状況にあるため、料金の値下げは難しい状況です。

また、逗葉新道の無料化については、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極

めていく必要があります、当面、逗葉新道を無料化できる状況にはないと考えておりますが、三浦半島中央道路が県道 24 号（横須賀逗子）まで開通しますと、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期を目途に、道路公社や市町との調整に取り組んでまいります。

一方、真鶴道路は、海面より低い位置のトンネルを含め、橋りょうといった大規模構造物が多く、県が通常維持管理している道路と比べて多額の維持管理費を要することから、維持管理費用を料金で賄うことができる、「維持管理有料制度」を活用しており、無料開放することは困難です。

（要望）

（10）生活福祉資金の審査に3カ月かかり、結局、実行されませんでした。生存権を踏みにじる行為です。「世帯の更正(自立)図る」趣旨を生かし、中小業者(生業)を成り立たせる制度に改善すること。申し込みから実行までの期間を短縮し、却下の際は理由を明確にすること。

（回答）

生活福祉資金貸付制度は、低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯を対象とされ、それらの世帯に資金の貸付等を行うことにより、世帯の自立支援を図ることを目的としております。その目的を踏まえて、県・市区町村社会福祉協議会では、相談への対応や審査を行い、制度運営を行っているものと認識しております。

県社会福祉協議会では、できるだけ速やかに、かつ適正な審査を行うよう努めているものと認識しておりますが、今後とも適正・迅速な審査につき、県社会福祉協議会に対して指導してまいります。

また、生活福祉資金に係る国の運営要綱等においては、貸し付けない旨を決定したときは、その旨を申込者に通知するとされており、資金を貸し付けない理由について通知するものとはされておられません。

総合的な判断で貸付の可否を審査しているため、貸し付けないと判断したケースの個別の事情については明示しない取扱をしていると承知しております。

3 TPPに反対し農林水産業の振興、食の安全を守る

（要望）

（1）政府は交渉経過を一切明らかにしないまま、次期国会でTPPの批准を目論んでいる。先の「大筋合意」が最終合意ではなく、さらなる譲歩を日本側に求める動きが、アメリカ側で顕著になっている。食の安全と家族経営を守るためTPPから撤退するよう国に求めること。

（回答）

TPP協定については、平成 28 年 2 月に署名され、3 月に TPP 協定締結承認案及び TPP 協定関連法案が国会に提出されましたが、12 月に参議院において承認・可決されたところです。

TPP協定は、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、引き続き、TPP協定の発効に備えた国の対応を注視してまいります。

(要望)

(2) 2015 年度の農業白書では、担い手の減少を背景にして食料供給能力の低下が危惧される状況を警告している。食料自給率の向上をすべての政策の柱に位置付けるよう国に求めること。

(回答)

県では、「神奈川県都市農業推進条例」に基づいて、神奈川県民に県内産農畜産物を供給するため、地産地消を推進しております。

今後も地産地消の推進を行っていくとともに、国、生産者団体の動向を引き続き注視し、供給量増加に向け必要な支援を検討してまいります。

(要望)

(3) 都市農業振興のために

①都市農業振興基本計画が閣議決定され、市街化区域農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」に大きく変わったことを踏まえ、市街化区域農地を存続する上で大きな障害となっていた宅地並み課税や高い相続税評価の軽減など、税制改正の実現を国に働きかけること。

(回答)

生産緑地の貸借を行った場合や、生産緑地において温室や畜舎などの農業用施設用地を相続する場合には、相続税納税猶予制度の対象となるよう、「平成 29 年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で提案しております。

なお、今後、国においては都市農業振興に向けた、より具体的な施策が示されることから、税制を含む都市農業・都市農地に関わる諸制度の見直しについて、国の動向を注視してまいります。

(要望)

②同「計画」で主な講じるべき施策の一つとされた、防災機能の発揮を具体化するための「防災農地」協定の推進をはかること。そのために、井戸の掘削、仮設トイレ、簡易テント、発電機の常備などについて、市と協議の上、県として対応を具体化すること。

(回答)

防災協力農地の取組については、市町村が農地所有者と自主的に締結する取組であるため、県としては、都市農地の有する防災の機能について市町村へ機会をとらえて周知してまいります。

(要望)

③各市の都市農業振興ビジョン策定に当たり「担い手育成」「耕作放棄地対策」「地産地消」などの施策化のため、県としての対応策（助成策）を明示すること。

(回答)

県では、平成 29 年 3 月までに「かながわ農業活性化指針」の改定を予定しており、引き続き、都市農業の持続的な発展に関する各種施策に取り組んでまいります。

なお、各市の都市農業振興ビジョン策定の際の「都市農業の用に供する土地の確保」としての「耕作放棄地対策」については、農業振興地域内農用地区域においては、国の「荒廃農地等利活用促進交付金」が、平成 30 年度までは基金の取崩しによる協議会形式で、平成 31 年度以降は補助金で利用が可能です。

（要望）

（４）「青年就農給付金制度」を一定期間の就農を前提として、希望する青年すべてを対象とするよう国に制度の改善を求めること。

（回答）

現在の青年就農給付金の要件は、就農時の年齢が 45 歳未満であり、農業経営者となることについて強い意欲を有していることのほか、準備型では独立・自営就農、雇用就農、親元での就農を目指すこと、経営開始型では独立自営就農であること、青年等就農計画で生計が成り立つ実現可能な計画として市町村の基準に適合していること、人農地プランへの位置付け等が定められております。

青年就農給付金制度は農業以外からの新規参入や親と異なる経営を行うことにより経営が不安定な就農直後のリスクを回避するための制度ですので、このようなリスクを持って就農した青年ができるだけ受給できるように努めてまいります。

（要望）

（５）青年就農給付金の受給期間の延長を国に要求するとともに、終了後の県による支援制度を具体化すること。

（回答）

青年就農給付金の受給期間は、準備型が最長 2 年間、経営開始型が最長 5 年間となっております。

青年就農給付金制度について、平成 29 年度、国において大幅な見直しが行われる予定であり、給付期間についてどのように見直されているのかは未定ですが、県としては、必要に応じて、就農者が確実に就農・定着できるような制度を国に求めてまいります。

また、新規就農者については、普及組織が集合セミナーや個別巡回等を実施しており、今後も確実に就農・定着できるよう支援を行ってまいります。

（要望）

（６）新規就農者の多くが志望する、有機農業の本格的指導体制の構築と有機農業を実践するグループへの支援を強化すること。

（回答）

有機農業を目指す新規就農者に対し、農業技術センターでは、展示ほの設置やほ場巡回による技術支援、有機農業の研究者を講師にした研修会を行っているところですが、今後も研究機関や先進的有機農業者と連携し、新規就農者への支援を行ってまいります。

有機農業の実践グループへの支援については、先進的有機農業のほ場見学会の開催や環境直接支払交付金による支援のほか、環境保全型農業に関する国や県の施策やイベントなどの情報提供を行っているところですが、今後も有機農業の実践グループの意見を参考

に支援内容の充実について検討してまいります。

（要望）

（７）地場農産物と学校給食等との結合を強めるため、地場産を取り入れた給食の実例とそのシステムを広く紹介し、地産地消型給食の普及を図ること。

（回答）

学校給食での地場産物の利用拡大に向けて、引き続き、「かながわ産品学校給食デー」や「学校給食地場産物利用促進運動」を推進し、ホームページで地場産物を使用したメニュー等を紹介しております。

（要望）

（８）畜産振興のため、飼料の自給生産の推進と価格安定基金の拡充をすすめること。

（回答）

酪農及び肉用牛経営において、生産コストの低減を図るためには、自給飼料生産を推進していくことが重要と考えられることから、本県に適した二期作栽培など増産技術の普及に取り組んでいるほか、関係団体とともに自給飼料の増産に向けた方策の検討を行っております。

また、価格安定対策事業を含めた総合的な経営安定対策事業については、「平成 29 年度国の施策・制度・予算に関する提案」において国に提案しております。

（要望）

（９）林業・漁業について

①公共建築物等の建設にあたっては、神奈川県産材の使用を一層促進するとともに、一般住宅の新築やリフォームなどへの利用を広げるため、補助事業の再開を国に求めつつ、県独自の補助制度を創設すること。

（回答）

県産木材を使用した住宅建設への補助金については、国の森林整備加速化・林業再生補助金を財源として平成 23 年度に限り実施しましたが、現在は、より普及効果が高い公共施設の木造・木質化整備に対する支援に重点を置くこととしており、個人の住宅建築に係る県独自の支援制度を新たに設ける等の制度拡大は考えておりません。

（要望）

②森林所有者の土地境界が明確にできない状況は、森林整備など事業をすすめるうえでの障害になっている。地籍調査・境界確認を促進するための支援と体制の強化を図ること。

（回答）

地籍調査の調査箇所は、実施主体である市町村において、それぞれの実情に基づき判断することとしておりますが、進捗率が低い本県においては、地籍の整備効果を最大限発揮させるためにも、まずは都市部から調査を行う必要があると考えております。

また、境界の明確化については、市町村と事業者が締結する協定に基づく森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要となる森林情報の収集や合意形成活動等に対しては、

国の支援制度があります。これらの事業については引き続き機会をとらえて情報提供してまいります。

(要望)

③鳥獣被害防止のための予算を拡充し、鳥獣被害防止が有効に行える措置を講ずること。
また、捕獲を担う人材の育成・確保のための対策を強化すること。

(回答)

野生鳥獣による被害への対策は、被害が発生している地域の実情に応じて、捕獲、追い払いや防護柵の設置、集落環境整備などを適切に組み合わせて、総合的に実施することが必要であり、地域関係者などによる主体的な取組があつてこそ効果的な対策が可能と考えております。

このため、県としては、新たに「鳥獣被害対策支援センター」を新設し、地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策への支援を強化するとともに、これまでに引き続き財政的支援を行うことにより、地域が行う鳥獣被害対策への支援を行ってまいります。

また、農協が行う狩猟免許取得のための講習会等に対して助成するとともに、平成 26 年度から「かながわハンター塾」を開催してきたところですが、狩猟免許を取得した後、実際に狩猟に出て行く機会がない方を対象として狩猟の現場を経験する機会を設けるなど、引き続き担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

(要望)

④有害駆除に限り銃猟禁止区域でも銃器使用によるトメ刺しができることになったが、狩猟者が居住地外からの依頼に基づいて殺処分を行う場合の手続きを簡素化すること。

(回答)

鳥獣保護管理法に係る捕獲許可は、従前から銃器に係る特定猟具使用禁止区域においても取得することが可能です。

また、他市町村の方の捕獲への従事に必要な鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可等の取得についても、従前から、当該市町村内に居住している方と変わらない手続により取得することが可能です。

(要望)

⑤若手狩猟者養成のため県内各大学に狩猟クラブを組織するよう、大学など関係機関等と協議すること。

(回答)

県内各大学に狩猟クラブを組織していただくことは計画しておりませんが、捕獲の担い手であるハンターになるためのきっかけ作りとして、狩猟の魅力や楽しさを伝え、狩猟への関心を高めるため、平成 26 年度から「かながわハンター塾」を3年間で9回開催しております。

開催に当たっては、県内の野生動物学関係、農業関係の学部を有する大学にも周知し、学生等の20歳代の参加者を含む238名が参加しております。

ハンターの育成・確保の今後の課題としては、狩猟免許を取得した後、実際に狩猟に

出て行く機会がない、といわれており、今後、こうした方を対象として、狩猟の現場を経験する機会を設けます。また、開催については狩猟免許を取得した学生にも周知を図ることを検討してまいります。

(要望)

⑥県立農業アカデミーに有害鳥獣対策講座を開設すること。

(回答)

有害鳥獣対策の研修・講座は、自然環境保全課が主催となり、アライグマ、ハクビシン、シカ、イノシシ、ニホンザルなどの対策について講義と農業技術センターでの実習をあわせて2日間の研修会を10月に実施しております。研修の定員も150名と多くの参加が可能ですので、こちらの研修を活用していただければ、新たに有害鳥獣講座を開設する必要はないと考えております。

(要望)

⑦森林の手入れ、保全システムを拡充し、鳥獣被害防止対策を強化するとともに、木材の円滑な供給に向けたストックヤードの確保を支援するなど、県産木材の利用拡大に県として積極的に取り組むこと。

(回答)

シカの生息密度が高い状況下では、間伐等の森林整備を進めても、シカの採食により下層植生が生育しない等森林整備の効果が十分に得られないことが分かっております。

このため、森林整備の効果が十分発揮されるよう、水源林整備箇所及びその周辺域でシカ管理捕獲を実施する等森林整備と連携したシカ管理の取組を行っており、今後も継続してまいります。

また、ストックヤード等の整備は、これまで、国の「森林整備加速化・林業再生事業」等を活用して事業を実施しております。

平成27年度には、事業者の要望を受け、「森林・林業再生基盤づくり交付金事業」及び「森林整備加速化・林業再生基金事業」を活用し、「県森連林業センター」の拡張工事や林業事業体が行う貯木場整備に対して支援を行いました。

今後も、こうした事業を最大限に活用し、事業者等の要望等を踏まえながら、県産木材の利用拡大を進めてまいります。

(要望)

⑧沿岸漁業の振興をはかるため、施設整備や種苗放流事業などの支援を強めること。

(回答)

荷さばき施設や加工施設などの施設整備については、地元からの要望などを踏まえて、国の交付金事業を有効に利用するなど、事業が円滑に進むよう指導・助言など支援をしてまいります。

また、漁業協同組合等が行う種苗の放流事業については、調査により放流に適した場所を明らかにして漁業者へ助言するなど、放流技術の改良や普及に向けた支援に努めてまいります。

(要望)

⑨現在、漁業用軽油取引税の免税措置が継続されているが、漁業者が安心して操業できるよう免税措置の恒久化を国に求めるとともに、県としても漁業操業の効率化や漁業経営の改善につながる施策の推進を図ること。

(回答)

免税措置の恒久化については、国に対して機会をとらえて要望してまいります。また、漁業操業の効率化や漁業経営の改善のため、情報提供や技術指導を行ってまいります。

V 防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ再生エネルギー普及を

1 防災対策の強化を

(要望)

(1) 県下 7 千カ所以上の急傾斜地、盛土および液状化危険個所の再調査と対策を早急に強化すること。

(回答)

県内には急傾斜地崩壊危険箇所が多いため、施設の整備に当たっては、人家が多い箇所、福祉施設が立地する箇所などを優先して整備を進めてまいります。

また、宅地造成等規制法の改正に伴い、大規模盛土造成地の調査を実施し、概ねの位置と規模を明らかにしたマップを作成の上、ホームページや窓口で周知しております。

(要望)

(2) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、同警戒区域の設定を早期に行うよう対策の強化を図り、計画的なハード面の防災工事の推進を行うこと。

(回答)

土砂災害警戒区域の指定については、平成 28 年度中に区域指定を完了させることを目指すとともに、急傾斜地の崩壊に係る土砂災害特別警戒区域については、早期に基礎調査が完了するよう取り組んでまいります。

県では、土砂災害防止施設の整備に当たり、人家が多い箇所、福祉施設が立地する箇所などを優先して、整備を行っております。

今後も、県は、市町村に地元調整などへの御協力をいただきながら、着実に施設の整備を進めてまいります。

(要望)

(3) 長周期地震動や地盤液状化などへの対策を強化すること。

(回答)

県は、高層マンションをはじめとした高層建築物の居住者等に対し、長周期地震動やエレベーター停止に備え、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止や、非常食・飲料水の備蓄などの防災対策について、普及啓発を進めてまいります。

また、県民や事業者が必要な液状化対策を進めるために、ホームページ（e-かなマップ）等により、液状化危険度の予測結果を周知するとともに、液状化対策や土地の履歴に関する情報提供などを進めてまいります。

(要望)

(4) 津波の迅速な察知と伝達の体制を充実させるため、相模湾沖でも海底水圧計の運用、GPS 波浪計の設置とあわせて、多種多様な沖合観測網の整備をすすめるよう、国に働きかけること。

(回答)

G P S 波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実については、前年度に引き

続き、平成 28 年度も「平成 29 年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で要望しております。

（要望）

（５）津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波対策について、沿岸市町村と協議するとともに、専門的技術、知見に係る情報提供等の協力を行うこと。

（回答）

津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画の策定に当たっては、津波浸水想定に関するデータの提供など、市町村へ必要な技術支援を行ってまいります。

（要望）

（６）交通やガス、上下水道などライフライン施設の点検を急ぎ、必要な補強、補修を優先して実施すること。

（回答）

県営水道では、地震災害や漏水防止の観点から、従前から給水区域内の水道施設の点検、調査を実施し、不具合等が発見された場合は、その都度補修、修理を行っております。

また、県が管理する下水道施設については、円滑な施設運営や地震への対応の観点から、点検に取り組んでいるところであり、補修等が必要な場合には、優先度、緊急度を考慮しながら、順次、実施しております。

（要望）

（７）減災推進事業について、地震防災戦略の重点施策に、常備消防や消防団等への補助対象の拡大、並びに補助率を引き上げること。

（回答）

県では、平成 28 年度に「市町村地域防災力強化事業費補助金」を創設し、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化しております。

具体的には、消防団や自主防災組織の充実強化、消防県内広域応援に資する取組の補助率を３分の１から２分の１に引き上げ、新たに消防広域応援車両や消防団車両を補助対象に加えるなど、支援を大幅に強化しました。

県としては、厳しい財政状況のもと、支援を最大限拡充したものと考えており、引き続きこの補助金により市町村の取組を支援してまいります。

（要望）

（８）収用人数の不足が危ぶまれる地域の災害避難所の設置については、県内市町村と連携し、早急に増やすこと。

（回答）

県では、法に基づく指定避難所の指定を働きかけるとともに、市町村における指定避難所の指定拡大に協力しております。

(要望)

(9) 耐震診断・補強工事助成について、新耐震基準以降に建築された建物の中にも、倒壊する恐れがあるものがある。そのため 2000 年 5 月 31 日までの建物について、市町村が取り組む耐震診断助成と耐震補強工事助成に対し、補助を引き上げること。

(回答)

建築物の耐震診断・補強工事助成については、これまでの大規模地震においても、新耐震基準が導入される以前の昭和 56 年 5 月までに着工された建築物に大きな被害がみられることから、まずは、それら旧耐震基準で建築された建築物の耐震化事業に取り組む市町村への財政支援に努めてまいります。

(要望)

(10) 家庭における回転備蓄の考え方を普及し、10 日以上の水・食料品の準備、トイレ対策及び非常持ち出し袋の準備などとともに、家具転倒防止対策など、まず自らの身を守る事の徹底を様々な団体と連携して推進するための助成制度を創設すること。

(回答)

県は、民間事業者の協賛を得た携帯型の普及啓発リーフレット「かながわけんみんな防災カード」等の作成・配布、地震発生時の安全確保行動訓練「かながわシェイクアウト」の実施などにより、県民の自助の促進を図っております。

また、回転備蓄の考え方の普及については、県のたよりや九都県市合同でのチラシやポスターの作成などでローリングストック法の普及に向けた周知を進めてまいりました。

今後も、平成 28 年 4 月からスタートした神奈川県地震防災戦略に基づき、県民総ぐるみで防災・減災対策を進めてまいります。

(要望)

(11) 災害発生時、「災害ボランティアセンター」が素早く立ち上がるように、普段より NPO 法人神奈川災害ボランティアネットワークなど、災害ボランティア団体との連携を行い、防災ボランティアや防災リーダーを積極的に育成するとともに県域・市町村域の災害ボランティアネットワーク活動への支援を行うこと。また、防災訓練においては各地域災害ボランティアネットワークとも必ず連携すること。

(回答)

県では、毎年、市町村と合同で総合防災訓練を実施しており、その訓練会場に関係機関・団体の展示・体験コーナーを設け、県民の皆様に対し、地震等への普段の備え等について、普及啓発を行うとともに、救出救助訓練等の実践的な訓練も関係機関と連携して行っております。

また、市町村の自主防災組織リーダー等を対象に、総合防災センターにおいて、「自主防災組織リーダー等研修」を実施し、防災知識の普及啓発に努めております。

今後も防災リーダー等の育成等に努めてまいります。

(要望)

(12) 災害対策本部となる市町村庁舎の整備・耐震補強等への補助制度を確立すること。

(回答)

県は、地域防災計画（地震災害対策計画）や、平成 28 年 4 月からスタートした地震防災戦略に基づき、社会福祉施設や教育施設を含む、応急活動や避難収容の拠点となる施設等の、防災上重要な建築物の耐震化を進めるなど、減災対策に取り組んでまいります。

また、県では、平成 28 年度に「市町村地域防災力強化事業費補助金」を創設し、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化しております。

県としては、厳しい財政状況のもと、支援を最大限拡充したものと考えており、引き続きこの補助金により市町村の取組を支援してまいります。

(要望)

(13) 「市町村地域防災力強化事業費補助金」を継続し、市町村の実情に即した対象事業の拡大や柔軟な運用をはかり、予算を増額するなど拡充すること。

(回答)

県では、平成 28 年度に「市町村地域防災力強化事業費補助金」を創設し、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化しております。

具体的には、消防団や自主防災組織の充実強化、消防県内広域応援に資する取組の補助率を3分の1から2分の1に引き上げ、新たに消防広域応援車両や消防団車両を補助対象に加えるなど、支援を大幅に強化しました。

県としては、厳しい財政状況のもと、支援を最大限拡充したものと考えており、引き続きこの補助金により市町村の取組を支援してまいります。

(要望)

(14) 避難所に指定されている施設への自家発電設備の設置が進んでいない市町村の状況等を県として把握し、支援すること。

(回答)

県は、毎年、市町村に対して調査を行い、非常用電源の備蓄状況を把握しております。

また、平成 28 年度に「市町村地域防災力強化事業費補助金」を創設し、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化しております。

(要望)

(15) 障がい者の避難について

①「大規模災害と障がい者」という観点から、「東日本大震災と障がい者」に関する検証（死亡者・行方不明者の正確な把握、発生直後からの生活実態（避難、避難所、仮設住宅の有効性など））をすすめて、公表し、県の災害対策に生かすこと。

(回答)

東日本大震災については、国が様々な検証等を実施しており、また、障がい者等の避難行動要支援者対策として、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が策定される等しているため、改めて、県として障がい者の観点から、検証の実施については検討しておりません。

なお、災害発生時には、障害福祉情報サービスかながわの災害時被害状況確認システ

ムを活用し、障害福祉サービス事業所の被災状況について把握することとしております。

また、平成 28 年度中には、新たな地震防災戦略、国の法令改正や防災基本計画の修正、近年の災害の教訓などを踏まえ、地域防災計画（地震災害対策計画）を修正する予定です。

なお、大規模災害発生時には、福祉避難所等の高齢者や障がい者等を広域的に支援できるように、施設団体や職能団体とネットワークを構築し、情報共有を行うなど連携を図っております。また、平成 28 年度から、災害時の介護職員等の対応に関する実践的な研修を実施しております。

（要望）

②災害時に、一般の避難所で健康な人と同じ環境で生活するのが困難な認知症患者や障がい者、妊婦らを受け入れる福祉避難所の指定を、すべての自治体で小学校区に 1 つの指定となるよう設置すること。また、広域的な応援体制の確立や、介護ボランティア養成などに積極的に取り組むこと。

（回答）

福祉避難所の指定については、地域の社会資源や要援護者の状況等により市町村が指定するものです。

また、大規模災害発生時には、福祉避難所等の高齢者や障がい者等を広域的に支援できるように、県は、施設団体や職能団体とネットワークを構築するとともに、介護職員等を対象に災害時の対応に関する実践的な研修を実施しております。

県としては必要に応じて、避難所マニュアル策定指針を見直すなど、市町村の取組を支援してまいります。

（要望）

（16）近年の台風や集中豪雨などによる河川の氾濫、溢水が多く発生しており、早急な河川改修や整備が求められている。今まで以上に対策を強め、県が 2010 年に策定した新セイフティリバー計画を前倒しして進めるなど、早期の対応を図ること。少なくとも新セイフティリバー計画が計画どおり進むように財政措置を含めた対応を強化すること。

境川の河川内にある大木等により狭隘となり、川の流れの妨げになっている箇所を早急な整備を行うこと。

（回答）

県では、「都市河川重点整備計画・新セイフティリバー」に基づき、今後も、河川整備を推進してまいります。

また、都市河川の整備においては、大規模な洪水調節施設や鉄道橋の架け替えなどに多額の費用が必要となることから、今後も様々な機会をとらえ、本県の都市河川整備の重要性を強く国に訴え、十分な交付金の確保に努めてまいります。

なお、河川内の樹木の撤去については、これまでも実施しておりますが、今後も現地の状況を確認した上で、順次実施してまいります。

（要望）

（17）地震が多発する中で、木造住宅密集地の防災対策や住宅耐震補強への支援を強化

すること。民間のマンションに対する耐震診断、耐震設計、耐震工事に対する補助を新設並びに強化すること。

(回答)

住宅耐震補強への支援については、平成 26 年度に神奈川県耐震改修促進計画を改定し、第 1 次緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・耐震改修に対して、市町村と連携した補助制度を平成 27 年度に創設して支援の強化を図ったところであり、引き続きマンションを含む住宅の耐震化促進に努めてまいります。

また、平成 28 年度に「市町村地域防災力強化事業費補助金」を創設し、戸建て住宅の耐震診断・耐震改修及び民間のマンションの耐震診断を進める市町村を支援しております。

(要望)

(18) 津久井湖および相模湖での護岸崩落予算の確保と早急な対応を講じること。

(回答)

御要望については、県央地域総合センター主催の「相模湖・津久井湖湖岸崩落に関する神奈川県・相模原市行政連絡会議」での協議及び、現地の状況や緊急度を勘案し、対応を図っております。今後も連絡会議での協議等を踏まえ、対応を検討してまいります。

2 県営住宅など公共住宅改善、住宅政策の充実

(要望)

(1) 神奈川県県営住宅ストック総合活用計画について、現時点での計画の進捗状況を示すとともに、全面的改善や個別改善が計画どおり実施できるよう予算を増額すること。

(回答)

県営住宅の整備については、これまで厳しい財政状況の中で、社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、建物の老朽化の状況等を勘案しながら、建替えや全面的改善、個別改善事業に取り組んでまいりました。

また、昭和 40 年代の耐火構造の住棟において実施してきました全面的改善については、今後はより多くの住戸の長期有効活用を図るため、平成 23 年度事業をもって個別改善等に移行しております。

その個別改善は、平成 25 年度改正した神奈川県県営住宅ストック総合活用計画において、建設年度や老朽化の状況及び既に事業を実施している団地の進捗状況を考慮し、今後、優先的に事業を実施する団地を「重点実施団地」として位置付けて事業を進めております。

進捗状況について、建替えは平成 26 年度は 60 戸着手、27 年度は 106 戸着手いたしました。平成 28 年度は 90 戸の着手を見込んでおります。

個別改善は、平成 26 年度 319 戸、平成 27 年度 452 戸の工事に着手しました。平成 28 年度は、322 戸の予算措置をしております。

今後も順次整備計画を推進していくため、必要な予算の確保に努めてまいります。

(要望)

(2) 県営住宅の応募倍率が高い状態が続いていることから、県営住宅の大量建設を行うこと。また、老朽化対策を早急に実施すること。

(回答)

県では、平成 13 年度に「神奈川県公営住宅ストック総合活用計画」(現、神奈川県県営住宅ストック総合活用計画)を策定し、それまでの新規供給から、建替工事や改善工事を主体とした既存ストックの有効活用に軸足を移して、事業展開を図っております。

今後も、社会情勢の変化を踏まえて公平かつ的確に住宅を供給できるように、既存の県営住宅を最大限に有効活用しつつ、建替えや長寿命化のための修繕・改善事業を実施し、高齢者向け住戸を含め必要な戸数の確保に努めてまいります。

(要望)

(3) 家賃減免制度の周知徹底を図り、滞納による安易な追い出しをしないこと。

(回答)

家賃減免制度については、家賃の減免制度について記載した「県営住宅 入居のしおり」を入居の際に配布しております。また、平成 28 年 12 月に全世帯に配布した「けんえいじゅうたく」第 21 号において、減免制度についてお知らせしております。

滞納が発生した場合については、明渡し請求に至る前段階で督促状の発送、電話により支払案内を行うとともに、非常勤料金徴収員が滞納者宅の臨戸訪問による家賃徴収、納入指導等を実施しております。

(要望)

(4) 県営住宅の街路灯などを、計画的に LED に変更すること。

(回答)

最近の建替えの団地については、外灯の仕様を LED としております。

既存の団地敷地内については、外灯を新設する場合など、今後は予算等を勘案して LED 化の検討に努めてまいります。

(要望)

(5) 県営住宅のリフォーム予算を増額し、空室をなくすこと。

(回答)

平成 27 年度は、2 回の定期募集で新築を含めて 1,744 戸、常時募集で 89 戸の合計 1,833 戸の募集を行いました。

県としても、県営住宅に入居を希望される方がまだまだ多いと認識しておりますので、平成 28 年度の募集戸数は、27 年度より 300 戸以上増やし、回答時点で、定期募集で新築を含めて 2,007 戸(被災者受入の特別募集を含む)、常時募集で 140 戸の合計 2,147 戸の募集を行っております。

今後もリフォーム予算の増額を含めて様々な工夫を行い、住宅の提供に努めてまいります。

(要望)

(6) 築 40 年以上が経過し、外壁の落下なども起きており危険性が高まっています。修繕が必要な箇所等について直ちに調査を行い、今後の維持・修繕計画を年度と団地名を示

し、具体的に立案すること。

(回答)

県営住宅においては、建替えや、浴室のユニットバス化など、個別改善は県が行い、通常の維持管理に伴う修繕などは、指定管理者が実施しております。

指定管理者が行うこれらの修繕について、団地ごとに建築年度や立地状況などが異なり劣化の進行具合に差がありますので、どの時期にどのような内容の工事を実施することが最適か、あらかじめ計画することは難しい状況であり、現時点では団地ごとの修繕計画は定めておりませんが、引き続き、県営団地の劣化の状況をしっかり点検し対応するなど、適切な維持管理に努めてまいります。

(要望)

(7) 神奈川県として民間賃貸住宅も対象とする「所得に応じた家賃補助制度」をつくること。

(回答)

家賃補助制度については、国の検討によると、財政負担が際限なく増大するおそれ、市場家賃の上昇を招くおそれ、賃貸住宅の質の向上に繋がらないおそれ、適正な運営のための大規模な事務処理体制が必要など整理すべき課題があるとされております。

なお、国では現在、住宅施策として、民間賃貸住宅などを活用した高齢者も含む新たな住宅セーフティネット制度の創設に向けて検討を進めておりますので、県としては、今後、この制度の活用の可能性について検討してまいります。

(要望)

(8) 低所得で住居に関して悩む高齢者のために、低所得高齢者住宅の建設、空家優先入居、家賃補助、入居の支援などの施策を充実させること。

(回答)

国では現在、民間賃貸住宅などを活用した高齢者も含む新たな住宅セーフティネット制度の創設に向けて検討しておりますので、県としては、今後、この制度の活用の可能性について、検討してまいります。

なお、県営住宅の入居者募集における、高齢者に対する配慮としては、収入基準の緩和等による入居者資格の優遇措置、抽選時に当選率を高める優遇倍率の適用、一般の方とは別枠での特別仕様の特定目的住宅（車椅子仕様のバリアフリー住宅など）の供給などの施策を展開しております。

(要望)

(9) 空家の有効活用または解体などに財政支援を行うこと。

(回答)

県は、平成 27 年度に、県と市町村を構成員とする「空き家対策行政実務者会議」を設置し、情報交換や専門家による講演、市町村が法に基づき策定する「空家等対策計画」のモデル計画を作成するなどの支援を行っております。

財政的な支援については、平成 28 年度に国が創設した「空き家対策総合支援事業」に

より、空き家の利活用などに補助を受けることができます。

県としても、支援措置の充実を引き続き国に対して要望してまいります。

(要望)

(10) 県内に避難している福島原発被災者に対し、国に長期無償の住宅提供を保障するなど新たな立法措置を求め、国が家賃減免を解除した場合は県営住宅に入居している世帯へ家賃減免を行うこと。

(回答)

応急仮設住宅は、災害救助法に基づき、被災県である福島県からの要請により提供しており、福島県が国と協議して提供終了を決定したものです。県では、アンケート調査や戸別訪問の結果を踏まえ、可能な支援を進めていく考えであり、公営住宅入居を希望する世帯数を考慮して自主避難者向け県営住宅の募集を行うなど、避難者の希望を勘案した対応を行いました。

また、平成 28 年 11 月募集では倍率優遇を実施するとともに、県内市町にも住宅確保等の支援依頼をいたしました。

しかし、福島県から自主避難して応急仮設住宅に居住している方々は、応急仮設住宅の供与期間終了後、公募によらず引き続き県営住宅に入居することは、原則できません。

また、新たに県営住宅に入居された場合、家賃は条例等の定めに従って決定します。

なお、県営住宅の減免制度は、応能応益制度に基づき入居者の収入に応じて決められた家賃について、病気や失職等により収入が著しく低額であることなど特別な事情がある場合に、さらに家賃を引き下げるもので、例外的かつ補足的な制度といえます。

したがって、県営住宅の家賃の減免の適用に当たっては、この特別な事情を入居者ごとに個別具体的に判断する必要があるため、入居者の申し出により手続きを行っております。

国に対しては、機会をとらえて御要望の趣旨を伝えてまいります。

(要望)

3 水道事業の改善

(1) 水道事業を安定化するために、神奈川県広域水道企業団からの受水費の削減などの見直しを行うとともに、神奈川県内広域水道企業団をダウンサイジングすることに、県がイニシアチブを発揮すること。また、水道施設の稼働率を上げ、適切に施設の統廃合を進めるなど経営のさらなる効率化を図ること。

(回答)

県民に対して将来にわたり継続して安定的に水を供給するために、今後も神奈川県内広域水道企業団を含めた県内の各水道事業者間で連携・協力してまいります。

また、適切に水道施設の統廃合を進め、経営のさらなる効率化を図ってまいります。

(要望)

(2) かながわ方式による水ビジネスの推進をやめること。特に「企業庁と民間企業等で培った新たなビジネスモデルを県内、国内に広げ、海外展開へとつなげていく」という方

針は、水道事業は原則市町村で行うとした水道法に照らしてもおかしいものである。水道事業の広域化や包括委託を広げる方針を撤回すること。

(回答)

箱根地区における水道事業の委託は、民間企業が水道事業運営の実績を積む機会を提供し、国内外への事業展開を支援することで、県内企業の活性化や中小水道事業体の経営上の課題解決の手法を確立することを目的とし、「かながわ方式」による新たな公民連携モデルとして水道法に基づき業務の包括委託を実施しているものであり、今後も当該方針の下、事業に取り組んでまいります。

(要望)

(3) 神奈川県企業庁箱根水道営業所の民間包括業務委託は中止すること。

(回答)

包括委託後も、これまでと変わらない水道サービスをお客さまに提供し、企業庁が責任を持って安全で安心してご利用いただける水道水を安定的に供給してまいります。

(要望)

(4) 県営水道料金の減免制度

① 保育所、生活保護世帯などに対する減免制度を継続すること。

② 障害者就労施設・障害者グループホーム等への減免率引き下げを中止すること。

(回答)

水道料金の減免制度の見直しについては、近年、県内の他水道事業者において、見直しが進み、事業者間での水道料金減免の実施に差異が生じていることなどを踏まえ、負担の公平性の観点から、平成 27 年 4 月から実施しているものです。

なお、障がい者就労施設では、クリーニングなど生産活動にかかる経費は施設運営費とは別の会計であるため、減免の廃止が工賃の減に直接繋がること、また、障がい者グループホーム等では、利用者が個人減免の対象である在宅障がい者の方と同様であることを考慮して、その他の民間社会福祉施設と分けし、減免率の引き下げをより緩やかにしております。

(要望)

(5) 水道施設整備費（指導監督事務費）補助金交付要綱に定める交付率による交付金額の予算額を確保するよう、国に働きかけること。

(回答)

水道施設の更新等に係る財政支援措置については、国に対し、公益社団法人日本水道協会を通じて拡充を要望しており、今後も機会をとらえて要望してまいります。

(要望)

(6) 座間市と県企業庁との間で締結した 1978 年 10 月 12 日の配分水量に関する「基本協定書」、1993 年の分水に関する「契約書」の見直しを行うこと。

(回答)

現時点で、県企業庁として見直しを行う考えはありません。

(要望)

(7) 県西地域における水道事業の広域化等に関する検討会については、広域化、官民連携による包括委託を導入するものであり、やめること。今後は、県西地域の各水道事業者の課題を抽出し、その課題解決のため県として支援を強めるという方向性を明確に打ち出すこと。

(回答)

水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大、職員の高齢化による技術継承の危機など厳しさを増しており、こうした課題を解決し、将来にわたって安定的な水道事業を持続していくためには、事業者の枠を超えた広域化を進め、スケールメリットを活かしていくことが有効な手法の一つとして考えられます。

県西地域の水道事業者では、将来の技術継承に不安を抱えている事業者もあり、また県に対して広域化の後押しを期待する意見があったことから、県西地域の水道事業者が参画した検討会を設置しました。

検討会では、民間活力を導入した官民連携と、それを活用した広域化を効果的に進める手法など、将来的な水道事業者の経営基盤の強化に向けた検討を進めておりますが、広域化等の実施については、こうした検討結果などを踏まえ、各水道事業者が最終的に判断するものと考えております。

水道事業の広域化等については、まずは、水道事業者がお互いの理解と課題認識の共有を進め、そのうえで協力・連携できるところから広域化等に取り組むことが必要と考えておりますので、県としては、今後も水道事業者と丁寧に議論を進めてまいります。

(要望)

4 都市環境行政の推進

(1) 羽田へのアクセスを 10 分しか短縮しない羽田―川崎連絡、カジノ誘致を含む総合型リゾート開発、住民合意のないツインシティー計画（寒川―平塚市域）などは中止を含む根本的な見直しをすること。

(回答)

羽田連絡道路については、平成 28 年 4 月に開催された「第 3 回羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、「神奈川県は、連絡道路の意義を踏まえ、既存の政令市への枠組みを超えた支援をすることとし、その内容については川崎市と調整を進める。」ことが国や県を含む関係自治体間で確認されたことから、県では、これまで、川崎市と必要な調整・協議を重ねてまいりました。

その結果、県として、川崎市の事業に対する補助を行うこととして、平成 29 年度予算に必要額を計上いたしました。

また、統合型リゾート開発（IR）については、国の動向や横浜市の意向などを踏まえ、今後、検討してまいります。

一方、ツインシティーのまちづくりについて、平塚市側では、地域住民の合意の下、平

成 27 年 8 月に土地区画整理組合が設立され、事業に着手しております。また、寒川町側でも地元説明会が開催されるなど取組が進められております。今後ともツインシティの実現に取り組んでまいります。

(要望)

(2) 廃棄物処理対策について

循環型社会形成推進計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額の予算を確保するよう国に働きかけること。

(回答)

平成 28 年度の循環型社会形成推進交付金の当初内示は、市町村要望額の約 9 割となっておりますが、国によると、今後も当分厳しい財政状況が続くとのことです。

このため、市町村における施設整備の進捗に支障を及ぼすおそれがありますので、「平成 29 年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、市町村の事業量に応じた予算額を確保することを国に提案しております。

(要望)

(3) 海岸の保全について

早急に砂浜の浸食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じるとともに、かながわ海岸美化財団による清掃を強化すること。

(回答)

県では「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を、砂浜の変化や回復状況に応じて着実に実施しております。今後も引き続き、砂浜の移動現況調査等を行いながら、養浜事業を効率的、効果的に取り組んでいくとともに、良質な養浜材の確保に努めてまいります。

また、海岸清掃の充実については、関係市町と連携を図りつつ、公益財団法人かながわ海岸美化財団への負担金の確保及び国補助金の活用に努めてまいります

5 まちづくり

(要望)

(1) リニア中央新幹線について

①リニア中央新幹線の建設は、そもそも必要性がなく、自然環境や生活環境を破壊し、事業採算性が見通しが甘く国民にサービス低下や税金投入などの負担を強いるものであることから、中止を求めること。

(回答)

リニア中央新幹線については、国の交通政策審議会等において、様々な観点から審議がされた結果、国が妥当と認め、J R 東海に工事実計画を認可したものと承知しております。

リニア中央新幹線が実現すれば、本県においても、ビジネスや観光に新たな交流が生まれるなど、神奈川の経済に及ぼす効果は、非常に大きいものと認識しており、J R 東海に事業の中止を求めることは考えておりません。

(要望)

②水源地や相模川等の河川の環境保全、大量の建設残土発生にともなう諸問題について、関係する地元自治体とともに県として対応すること。

(回答)

環境問題など、地域の不安や懸念については、ＪＲ東海に、事業の進捗状況に応じて、地元へのきめ細かい説明など、より丁寧な対応を求めているところです。

県としては、地元相模原市と連携して、ＪＲ東海に対して、周辺への環境影響を可能な限り低減するなど必要な措置を講じるよう、引き続き求めてまいります。

(要望)

③建設工事にかかわる事業地やその周辺地域の住民に対するＪＲ東海の不誠実な対応が問題となっていることから、ＪＲ東海に対して県として、住民にたいする説明責任を果たし、住民合意がないまま工事を進めないよう求めるとともに、必要に応じて県としても対応すること。

(回答)

リニア中央新幹線の建設には、地元住民の方々の理解と協力を得ることが大変重要だと認識しております。

ＪＲ東海には、地域の方々に十分な情報提供や、適切な説明を行うなど、丁寧な対応に努めることを働きかけてきたところであり、今後も働きかけを続けてまいります。

(要望)

④環境影響評価書で評価されていなかった誘導集電設備の建設計画が突然計画され発表された小倉変電所（相模原市緑区）について、住民合意のないまま建設を進めないよう、県としても対応すること。

(回答)

リニア中央新幹線の建設には、地元住民の方々の理解と協力を得ることが大変重要だと認識しております。

ＪＲ東海には、事業の進捗状況に応じて、地元へのきめ細かい説明など、より丁寧な対応を求めているところです。

平成 25 年 9 月に公表された環境影響評価準備書において、ＪＲ東海は、超電導磁石の冷凍機、車内の空調、照明等を稼動するため、誘導集電方式を採用すること及び相模原市緑区小倉に変電所を計画していることを明らかにしております。

県は、環境影響評価審査会における審議を経て、平成 26 年 3 月に事業者知事意見を手渡ししており、その中で誘導集電コイルや推進コイルにより発生するおそれがある電磁誘導障害について、リニアで用いる相当な電流の影響もあることを認識し、基準等に基づいて測定することを求めています。

(要望)

⑤県立相原高校敷地内でのリニア関連工事をＪＲ東海が要請してきていることについては、

教育活動や生徒の学校生活に支障を来さないよう、県として毅然と対応すること。

（回答）

県としては、相原高校が移転するまでの間は、教育環境への影響が及ばないことを最優先に対応してまいります。

（要望）

⑥ＪＲ東海から受託した用地買収業務については、各地域全体としての住民合意がないまま、おこなわないこと。

（回答）

用地取得に当たっては、地元住民の方々の理解と協力を得ることが大変重要だと認識しております。

今後も県は、引き続き地元の理解が得られるよう、ＪＲ東海に対して、必要な対応を求めるとともに、事業用地の確保に向けて、地元相模原市としっかり取り組んでまいります。

（要望）

⑦リニア中央新幹線建設にともなう神奈川県内の財政負担の見通しについて、県民に明らかにすること。

（回答）

県全体の財政負担については、リニア事業の進捗状況や、相模原市が進めているまちづくり計画などを検討し、関係者間で調整を進めているところであり、今後、調整が整っていくなかで、明らかにできるものと考えております。

（要望）

（２）駅利用上の安全と利便の確保

①障がい者、高齢者が安心して外出できるように、ホームドア（可動柵）の設置を引き続き鉄道会社に働きかけること。ホームドアが設置されるまでの間、ホームの点字ブロックは、内方線ブロックとするよう関係機関に働きかけること。

（回答）

県は、鉄道事業者が行うホームドアの設置に対して、国及び地元市と協調して財政支援を行うとともに、県、市及び鉄道事業者で構成される「ホームドア設置促進連絡調整会議」において、関係市や鉄道事業者と連携し、ホームドアの計画的な設置促進に取り組んでおります。

また、ホームドアや内方線付点状ブロックの設置などの駅のバリアフリー化については、県と県内市町村等で構成する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」の場で、各鉄道事業者にも、改めて強く要望しているところです。

（要望）

②障害者が駅構内を安全に移動し、電車への乗降を安全に確実にを行い、乗り換え等の必要な依頼ができるよう、人員を十分に配置するよう各鉄道会社に求めること。特にホームド

ア（可動柵）の設置をすることにより、駅の用員をなくしたり、ワンマン運転にしていく傾向があるが、それは絶対に行わないよう、関係機関に働きかけること。

（回答）

駅職員の配置については、県と県内市町村等で構成する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、ラッシュ時における改札・精算窓口の増員やエレベーター等利用時の配慮などを、各鉄道事業者に要望しております。

（要望）

③改札口や階段のチャイムは、始発から終電まで鳴らすこと。

（回答）

音響音声案内装置の設置を含めた駅施設のバリアフリー化については、県と県内市町村等で構成する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、法に基づき国が定めた、移動等円滑化基準を満たすよう、各鉄道事業者に要望しております。

（要望）

④精神障害者の運賃割引制度を身体・知的障害者と同様な制度とすること。また、国の制度とするよう働きかけること。

（回答）

障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の充実については、全国的な課題であることから、県では、16 大都道府県障害福祉主管課長会議などを通じて、国に要望しております。

また、県では、精神障がい者のバス割引について、神奈川県バス協会を通じた働きかけを行ってきており、平成 28 年度も神奈川県バス協会に要望を行ったところです。

今後も引き続き要望してまいります。

（要望）

⑤ターミナル駅を含めて、駅に幅の広い改札を作るよう関係機関に働きかけること。

（回答）

改札口を含めた駅施設のバリアフリー化については、県と県内市町村等で構成する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、法に基づき国が定めた、移動等円滑化基準を満たすよう、各鉄道事業者に要望しております。

（要望）

⑥各駅に設けられているエレベーターの位置表示を改札前に分かりやすく表示するよう、関係機関に働きかけること。

（回答）

エレベーターの配置等の案内を含めた駅施設のバリアフリー化については、県と県内市町村等で構成する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、法に基づき国が定めた、移動等円滑化基準を満たすよう、各鉄道事業者に要望しております。

(要望)

⑦ J R 御殿場線前線で I C カードが利用できるよう、関係機関に要望すること。

(回答)

J R 御殿場線 I C カード導入の働きかけについて、県ではこれまで、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、J R 東海に対して要望してまいりました。

平成 27 年度からは、山梨県、静岡県、神奈川県の三県が連携して、交通系 I C カードが利用できる環境整備の制度の充実について、国に働きかけを行っております。

また、平成 27 年 12 月には、沿線自治体で構成する「御殿場線利活用推進協議会」が実施したアンケート結果を添えて、「1. 交通系 I C カードに対応した改札機の設置、2. T O I C A エリアと S u i c a 首都圏エリアのまたがり利用、3. S u i c a 首都圏エリアから T O I C A エリアへ交通系 I C カードにより乗車した場合でも精算可能な自動精算機の導入駅の拡大」について、三県合同で J R 東海に要望しました。

今後も、国への提案や「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」等を通じて、引き続き、国や J R 東海に、働きかけを行ってまいります。

(要望)

(3) 公共施設、病院及び商業施設に「みんなのトイレ」整備が進められているが、成人でもオムツ交換ができるベッド仕様で整備するよう、指導の徹底をはかること。現在のベビーベッドサイズでは重症児者は使えず、180cm が必要。

(回答)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則で定める整備基準には明文上の規定はありませんが、県のホームページでも公表している「まちづくり整備ガイドブック」において、介護用のベッドを設けることを「望ましい水準」としており、普及を進めているところです。

また、ガイドブックにおいて、「大人の利用も対応できる介護用のベッド」と明記することを検討しております。

(要望)

(4) 警察関係

①信号機整備等

ア. 歩道安全施設等整備事業費道路標示予算を増額し、信号設置要望等に早期に対応すること。

(回答)

県警察としては、市町村から要望が多い、不鮮明な道路標示の補修を重点的に実施し、平成 27 年に把握している著しく摩耗し視認性が低下している箇所を平成 29 年度中に完了するよう実施してまいります。

また、信号機の設置要望等に対しては、道路状況、歩行者を含めた交通量、沿道環境及び交通事故の発生状況等を総合的に検討し、必要性の高い箇所から順次整備・更新してまいります。

(要望)

イ. 都心部の交差点での手押し信号装置を設置するなど、交通弱者向けの対策を急ぐこと。

(回答)

交通安全施設の整備・更新については、交通の安全と円滑を図るため、道路状況、歩行者を含めた交通量、沿道環境及び交通事故の発生状況等を総合的に検討し、必要性の高い箇所から順次整備・更新しております。

また、交通弱者向けの対策については、視覚障害者用付加装置、高齢者感应式信号機等の整備を推進してまいります。

(要望)

ウ. 高齢者・視覚障害者用LED付き音響装置の信号機を大幅に増やすこと。

(回答)

本県においては、「高齢者・視覚障害者用LED付き音響装置」はなく、今後の導入予定也没有ありません。

高齢者、視覚障がい者の利用が多い場所における交通弱者向けの対策については、視覚障害者用付加装置、高齢者感应式信号機等の整備を推進してまいります。

(要望)

エ. 騒音の多い広い交差点の音響信号機は、視覚障害者用付加装置の物とし、あわせてエスコートゾーンを設置すること。

(回答)

視覚障害者用付加装置については、視覚障がい者の利用実態、交差点周辺の環境、車両の交通量等を総合的に検討した上で、必要性が高いと判断される交差点から順次整備しております。

また、エスコートゾーンについては視覚障がい者の安全を特に確保する必要がある横断歩道への設置について、道路管理者と連携して検討してまいります。

(要望)

オ. 福祉施設付近の交差点には、視覚障害者用付加装置のついた音響式信号機とエスコートゾーンを優先的に設置すること。

(回答)

視覚障害者用付加装置については、視覚障がい者の利用実態、交差点周辺の環境、車両の交通量等を総合的に検討した上で、必要性が高いと判断される交差点から順次整備しております。

また、エスコートゾーンについては視覚障がい者の安全を特に確保する必要がある横断歩道への設置について、道路管理者と連携して検討してまいります。

(要望)

カ. 音響式信号機の音のなっている時間を早朝、夜間まで延長すること。（住宅地は 7 時

前から 21 時まで、繁華街は 23 時まで)

(回答)

視覚障害者用付加装置の運用については、設置する交差点付近の環境等を勘案し、周辺施設の営業時間や、歩行者の利用実態を踏まえた上で、運用時間の延長について検討してまいります。

(要望)

キ. 交差点を歩車分離式に変更する場合には、音響式信号機（視覚障害者用付加装置）を必ず設置し、歩車分離式であることを音声で知らせる装置をつけること。また、既存の歩車分離式信号機にも優先的に設置すること。

(回答)

視覚障害者用付加装置の設置については、視覚障がい者の利用実態、交差点周辺の環境、車両の交通量等を総合的に検討した上で、必要性が高いと判断される交差点から順次整備しております。

(要望)

ク. 音響式信号機が設置されている交差点では、必ず全方向から音が聞こえるようにすること。特に、歩車分離式信号機では必ず全方向に設置すること。

(回答)

視覚障害者用付加装置のスピーカーの設置方法については、各交差点の周辺環境及び利用方法に合わせた整備をしております。

(要望)

ケ. 縁石の 3 本突起は、硬質ゴムで作ること。

(回答)

県管理道路では、縁石の 3 本突起については、硬質ゴムとしております。

(要望)

コ. 3 本突起を埋めた縁石（セーフティブロック）と車道との間は、最低限 5mm の段差をつけること。

(回答)

県管理道路では、セーフティブロックと車道との段差は 5mm としております。

(要望)

サ. 縁石手前の警告ブロック警告ブロックは必ず 2 列とし、その周辺は平坦とすること。

(回答)

県管理道路では、縁石手前の警告ブロック（点状ブロック）は、視覚障害者誘導用ブロック設置指針に基づき 2 列とし、その周辺は「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則」等に基づき、2%以下の水平区間を 1.5m 以上設けるよう努めております。

(要望)

②停止線等の路面標示等の修繕予算の拡充および早急な修繕を実施すること。

(回答)

県警察としては、市町村から要望が多い、不鮮明な道路標示の補修を重点的に実施し、平成 27 年に把握している著しく摩耗し視認性が低下している箇所を平成 29 年度中に完了するよう実施してまいります。

(要望)

③静音車対策

ア．静音車につける車両接近通報装置について、県として視覚障害者や高齢者をはじめとする県民から要望を聞き、道路上での安全を確保するための、静音車対策を積極的に行うこと。

(回答)

県警察では、視覚障がい者の方をはじめとした歩行者の道路上での安全を確保するため、交差点における歩行者の保護・誘導活動を行うほか、車両の運転者に対しては、横断歩行者妨害等違反など、歩行者の保護を主眼とした交通指導取締りを実施しております。

一方、県では、今後も静音車対策を含めた交通安全の普及啓発に努めてまいります。

(要望)

イ．県の所有する静音車には率先して車両接近通報装置を設置すること。

(回答)

公用車については、静音車の扱いを含め、日頃から歩行者等に対する安全運転を心掛けております。

平成 28 年 10 月 8 日に施行した道路運送車両の保安基準等の一部改正における「ハイブリッド自動車等の車両接近通報装置」の義務付けでは、新型車及び継続生産車が適用となりますが、今後、装着可能な自動車には、車両接近通報装置の装着を進めてまいります。

(要望)

(5) 里山や斜面緑地など開発の抑制や緑地の公有化などで、神奈川の貴重な自然を守ること。また、地域活性化、産業創出を目的とした、林業等の里山事業を実施すること。

(回答)

県では、地域制緑地の指定や買入れ等について、市町と連携して実施しており、今後も緑地保全に努めてまいります。

また、本県の林業は、スギ、ヒノキなどの人工林が多い標高 300～800m の山地で実施されているため、地域活性化等を目的とした県の事業は、主にこの地域で実施しております。

なお、土地所有者や地域住民が主体となり県民との協働により里地里山の保全等を進めることを旨として、神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例を定めており、選定した里地里山保全等地域に対して開発規制や土地の権利移動の制限を行うも

のではありませんが、保全活動が継続的に行われるよう支援に努めてまいります。

6 原発ゼロをめざし、再生可能エネルギーの普及促進

(要望)

(1) 再生可能エネルギーの普及拡大を図ること。また、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む市町村の取り組みを把握し、支援するとともに、民間事業者・団体・NPO法人などとも連携した施策を講じること。

(回答)

県では、平成 25 年 7 月に制定した「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づき、「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、再生可能エネルギー等の導入加速化や省エネ節電の取組促進などに取り組んでおります。

市町村との連携については、毎年開催している情報交換において、各自治体の取組を把握して、県の施策に活かすなど、連携した取組を推進してまいります。

また、経済団体及び県民団体等で構成する「かながわスマートエネルギー計画協議会」において、情報交換・意見交換を行い、連携した取組を効果的に推進してまいります。

省エネルギーなどの取組については、県民、企業、行政により構成される「かながわ地球環境保全推進会議」や地域地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員などと連携し、普及啓発を進めております。

また、平成 28 年度は民間企業等と協力し、県民の省エネルギー意識を高め、具体的な行動を促す、省エネルギー性能に優れた家電製品への買替キャンペーンを実施しております。

(要望)

(2) 避難所に指定されている施設への太陽光発電設備及び、蓄電池設備の導入を促進すること。費用の全額を国が負担した『再生可能エネルギー等導入推進基金事業』が 2016 年度に終了したこととともない、市町村の財政負担を軽減する県独自の補助制度を創設するなど、市町村を支援すること。

(回答)

避難所の自家発電設備については、避難所の円滑な運営のため必要な設備であり、市町村が、その実情に応じて整備を進めております。

また国の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」に替わる県独自の補助制度を創設することは考えておりません。

(要望)

(3) 原発の即時撤退を国と東京電力に求めること。また、全国の原発の再稼働の中止を求めること。

(回答)

県では、将来にわたり安全・安心なエネルギーを安定的に確保していくためには、「原子力に過度に依存しない」、「環境に配慮する」、「地産地消を推進する」という 3 つの原則に基づき取組を進めていくこととしており、原発の即時撤退等を国などに要請す

ることは考えておりません。

（要望）

（４）小水力、バイオマス、太陽光、風力、波力等の再生可能エネルギーを積極的に導入すること。

（回答）

再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、自家消費型太陽光発電等の導入費補助や薄膜太陽電池の普及啓発等を実施してまいります。

また、その他の再生可能エネルギーについても、国の補助メニューの活用を周知するなどして、地域特性に応じた導入促進に取り組んでまいります。

（要望）

（５）自然エネルギーの開発・流通に挑戦する中小企業、NPO に補助金や融資、技術や経営指導などの支援を強めること。

（回答）

県では、県内のNPO等や中小企業者による再生可能エネルギー発電事業を支援するため、初期投資費用に対して補助を行っております。

また、神奈川県中小企業制度融資では、「フロンティア資金（環境・エネルギー対策）」において、太陽光や風力等の自然エネルギーの研究開発を行う施設・設備を導入する事業者を支援しております。

さらに、エネルギー関連ベンチャーへの支援や、スマート・エネルギー・システムの構築に必要な技術についての実証試験や性能評価を行っており、今後もこうした取組により支援してまいります。

（要望）

（６）東京電力が横須賀に計画している石炭火力発電所の計画は、温暖化対策とは相いれないものなので、計画の見直しを求めること。

（回答）

国は今年度地球温暖化対策計画を策定し、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減する目標を掲げておりますが、その前提となる電源構成では、石炭火力を含む火力発電についても、高効率化を図りつつ、環境負荷の低減と両立しながら、一定割合を活用していくこととしております。

なお、横須賀の石炭火力発電所計画は、現在、環境アセスメント手続中であり、温室効果ガスの排出抑制も含めた適切な環境配慮がなされるよう、事業者に求めてまいります。

VI 青年・学生を支援、女性の地位向上、文化・スポーツの充実へ

1 青年・学生の支援

(要望)

(1) 高校卒業生の就職を保障するため、経済団体、企業などに正規雇用を増やすよう、強力に要請すること。

(回答)

若年者の雇用機会の維持・確保については、知事と神奈川労働局長の連名で、平成 28 年 6 月に、県内の経済団体に対し、要請を行っております。

さらに、平成 28 年 6 月の国通知を受け、各私立（中・高等・中等教育・特別支援・専修（高等課程））学校長あて送付し、中途退学者就労支援の周知を図りました。

なお、大学・高校等の卒業者の就職内定率を毎年度把握しております。また若年者向けに「かながわ若者就職支援センター」を運営し、一人ひとりの希望に合った就業支援を行っております。

(要望)

(2) 就職も進学もできずに卒業した青年について、県として状況を把握し、就職指導支援員・相談支援員を配置・増強し、就職など生活確立にむけた援助を行うこと。

(回答)

若年者の雇用機会の維持・確保については、知事と神奈川労働局長の連名で、平成 28 年 6 月に、県内の経済団体に対し、要請を行っております。

さらに、平成 28 年 6 月の国通知を受け、各私立（中・高等・中等教育・特別支援・専修（高等課程））学校長あて送付し、中途退学者就労支援の周知を図りました。

なお、大学・高校等の卒業者の就職内定率を毎年度把握しております。また若年者向けに「かながわ若者就職支援センター」を運営し、一人ひとりの希望に合った就業支援を行っております。

(要望)

(3) 「若者サポートステーション」を拡充すること。

(回答)

「地域若者サポートステーション」は厚生労働省の委託事業で、県又は市町村が推薦した団体が事業を行っております。平成 26 年度に県央地域に新たに開設し、職業的自立に困難を抱えている若者に対する相談・支援体制を充実したところであり、今後も市町村の意向を踏まえながら、職業的自立の支援に取り組んでまいります。

(要望)

(4) 若者が文化を創造し発信していく土壌を作るため、世田谷区の児童館などで行われている若者がバンドの練習やダンスの練習ができる場所を、県有施設を利用して作ること。そのために、県有施設の整備や市町村施設の整備を促進・支援すること。

(回答)

県立学校の施設開放は、授業や部活動等の使用に支障を来たさない範囲で、各学校の事情に応じて、施設を県民に開放し、学習・文化・スポーツ活動の振興に資することを目的に実施しております。

また、マグカルの一環として、県立青少年センターで実施している「マグカル劇場」で、青少年自らが企画したイベントでの舞踊や歌唱を行う場を提供しております。特に「マグカル・フライデー」では、音楽やダンス、演劇、パフォーマンスなど舞台芸術に関する発表を行う高校生から 39 歳程度までの方々に、毎週金曜日、多目的プラザを無料で使用いただくこととしております。

なお、以前、青少年の余暇活動のために設置した青少年会館などの施設は、市町村に移譲し、市町村がその役割を担っており、県では、広域性、専門性の観点から指導者人材の育成等に取り組んでおります。

(要望)

(5) 県内の大学で期日前投票ができるようにすること。

(回答)

平成 28 年 7 月に執行された参議院議員通常選挙において、県内では 2 校の大学に期日前投票所が設置されました。

県選挙管理委員会としても、引き続き、会議の場などを通じて、投票所の設置・管理を所管する市区町村選挙管理委員会に、県内や他都道府県の設置事例等を情報提供してまいります。

(要望)

(6) 若者が自立し人間らしい生活が送れるよう、関係各所が連携し、公共住宅や家賃補助、生活資金貸付制度などの貧困対策と一体的な就労支援を強めること。

(回答)

県では、各種会議等を通じて、各関係機関と情報を共有・連携し、就労支援を含む若年者の貧困対策を行っております。

また、県内の福祉事務所を設置する自治体（県及び県内各市）は、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、それぞれで平成 27 年 4 月から自立相談支援事業を開始しており、相談窓口を設けて、関係機関と連携して相談支援や就労支援を行っております。

(要望)

(7) 学卒無業者、発達障害をもつ若者、「ひきこもり」の若者などに対する職業相談、職業訓練、雇用確保のための施策にきめ細かく取り組むこと。交通費支給や訓練費用、生活資金の補償も整備すること。

(回答)

県では、若年者向けに「かながわ若者就職支援センター」を運営し、一人ひとりの希望に合った就業支援を行っているほか、発達障がいをはじめ、障がい者雇用の促進を図るため、関係団体で構成している「神奈川県障害者雇用推進連絡会」の取組として、企業へ

の戸別訪問による障がい者雇用の働きかけなどを実施しております。

また、学卒無業者や「ひきこもり」の若者を対象とした訓練として、総合職業技術校における訓練と企業実習を組み合わせた「企業コラボ型訓練」を実施しております。あわせて、発達障がいをもつ若者を対象として、企業等に委託して行う「委託訓練」を実施しております。どちらの訓練も受講料は無料となっており、交通費については、雇用保険受給者などで、一定の条件を満たす方が、ハローワークの受講指示により入校された場合、手当が支給されます。

さらに、ひきこもり、ニート等の若者の職業的自律に向け、小田原・厚木の2ヶ所に設置した地域若者サポートステーションによる支援を着実に進めてまいります。

(要望)

(8) 「かなテクカレッジ」の1年、2年コースについて、若年者、とりわけ就職経験のないものについては、6ヶ月コースと同様に入学検定料、入校料、授業料を無料にすること。

(回答)

県としては、若年者や就職経験のない新規学卒者等を対象とした訓練では、国からの公共職業能力開発施設の授業料等についての通知も踏まえ受益者負担を求めています。

なお、経済的な理由がある場合は、一定の要件を満たした方に対して、教科書及び被服等が支給される制度や授業料全額免除の制度があります。

2 男女平等・女性の地位向上へ

(要望)

(1) 県は「かながわグランドデザイン第2期実施計画」で県及び市町村の審議会などにおける女性委員の登用率を2018年に40.0%とすることを数値目標として掲げている。引き続き目標達成のための県としてクオータ制の普及を図ること。同時に暫定的特別措置の採用など率先した対応を検討すること。

(回答)

県の審議会等への女性委員の登用については、第9次登用計画において平成29年度末の女性委員登用率40.0%を目標値としており、平成27年度は34.5%で、前年度比で0.7ポイント上昇しました。今後も、目標値に達するよう周知を図り、計画に達しない見込みの場合は個別に協議を行なうなど、庁内の取組を進めるとともに、審議会等委員を選出する関係団体や企業に対し、男女共同参画の重要性の理解の促進を図り、女性委員の積極的登用への協力を求めているなど、幅広い人材の発掘に取り組めます。

また、県及び市町村の審議会などにおける女性委員の登用率については、「かながわグランドデザイン第2期実施計画」において平成30年度に40.0%とすることを目標値としており、平成27年度は33.4%で、前年度比で0.4ポイント上昇しました。引き続き県・市町村男女共同参画行政連絡会などにおいて、取組について働きかけをしてまいります。

なお、かながわ男女共同参画センター（かなテラス）では、平成27年度及び平成28年度に、「政策・方針決定への女性の参画を進めるために」をテーマとして調査研究を行っておりますので、報告書を公表してまいります。

(要望)

(2) 女性労働者の約6割をしめる非正規労働者の雇用実態調査を事業所ではなく労働者に行い、賃金の均等待遇・改善・向上を行うこと。調査内容に、労働契約書の交付や有休休暇の付与、雇用期間、賃金、雇用保険や社会保険の適用、妊娠中の保護や出産休暇、育児・介護休暇の取得及びワーク・ライフ・バランスに関する項目を入れること。また、調査で明らかになった問題について、改善すべき具体策を講じること。

(回答)

県では、平成21年度に「働く環境に関する従業員調査」を実施しており、今後の調査の実施については検討してまいります。

「非正規職シングル女性社会的支援に向けたニーズ調査」報告書によると、今後の希望として、7割の方が「収入を増やしたい。」としております。そのためのサポートとして、県では、国が設置する横浜駅西口のマザーズハローワーク横浜において、女性の就労に向けた様々な悩みから就業継続までの幅広い相談に応じるため、キャリアカウンセリングや労働相談を実施しております。

また同調査によると、スキルアップの場や職業訓練を望んでおりますので、職業訓練を必要とするシングルの女性の方に対して、今後も職業訓練の周知に努めてまいります。

(要望)

(3) 横浜市が実施した「非正規シングル女性社会的支援に向けたニーズ調査」から明らかになった問題を解決するため、緊急の対策を講じること。

(回答)

県では、平成21年度に「働く環境に関する従業員調査」を実施しており、今後の調査の実施については検討してまいります。

「非正規職シングル女性社会的支援に向けたニーズ調査」報告書によると、今後の希望として、7割の方が「収入を増やしたい。」としております。そのためのサポートとして、県では、国が設置する横浜駅西口のマザーズハローワーク横浜において、女性の就労に向けた様々な悩みから就業継続までの幅広い相談に応じるため、キャリアカウンセリングや労働相談を実施しております。

また同調査によると、スキルアップの場や職業訓練を望んでおりますので、職業訓練を必要とするシングルの女性の方に対して、今後も職業訓練の周知に努めてまいります。

(要望)

(4) シングル女性の住宅の保障や職業訓練・資格取得などステップアップをはかるための総合的政策を市町村とも連携して検討すること。

(回答)

県では、平成21年度に「働く環境に関する従業員調査」を実施しており、今後の調査の実施については検討してまいります。

「非正規職シングル女性社会的支援に向けたニーズ調査」報告書によると、今後の希望として、7割の方が「収入を増やしたい。」としております。そのためのサポートとし

て、県では、国が設置する横浜駅西口のマザーズハローワーク横浜において、女性の就労に向けた様々な悩みから就業継続までの幅広い相談に応じるため、キャリアカウンセリングや労働相談を実施しております。

また同調査によると、スキルアップの場や職業訓練を望んでおりますので、職業訓練を必要とするシングルの方に対して、今後も職業訓練の周知に努めてまいります。

(要望)

(5) 男女賃金の格差、昇任・昇格、結婚・妊娠・出産などでの差別を是正させる取り組みを強化すること。また、介護・育児休業法にもとづいて転勤・配転・出向・転籍などの配慮義務、残業規制などの履行状況について改善策を講じること。

(回答)

男女雇用機会均等法や介護・育児休業法等労働に係る各種法令や制度については、県の広報誌やホームページへの掲載のほか、かながわ労働センターの職員による事業所訪問や労働相談により、助言及び指導を行い、普及・啓発に努めております。

(要望)

(6) 男女機会均等法に関連した通達が国から出されている主旨をふまえ、妊娠出産などを理由とする不利益取扱いを行わないよう、県内事業所に啓発指導を強めること。

(回答)

男女雇用機会均等法など労働関係法規の遵守に関しては、県の広報誌やホームページへの掲載のほか、かながわ労働センターが実施している事業所訪問や労働相談など様々な機会をとらえて普及啓発を図っております。

(要望)

(7) 「働く環境に関する事業所調査」に基づいた、深夜業職場の女性労働者が安全で働きやすい職場環境をつくるための施策とは何を指すのか具体的に示すこと。

(回答)

働きやすい職場環境の実現に向けて、労働関係法規の遵守等について、かながわ労働センターが実施している事業所訪問により普及啓発を行っております。

(要望)

(8) 不安定な働き方を余儀なくされている非正規労働者や、病気になって働けない無収入者、解雇されて未収入の状況にある女性労働者にたいして、県としても緊急支援事業を検討し、生活保護の受給要件を満たさない女性に自立支援のための県独自の緊急生活資金の給付がうけられるなど総合的な対策をとること。

(回答)

県では、若年者向けに「かながわ若者就職支援センター」を、中高年齢者向けに「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を運営しているほか、国が設置する横浜駅西口のマザーズハローワーク横浜において、女性の就労に向けた幅広い相談に応じるため、キャリアカウンセリングや労働相談を実施しており、この中で、いわゆる不本意非正規雇用を正規

雇用に繋げる取組も行っております。

さらに、平成 28 年度は、「正社員求人限定人材育成企業面接会」を開催し、正規雇用の更なる促進を図っております。

なお、低所得者、障がい者又は高齢者に対する貸付制度として、県社会福祉協議会が実施主体となって行っている生活福祉資金貸付制度があります。

(要望)

(9) 女性のための就労支援策を強化、拡大すること。また、生活保障つきの職業訓練の抜本的強化などを国と連携して行うこと。利便性の高い横浜駅西口のマザーズハローワーク横浜の開催が平日のみに縮小された。ダブルワークやトリプルワークなどで、相談の機会が確保できないような女性の幅広い相談に応じるため元に戻すこと。

(回答)

女性のライフステージや希望に応じた就業促進するため、国が設置している横浜駅西口のマザーズハローワーク横浜において、女性の幅広い相談に応じるためキャリアカウンセリングを実施しております。

また、県では、職業訓練受講期間中の生活保障として、雇用保険の求職者給付や、ハローワークの支援指示を受けて訓練を受講される方を対象とした職業訓練受講給付金の制度等がありますので、引き続きこれら制度の周知に努めてまいります。

なお、マザーズハローワークの開催日の拡大については、御要望を国に伝えてまいります。

(要望)

(10) 高齢者の貧困率は高く、中でも未婚の女性、離別女性が経済的に厳しい状況にある。無年金、低年金の女性の生活実態を調査し、県独自の施策を確立すること。

(回答)

県では、高齢者保健福祉施策の推進に当たっては、市町村との適切な役割分担のもと、国が実施している高齢者に関する各種調査結果、県の人口統計や、介護保険事業状況報告等による高齢者等の実態把握を行っているところです。

この際、「無年金、低年金の女性」を直接の対象とする調査については行っておりませんが、計画策定から具体的施策の展開までの一連の過程においては、これらの方に配慮する視点が包含されているものであり、現時点での新たな調査を実施することは考えておりません。

(要望)

(11) 女性相談所、女性相談員の機能を強化するため、非常勤職員の専門性の向上のために十分な研修、ゆとりある相談体制をつくること。

(回答)

県の女性相談所の体制については、女性相談員や非常勤福祉職の配置、夜間緊急対応など、必要に応じて充実強化を図っております。

また、県の女性相談所や市町村に配置されている女性相談員等の専門性を高めるため、

研修や連絡会等を実施しております。

(要望)

(12) 民間シェルターへの補助金を充実すること。原則2週間の保護を延長し、無料のシェルターを増やすこと。あわせて、職員の研修等の支援も行うこと。

(回答)

被害者の自立支援活動を行う民間シェルターに対しては、平成18年度から配偶者暴力被害者自立支援活動事業費補助を実施しており、取組への支援を行っております。

また、県施設のほか委託シェルターを活用して、必要な施設を確保するとともに、県の施設を活用したステップハウスや女性保護施設を活用して、被害者の自立に向けた支援の充実に取り組んでおります。

民間団体スタッフ等に対しては、年に複数回の研修を実施するほか、県配偶者暴力相談支援センターによる関係機関等への専門的助言を実施するなど、支援者の資質向上に努めております。

(要望)

(13) かなテラス（県立かながわ男女共同参画センター）が藤沢合同庁舎にオープンしたが、藤沢合同庁舎への移転は、あくまでもつなぎ施設とし、新たに女性問題の総合的な解決がはかられる、かながわ女性センターとしての規模・機能をもった施設を建設すること。

(回答)

かながわ女性センターについては、神奈川県緊急財政対策で示した県民利用施設の見直しの方向性に基づき、設置目的である「女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進するための施設」として必要な機能に特化した上で、必要なスペースを確保できる藤沢合同庁舎に移転、開設しました。

今後も、県域全体の男女共同参画推進拠点としてさまざまな事業に取り組んでまいります。

(要望)

(14) 2017年度に実施が予定されている「働く環境に関する事業所調査」は、300人以下の中小事業所も対象とすること。特に中小自営業者の生活、労働実態把握のための調査項目を設けること。

(回答)

「働く環境に関する事業所調査」は、企業等における働きやすい就業環境づくりの施策立案に活かすことを目的に、常用労働者30人以上の民営事業所を対象として実施してまいりました。

今後、調査を実施する場合には、これまでの経緯等を踏まえ、内容等を検討してまいります。

(要望)

(15) 国に対し次のことを働きかけること。

①男女の賃金格差を是正し、同一労働同一賃金原則を労働基準法に明記すること。

(回答)

御要望の趣旨は、国に伝えてまいります。

(要望)

②ILOパート労働条約を批准し、パート労働者の賃金・労働条件を早期に批准し、パート労働者の賃金・労働条件を正規の労働者と均等待遇になるようパート労働法の実効ある改正を行うこと。

(回答)

御要望の趣旨は、国に伝えてまいります。

(要望)

③課税最低限（基礎控除）の大幅な引き上げなしに、配偶者控除、第3号被保険者制度の廃止、・縮小は行わないこと。

(回答)

所得税や個人住民税における配偶者控除など各種控除制度のあり方などについては、それぞれの制度の趣旨等を踏まえて国において検討されるべき問題と考えます。

なお、平成29年度税制改正において、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、国税及び地方税において、現行の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うこととされました。

具体的には、地方税である個人住民税の場合、配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設けることとされました。また、配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、これらの控除が適用される納税者本人の合計所得金額に所得制限を設けることとされました（いずれも平成31年度以降の個人住民税から適用）。

(要望)

④中小工業、農林水産業家族従業者の働き分を平等に評価し、自家労賃を認め、正当な社会的評価を行うこと。同時に人権尊重や男女平等の是正に向けて、「自営業者が家族従事者に支払った給与は認めない」所得税法56条を廃止すること。

(回答)

県では、「人権施策推進指針」や「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、人権が尊重され、かつ、男女が共同して参画できる社会の実現に向けて、取組を進めております。

家族従業者の自家労賃（働き分）の取扱いや事業専従者控除の在り方については、家族従業者の労働の実態等も踏まえ、所得課税制度全体を通じた議論の中で、国において検討されるべき問題と考えます。

3 文化・芸術、スポーツの環境整備

(要望)

(1) 2020 東京オリンピックでは、神奈川県も競技会場を引き受けることになっている。オリンピックに取組に当たっては、①オリンピックの目的に貢献する、②民意を反映した運営に、③簡素で自然と住民生活との調和をはかることの立場を明確にすること。

(回答)

オリンピック開催時だけでなく、県民が身近にスポーツに触れる機会や、国際交流を図る場を提供するなど、オリンピックの目的に貢献するよう努めてまいります。

また、江の島でのセーリング競技開催に当たっては、湘南港・葉山港の利用者や漁業関係者及び地元住民等の理解を得る必要があるため、地元の実情を反映するよう関係機関と調整を進めるとともに、コンパクトな施設配置、コストをかけない会場運営となるよう努めてまいります。

(要望)

(2) オリンピックの開催のため、神奈川県が関連事業費をどのくらいと見込んでいるのか、県民に明らかにすること。

(回答)

開催経費については、平成 29 年 2 月 1 日の知事定例記者会見において、仮施設と運営費で 80 億円前後、恒設施設の整備を 40 億円前後と県で推計していることをお示しました。

なお、金額については、今後本大会に向けた調整の中で変動が見込まれます。

(要望)

(3) 県民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができるよう、スポーツ政策の充実、環境整備をはかること。県のスポーツ振興ビジョンにうたう受益者負担等の導入は行わないこと。

(回答)

現在、「神奈川県スポーツ推進条例（仮称）」及び「神奈川県スポーツ推進計画（仮称）」の策定に向けて検討を進めており、その中で、スポーツ施策の推進や環境整備等を位置づけております。

なお、県民のスポーツ環境の整備については、学校体育施設の有効活用や、利用者にも応分の負担をいただきながら、県立スポーツ施設などの整備と活用の促進を引き続き図ってまいります。

(要望)

(4) 県立体育センターの施設改修・整備にあたっては PFI 方式を導入しないこと。また、施設の改修にあたっては、障害者団体の要望が十分反映されるようにすること。また、県立体育センターを長年優先利用してきた団体にたいし、再整備期間中のスポーツ施設利用の代替措置をとらないことによって、毎年開催してきた大会等が開けなくなっている事態

がおきている。県のスポーツ行政として代替措置を行うなど責任ある対応を行うこと。

（回答）

県立体育センターについては、障がい者も含め全ての県民のスポーツ振興拠点として、2020年3月の完成を目途にPFI方式と県直営方式を活用し、効率的な再整備を進めております。

再編整備中の施設利用については、可能な限り早い段階で、県内市町村に周知するとともに、県のホームページ等により、利用者の皆様にお知らせをいたしました。

（要望）

（５）県民が文化・芸術を自由に創造し、楽しむことができるよう、その条件整備と文化施設で働く職員の待遇を改善し、アーティスト・団体への助成、芸術鑑賞の機会を拡充すること。

（回答）

県民が行う自主的な文化芸術活動の活性化や芸術鑑賞機会の充実を図るため、文化芸術団体が実施する事業に対して補助しております。

（要望）

（６）すべての子どもたちに鑑賞機会を保障するため、学校での芸術鑑賞教室などの事業を充実させること。

（回答）

県では、「相模人形芝居学校交流ワークショップ」や「子どもたちの音楽芸術体験事業」など、実演指導や演奏体験などを取り入れて、子どもたちの鑑賞機会の充実を図っております。

学校行事の中の文化的行事については、学習指導要領に基づき、特別活動の一環として教育課程の中に位置付けるものとされ、各学校において、地域や学校の実態に応じて適切に実施しております。

（要望）

（７）フラワーセンター大船植物園について、植物園の機能を壊す「温室の廃止」「展示植物の選択と集中」「関谷事務所の廃止」等の計画を撤回すること。また、指定管理者制度の導入ではなく、県直営方式を維持すること。

（回答）

フラワーセンター大船植物園については、園全体の魅力アップを図るため、新たなコンセプトとして、観賞温室の機能を廃止し展示場に改修することで、花き愛好団体との連携を深め県民参加を促進することや、この地で生まれた独自品種であるしゃくやくなどを核としたボリュームアップによる展示内容の充実などを行ってまいります。なお、関谷事務所については、必要な機能を本園に集約することから、廃止することとしております。

なお、フラワーセンターは県の直営施設として運営を行ってまいりましたが、民間ノウハウの活用によるサービスの向上、効率的・効果的な管理運営が可能となるよう、指定管理者制度を導入することとしました。その際、指定管理者の選定に当たっては、専門人

材の配置や類似業務の実績等、業務を遂行できる技術的能力を確保することを求めるなど、サービス水準を維持できる方策を検討してまいります。

(要望)

(8) 県立図書館、川崎図書館の充実を

①全国でも類を見ない蔵書を擁する県立川崎図書館を、企業支援に特化し、川崎市の「かながわサイエンスパーク」に移転しようとしているが、容量が小さく蔵書の分散を余儀なくされる。蔵書と機能を分散させず、川崎市内に存続すること。

(回答)

川崎図書館については、川崎市内にある、かながわサイエンスパーク（K S P）が総合的にみて適地と判断し、移転する方針としました。移転に当たっては、企業のものづくり技術を支える機能を発揮するため、蔵書約 30 万冊をK S Pに移転し、その後は外部で保管する予定です。外部保管する蔵書も、川崎図書館の蔵書として管理し、閲覧・貸出やレファレンスを行ってまいります。また、保管先からの搬送方法など、管理運営について工夫を図ってまいります。さらに蔵書のうち、川崎市の図書館での活用が望ましいものについては、川崎市教育委員会と調整してまいります。

(要望)

②県立図書館の再整備にあたっては、P F I 方式を導入しないこと。

(回答)

現在、P F I 方式と県直営方式のいずれにするかについて、効率的な図書館運営という観点から、どちらが有効なのか比較検討しているところです。

(要望)

③県立図書館の正規の司書職が両館合わせ、35人と非常に少ない。500万人以上の人口県で下から二番目に低い。嘱託・非正規職員の司書の実態や労働条件を把握し、司書が長く続けられる条件を早急に実行すべきこと。現有司書人数は、これ以上切り下げないこと。

(回答)

県立の図書館の司書については、非常勤職員も含めて業務内容に応じて必要数を配置しておりますが、今後も図書館の再編整備の内容を踏まえて適正な配置に努めてまいります。

(要望)

④20年近くにわたり減額された資料費を全国都道府県の平均水準に引き上げること。

(回答)

県立の図書館の資料費については、本県の財政状況が大変厳しい中での増額は難しいため、引き続き市町村立図書館と連携し、県内公共図書館の相互貸借システムの運営など広域的なサービスの充実を図ってまいります。

また、公文書館と連携して電子ファイル情報の収集・提供を行う「神奈川デジタルアーカイブ」を充実する等して、県民への資料提供に努めてまいります。

(要望)

(9) 旧女性センター図書館の役割を引き継ぐために

①県内の女性史研究や女性労働など、あらゆる女性問題にアプローチするのに役立つ図書館として、各研究者が研究途上で集めた資料やさまざまな県内のグループ・各機関の出版物・一枚もの等の原資料などの資料も積極的に収集・保存し、活用する方向性を付加すること。

(回答)

女性センターから移転された蔵書については、今後も、県立図書館で管理してまいります。資料の収集については、県立図書館の資料収集要綱に基づいて収集・保存し、利用者へ提供してまいります。

(要望)

②旧女性センター図書館で収集された出版物および資料は県立図書館に移管されたが、今後も更に県内の女性史研究や女性労働など、あらゆる女性問題にアプローチするのに役立つ図書館として資料の収集や保存、情報の発信を推進するため、予算は図書館事業として括るのではなく、女性行政推進のための予算として確保すること。また、県立図書館に移管したメリットを生かし、市町村図書館への支援策として、女性問題に関する資料情報を定期的に配信するなどの積極策を考慮すること。

(回答)

県立図書館女性関連資料室について、引き続き資料等の充実に必要な予算を確保いたします。

また、県内の公立図書館間の相互貸借システム（K L - N E T）などを通じて、県立図書館の蔵書について市町村立図書館への情報提供を行っております。

(要望)

③全国1・2を争う女性専門の図書館を発展させる方向を打ち出し、この優れたコレクションにふさわしい位置づけをし、暫時女性関係コレクションの厚みをふくらまし、活用方法の研究などをしていくこと。女性研究の為にも、女性資・史料の発掘、保存などを願っている人や研究者、若い人などとの交流を促進し、その意見を十分に反映し再編の中で正當に位置づけること。

(回答)

女性センターより移管された資料については、「女性関連資料室」に整理し、県立図書館の核となる資料群として位置づけ、他領域の県立図書館資料も合わせて有効活用してまいります。

VII 消費者行政の充実・強化を図る

1 消費者行政の充実

(要望)

(1) 県中央消費生活センターを市町村・県全体の中核センターとして、位置づけ機能強化を図ること。

(回答)

平成 28 年 4 月 1 日施行の「消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」では、市町村支援を県の消費生活センターの目的として明確に規定したところです。

また、県の消費者施策展開の基本方針である「かながわ消費者施策推進指針」では、かながわ中央消費生活センターをセンター・オブ・センターズとして位置づけており、今後も指針等に基づき、県全体の相談体制の充実に向け、センターの機能強化を図ってまいります。

(要望)

(2) 中央消費生活センターを利用しやすくするため、分かりやすいパンフレット等を作成配布こと。

(回答)

かながわ中央消費生活センターについては、ホームページにてご案内するとともに、「神奈川県内の消費生活相談窓口のご案内」、「消費者ホットライン 188 番」、「契約のきりふだ（高齢者編、若者編）」等のパンフレットを作成し、県施設や市町村、関係団体等に配架を依頼し、相談窓口の周知に努めております。

(要望)

(3) 複雑、高度化する相談の処理を、商法ごとに専門班を作り、個人処理ではなく情報の調査・分析、統一的処理などシステム処理・マニュアル化すること。

(回答)

県では、平成 24 年度から、新手や対応困難な相談事例について、消費生活相談員と行政職員が一体となった 4 つの専門分野別（金融・保険、運輸・通信、安全・安心、相談対応）の研究グループを作り検討を行い、その結果を市町村の消費生活相談窓口へ情報提供しております。

(要望)

(4) 事業者指導の実態（市町村からの依頼分も含む）を明らかにするとともに、指導の充実を図ること。

(回答)

県では、法令違反の事業者に対しては行政処分を、法令違反の疑いのある事業者に対しては行政指導を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止を図っております。行政処分はホームページで公表しておりますが、行政指導については疑い事案であることから非公表としております。

引き続き、相談情報等を活用して悪質事業者の動向を注視し、適切な指導・処分を行ってまいります。

(要望)

(5) 架空請求、オレオレ詐欺など特に高齢者に対する悪質な犯罪が多発している。これらに対する適切な情報提供を行うとともに、被害防止、救済の取り組みを強めること。

(回答)

県では、高齢の女性被害者が大半を占める振り込め詐欺の被害を防止するため、安全・安心まちづくりの推進母体である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」において、「振り込め詐欺防止」を平成 28 年度の重点テーマとし、県民総ぐるみによる被害防止に取り組んでおります。

また、県警察と連携し、三井住友信託銀行や一般社団法人神奈川県タクシー協会などと振り込め詐欺防止等に関する地域安全協定を締結するとともに、県内各地域で防犯キャンペーンを行うなど、県民への広報啓発活動を実施しております。

今後も、県警察、市町村及び関係機関・団体と連携し、県民総ぐるみで振り込め詐欺の被害防止に取り組んでまいります。

なお、高齢者や障がい者の消費者被害を未然に防止するため、高齢者団体や障がい者団体、消費者団体、市町村、県の福祉関係部局、警察本部などを構成員とする「高齢者、障害者等の消費者被害防止対策連絡協議会」を設置し、消費者被害に関する情報交換や、効果的な普及啓発事業の実施などについて協議を行っております。

こうした協議を踏まえ、啓発リーフレットやDVD教材等の作成・配布、高齢者、障がい者及び見守る方向けの出前講座の実施、ホームページでのシニア向けページによる啓発などの取組を引き続き行ってまいります。

3 食の安全について

(要望)

(1) 「健康に効果がある」と表示して販売できる機能性食品について、国の食品安全委員会が、「成分の安全性が確認できない」と指摘した。健康被害も心配されており、評価書の内容を精査し、販売禁止措置をとるなど被害防止に努めること。

(回答)

消費者庁では、本制度の適正な運用を図るため、機能性を表示する場合、食品表示法に基づく食品表示基準や「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」などに基づいて、届出を行い、食品の容器包装への表示を行うこととしております。

また、届出された内容を消費者庁のホームページで公開するとともに、販売後の監視を行うとともに、事業者向け、消費者向けのリーフレットを作成し普及に努めております。

県では、独自に機能性表示食品を含む機能性食品についてのリーフレットを作成し、消費者の方がそれぞれの制度の違い、特徴などについて理解を深められるよう、機会を捉え普及の取組を推進しております。

(要望)

(2) 食品による健康被害情報について、製品や企業者名が伏せられている。情報の開示を強めること。

(回答)

県では、食中毒として行政処分を行った場合には、原因となった施設名、営業者等の情報について公表しております。また、県内の事業者が食品衛生法の規定に違反すると思料し、健康被害が想定される食品等の自主的な回収に着手した場合には、神奈川県食の安全・安心の確保推進条例に基づき、県に報告することを義務づけております。併せて、同条例に基づき、事業者から報告があった食品等の自主回収の情報について、ホームページ等を通じて、県民の皆様にお知らせしております。

(要望)

(3) 国に食品表示監視強化を要請し、県・市の保健所による食品衛生監視体制を拡充すること。

(回答)

監視体制については、国通知や県内の食品衛生事案を踏まえて毎年監視指導計画を策定して対応するとともに、国や他の自治体等と連携して違反食品等に対応しております。

(要望)

(4) 食品表示法の施行に対応して

①2015 年 4 月、食品の表示について定めた、新しい法律「食品表示法」が施行された。新たに「機能性表示食品」制度も始まっている。消費者が食品表示を理解し、表示の活用がすすむように、積極的なとりくみを消費者団体と連携してすすめること。

(回答)

食品の表示は、食品を選択する際の重要な情報源であり、県民の皆さん一人ひとりが表示を正しく理解することが大切であると考え、「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第3次）」において、適正な食品表示の確保を推進することを重点的な取組事項と位置づけております。

また、パンフレットや県ホームページなどの情報媒体の活用、表示を正しく理解していただくことを目的とした講座の開催など、県民の皆さんが表示を正しく理解できるように取り組んでおります。

なお、県が取り組む中期的な目標及び施策の方向を定めた「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」や年度ごとに実施する具体的な事業計画を示す「かながわ食の安全・安心行動計画」の策定に当たっては、生協や消費者団体も委員として出席されている「神奈川食の安全・安心審議会」においてご意見をいただいております。今後も事業実施に際しては連携を深めて取組を進めてまいります。

また、消費者が「自立した主体」として行動できるよう、教育現場とも連携した消費者教育などに取り組んでおりますが、食品表示についても、消費者が表示を理解し表示の活用が進むよう、出前講座の実施等により、取り組んでまいります。

(要望)

②機能性表示食品について、特定保健用食品では「却下」された製品が受理されていたりしている。消費者庁は書式さえ揃っていれば受理するようなやり方など、制度の見直しを国に求めること。

(回答)

消費者庁では、本制度の適正な運用を図るため、機能性を表示する場合、食品表示法に基づく食品表示基準や「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」などに基づいて、届出を行い、食品の容器包装への表示を行うこととしております。また、届出された内容を消費者庁のホームページで公開するとともに、販売後の監視を行うとともに、事業者向け、消費者向けのリーフレットを作成し普及に努めております。

県では、独自に機能性表示食品を含む機能性食品についてのリーフレットを作成し、消費者の方がそれぞれの制度の違い、特徴などについて理解を深められるよう、機会を捉え普及の取組を推進しております。

(要望)

③トランス脂肪酸の過剰摂取は動脈硬化や心臓病のリスクを高めることが明らかとなり、アレルギー疾患や免疫力の低下とも関係しているとの指摘も多くある。そのため多くの国で表示は義務化されており、使用制限や使用禁止へと向かっている。神奈川県として、トランス脂肪酸の表示の推奨と国に表示の義務化を行うよう求めること。

(回答)

国の食品安全委員会では、トランス脂肪酸について既に検討を行っており、日本人の大多数の摂取量は、トランス脂肪酸に関する世界保健機構（WHO）の目標を下回っているため、通常の食生活では健康への影響は小さいものと考えられていることから、現時点で県が表示の実施を営業者に求めることは困難ですが、今後も引き続き国の動向を注視してまいります。

(要望)

(5) 安全・安心の確保のため、食の相談ダイヤルや県のホームページ等の充実はもちろん、「かながわ食の安全・安心キャラバン」や「食の安全・安心基礎講座」などの取り組みについて、さらに市町村連携をすすめ、新たな開催地域において認知や関心、参加が高まる工夫と内容の改善を行うこと。

(回答)

「かながわ食の安全・安心キャラバン」や「かながわ食の安全・安心基礎講座」などの開催については、県のたより、ホームページへの掲載、ツイッターの活用、リーフレットの配布など、様々な媒体を活用し広報を実施しており、市町村と共催する場合には、市町村の広報も活用しております。

また、事業の企画に当たっては、県民の関心の高いテーマ設定にも心がけております。

今後も、テーマや開催方法などについて工夫し、内容を改善しながら、食の安全・安心に係る情報の共有化と意見交換を推進してまいります。

(要望)

(6) 食品の表示問題、機能性食品、TPP と食品輸入など食の安全に関わる国の政策動向について消費者に情報の提供を行い、消費者の学習を支援すること。

(回答)

食品の表示については、消費者の方々が正しく理解し、食品の選択が行えるよう、「かながわ食の安全・安心基礎講座」の開催、パンフレットやホームページの活用により、情報提供しております。また、独自に機能性表示食品を含む機能性食品についてのリーフレットを作成し、消費者の方がそれぞれの制度の違い、特徴などについて理解を深められるよう、機会を捉え普及活動を行っております。

輸入食品の安全性については、県内の検疫所と保健所設置市で構成する輸入食品衛生連絡会を設置し、輸入食品の衛生対策に関する情報交換、協議等を行っております。今後も、国で公表した政策動向については、様々な機会をとらえて消費者に情報提供を行ってまいります。

また、地域の団体やグループ等の要望に応じ、会合や学習会等に講師を派遣して、食品表示の見方など食の安全に関するテーマで講義を行う出前講座の実施により、消費者の学習支援を行っております。

(要望)

4 消費者庁、国民生活センターなどの移転について、国に移転方針の撤回を求めること。

(回答)

平成 27 年末に国民生活センター相模原事務所が急遽、移転対象に加えられたため、本県では、相模原市とともに国民生活センター及び消費者庁を訪問して残留を要望するとともに、国に対して移転反対の申し入れを行いました。そうした中、平成 28 年 9 月 1 日に、まち・ひと・しごと創生本部が「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」を決定し、消費者庁や国民生活センターは、「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」を平成 29 年度に徳島県に開設し、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施し、3 年後を目途に検証・見直しを行って結論を得るとされました。

今後も引き続き、国の動向を注視し、状況に応じて、地元相模原市と相談しながら、国に必要な対応を図ってまいります。

Ⅷ 原子力空母母港、オスプレイ拠点化の撤回、核も基地もない平和な神奈川を

1 核も基地もない平和なかながわを

(要望)

(1) 「安全保障関連法」は、集団的自衛権の行使を認めるものであり、明白に憲法違反である。同法の廃止を国に求めること。

(回答)

安全保障の問題は国の専権事項であり、県はその判断、決定に直接関与する立場にありません。

(要望)

(2) 国民保護計画に関する予算措置を行わないこと。

(回答)

県は、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の県内開催を控え、テロ災害発生時の対応力の強化を図るため、引き続き国、市町村、消防、県警等関係機関と連携した国民保護の実践的な訓練を実施し、関係機関相互の連携の強化と県民の意識啓発を図ってまいります。なお、訓練に係る費用については、国の交付金により措置されております。

(要望)

(3) 核持ち込みを容認した核密約が存在していたことが明らかとなり、横須賀に核が持ち込まれていたことが否定できない。国是である非核三原則を堅持するためにも核密約の廃棄を要求するとともに、非核三原則の法制化を国に強く要請すること。

(回答)

平成 22 年 3 月にいわゆる「密約」問題に関する有識者委員会の報告書が提出されましたが、政府は、従来から非核三原則を国是としており、歴代内閣も非核三原則の堅持を明言しております。

県としては、非核三原則が堅持されるよう、今後も、核兵器廃絶に向けた地域からの取組を続けていくことが大切だと考えております。

(要望)

(4) 核兵器廃絶や恒久平和への願いを表明した『神奈川非核兵器県宣言』にもとづき、非核・平和意識の普及に今まで以上に取り組むこと。さらに核兵器の全面禁止に向けた禁止条約の制定に向け積極的に取り組むよう国に求めること。

(回答)

県では、「非核三原則」を県是として確認した「神奈川非核兵器県宣言」を県議会が議決し、これを受け、宣言パネルの掲出や県のたより等の広報などにより、非核・平和の考え方を県民に普及・浸透させるよう努めております。

平成 28 年は、県立地球市民かながわプラザにて、『「火垂るの墓」の野坂昭如氏戦争童話上映会』を 5 回、『「はだしのゲン」の中沢栄治氏アニメ上映会』を 3 回、「アニメ

上映&平和かたりベツアー」を3回実施し、延べ485人の県民の皆さんに参加いただきました。

非核三原則が堅持されるよう、今後も、こうした核兵器廃絶に向けた地域からの取組を続けていくことが大切だと考えております。

(要望)

(5) 相模湾の原潜行動(訓練)区域の解消を国に要求すること。

(回答)

県は、県と基地関係9市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会(県市協)」や、米軍基地が所在する15都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(渉外知事会)」等を通じて、艦船の安全航行の徹底を図るため、万全の措置を講じ細心の注意を払って行動することについて国に要望しております。引き続き、国に対し粘り強く求めてまいります。

2 米原子力空母の横須賀母港撤回と米軍基地撤去

(要望)

(1) 原子力空母ロナルド・レーガンが横須賀基地に配備された。これは、横須賀基地が原子力空母の母港化が恒久化・永久化につながるものである。原子力空母の横須賀母港をやめるよう米軍及び日本政府に強く求めること。

(回答)

横須賀基地への艦船配備については、日米両国政府の責任のもとで決定されているものですが、原子力空母ロナルド・レーガンの配備について、国からは、配備の恒久化になるとの説明は受けておりません。したがって、空母の配備については、他の艦船の配備と同様に、常に変動の可能性のあるもの認識しております。

(要望)

(2) アメリカの「戦略的リバランス」政策により、2017年までに米海軍横須賀基地を母港とする艦船を14隻体制にする計画が進められている。このような横須賀基地の強化には反対し、政府に対して中止するよう求めること。

(回答)

御要望の件は、国が日米安全保障条約に基づき判断すべきことと考えております。

3 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し

(要望)

(1) 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」が改定されたが、応急対応範囲の設定など、国内の原子力発電所の防災対策と比較してもあまりにも不十分なものである。最悪の事故を想定したマニュアルとなるよう根本から見直すことを国に要求すること。

(回答)

原子力艦の原子力災害対策に係る応急対応範囲等については、国の責任において、福島第一原子力発電所事故の最新の知見と、原子力艦固有の原子炉の特性を踏まえて示され

たものと受け止めております。

また、県では、国主導による実効性ある原子力災害対策が実施されるよう、国に対して、十分な安全対策を講じるとともに、国主導の下に、実効性ある原子力災害対策のため、防災体制の整備を図るよう要望しております。

（要望）

（２）巨大地震が起こった際の原子力災害として、原子力艦船の原子炉事故について、どのように想定し、どのような対策をとっているのか明らかにすること。また、予想される巨大地震について、県として米軍に対してどのような対策を要求し、また、米軍がどのような対策を講じているのか明らかにすること。

（回答）

平成 28 年 7 月 15 日に改訂された国の「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」において、米国政府からの通報等に関らず、原子力艦の寄港県において震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、内閣府（防災担当）は直ちに外務省を通じて、米国政府から原子力艦の状況について情報収集を行うこととなりました。県では、国からこれらの情報を受けるとともに、必要に応じ、「神奈川県地域防災計画原子力災害対策計画」に基づき、応急対策を実施いたします。

（要望）

（３）横須賀に入港中の原子力艦船が巨大地震の被害によって外部電力が喪失したことを想定し、横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は、横須賀市が想定している津波 3.5 メートルで水没する場所にある。この点についての安全対策について明らかにすること。

（回答）

県では、国主導による実効性ある原子力災害対策が実施されるよう、国に対して、十分な安全対策を講じるとともに、国主導の下に、実効性ある原子力災害対策のため、防災体制の整備を図るよう要望しております。

4 厚木基地に関わって

（要望）

（１）MV22 オスプレイが、横田基地に配備され、県内の米軍基地や自衛隊基地を使用している。また、原子力空母ロナルド・レーガンの艦載機として CMV22 オスプレイを 2021～26 年の間に日本に配備する見通しを示している。このことで、厚木基地の使用が常態化する可能性が高くなっている。オスプレイの厚木基地飛来・使用、飛行訓練はやめるよう、日本政府と米軍に強く求めること。

（回答）

県としては、オスプレイについて、国の責任において引き続き丁寧な説明や適時適切な情報提供を行うよう、引き続き、基地関係市と連携し国に対し求めてまいります。

(要望)

(2) 爆音被害の根絶のために

①厚木基地でのいっさいの離着陸訓練をやめるよう、日米両政府と米軍に強く求めること。とりわけ、空母が作戦任務で出港する間際に、洋上で実施される着艦資格取得訓練(CQ)では、終了後の深夜に艦載機が厚木基地に戻ることが多い。洋上でのCQ実施後は、厚木基地に戻らず、そのまま作戦任務につくよう米軍に求めること。

(回答)

県では、厚木基地において空母艦載機着陸訓練を行うことのないよう、基地周辺市とともに、日米両国政府に対して強く働きかけております。また、訓練終了後の深夜飛行により、厚木基地周辺住民は睡眠を妨害されるなど多大な被害を受けていることから、「厚木基地飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置」を遵守し、深夜の飛行を行わないよう、日米両国政府に対し要請しております。今後とも、抜本的騒音解消を求めて基地周辺各市とともに取り組んでまいります。

(要望)

②空母艦載機の爆音被害の元凶は、原子力空母の横須賀母港化である。平和で静かな街を取り戻すためにも、原子力空母の横須賀母港を撤回するよう日米両政府と米軍に求めること。

(回答)

県としては、空母の横須賀配備は、日米安全保障条約に基づくものと考えております。

(要望)

③米陸軍・海軍・空軍による基地周辺住宅地上空でのタッチ・アンド・ゴー訓練などは、安保条約・地位協定2条1項の「施設・区域の提供」にない空域での訓練であり、住宅地上空での訓練をただちに中止するよう、国と米軍に求めること。

(回答)

県では、県と基地関係9市で構成する「神奈川県基地関係市連絡協議会(県市協)」の要請の中で、指定された訓練区域外での訓練飛行を禁止するよう、国へ求めています。

(要望)

④厚木基地での航空機爆音が県民に与える「生活被害」と「健康被害」の実態調査は、国に任せるのではなく県民の暮らしと健康を守る立場から、神奈川県の責任で実施すること。

(回答)

御提案の実態調査については、国の責任において実施すべきと考えており、引き続き県と基地関係9市で構成する「神奈川県基地関係市連絡協議会(県市協)」を通じ、航空機騒音が与える影響の調査の実施を国に働きかけているところです。

5 空母艦載機の着艦訓練・日常訓練・基地周辺の生活環境の安全確保等

(要望)

(1) 住宅防音工事の第一種区域を拡大し、国の負担で施工後の維持管理をすることを国

に要求すること。

（回答）

県は、これまでも住宅防音工事助成対象区域の拡大及び住宅等の防音施設に係る維持管理費の全額国庫負担について、県と基地関係 9 市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）」を通じて、国に対して求めてまいりました。引き続き、更なる基地周辺対策の充実を国に対し働きかけてまいります。

（要望）

（２）キャンプ座間周辺自治体と米軍及び自衛隊とのヘリコプター運用とキャスナー飛行場の使用についての「軽減措置」の協定（夜間飛行時間の制限、深夜の飛行禁止、住宅地上空での飛行についてなど）の締結について、基地周辺自治体と共同し、米軍と国へ要望すること。

（回答）

県と基地関係 9 市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）」を通じて、キャンプ座間のヘリコプターの飛行活動について、夜間等は活動を禁止するとともに、低空での旋回訓練等激しい騒音を伴う訓練を行わないよう、また、住宅地の上空については、極力飛行をさけるなど、必要な騒音対策を講じることを国へ求めています。

（要望）

（３）キャンプ座間周辺自治体に騒音測定器を設置のうえ、周辺住民の日常生活被害及び健康被害の実態、特にヘリコプター騒音による低周波被害について県独自に調査すること。

（回答）

キャンプ座間周辺で発生するヘリコプター騒音については、相模原市が独自に騒音計を設置し計測するとともに、苦情件数を集計しております。

県では、厚木基地周辺の関係各市と連携し、県や市が厚木基地周辺 34 箇所に設置している騒音計のデータを収集し、環境基準の適合状況等について毎年度把握しております。

一方、国は低周波音の問題に適切に対応するため、平成 16 年 6 月に「低周波音問題対応の手引書」をとりまとめておりますが、対象はあくまで固定発生源であり、ヘリコプターを含む航空機から発生する低周波音は手引書の対象外となっており、その評価方法も確立されていないのが現状です。

現在、防衛省において、航空機騒音による低周波の影響について基礎的な論点を整理しているということです。県としては、その動向を注視するとともに、引き続き測定事例等を収集してまいります。

なお、ヘリコプター騒音に限らず、健康に関する相談があれば、保健福祉事務所等で適切に対応してまいります。

（要望）

（４）防衛省の全国の陸自の組織改編では、座間駐屯地の中央即応集団司令部の廃止。日米共同部の新設を決めたとの報道がある。これは、米軍と自衛隊が文字通り一体化することであり、直ちに撤回を要求すること。

(回答)

米軍や陸上自衛隊の再編については、日米両国政府が判断すべきことと考えております。

県としては、こうした動きについて情報収集に努め、再編が地元住民に与える影響について、注視してまいります。

6 遊休化した県内提供施設の早期返還

(要望)

(1) 横須賀基地関係の米軍家族住宅の住宅建設計画は中止し、撤回するよう国と米軍に求めること。

(回答)

本件について、平成 26 年 6 月、南関東防衛局は、横浜市に対して、「基本配置計画案」の提示・意見照会を行いました。その中で、横浜市域の住宅整備戸数をできるだけ減らして欲しいとの地元の要望等を踏まえ、住宅整備戸数を見直し、171 戸に減らした旨の説明がされております。

それを受け、平成 27 年 9 月に、横浜市が国へ、周辺の緑や自然環境の保全等について要請しました。

県としては、これまでも地元市の意向を尊重して、基地対策を推進してきました。今般の横浜市域での住宅建設についても、横浜市の考えを尊重してまいります。

(要望)

(2) 米軍人の基地外の居住に反対し、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう引き続き国に要求すること。また、米軍がすすめている民間住宅提携プログラム(RPP)は実質的な基地の拡張である。民間の契約とは言え住民登録をしていないなど、横須賀市政、神奈川県政に関わる問題でもあり、反対の意思をハッキリと示すこと。

(回答)

日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税分については、全額補てんするよう措置すること、また、米軍人等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の優遇制度について、早急に是正することを「神奈川県基地関係県市連絡協議会」及び「渉外関係主要都道県知事連絡協議会」を通じて国に求めており、引き続き国に対して要望してまいります。

なお、賃貸住宅提携プログラム(RPP)は、基本的には、私的契約に関するものであり、県としてコメントする立場にありません。

(要望)

(3) 日米合同委員会で返還が合意された池子住宅地区の「飛び地」は、いまだ返還時期が明確になっていない。使用していない米軍基地は、日米地位協定に基づいてただちに返還するよう、県として強く日本政府及び米軍に求めること。

(回答)

池子住宅地区の「飛び地」については、平成 16 年度に、日米両国政府間で返還方針が合意されていることを踏まえ、県では横浜市とともに国に対し、早期返還を実現すること

を引き続き求めてまいります。

（要望）

（４）座間市内に存在するキャンプ座間の水源地、とりわけ県立谷戸山公園内の配水池は、米軍がすでに県営水道を使用していることから使用されていない。直ちに返還をするよう、強く日本政府及び米軍に求めること。

（回答）

県では、遊休化している基地の整理・縮小・返還について強く米側に働きかけるよう、県と基地関係９市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）」を通じて、国に求めております。引き続き、これらが実現されるよう求めてまいります。

（要望）

（５）厚木基地に相模鉄道線から引き込んでいる鉄道敷は、基地内では鉄道敷上は舗装しており、全く使われていない。これらの遊休地はただちに返還するよう求めること。

（回答）

県では、遊休化している基地の整理・縮小・返還について強く米側に働きかけるよう、県と基地関係９市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）」を通じて、国に求めております。引き続き、これらが実現されるよう求めてまいります。

７ 日米地位協定の抜本的改定など

（要望）

（１）米国への従属的な関係の根本には日米安全保障条約がある。国に対し日米安全保障条約を破棄するよう求めること。また、日米地位協定の抜本的な改定を国として米側に求めるよう強く要望すること。

（回答）

日米安全保障条約については、日米両国政府の責任のもとで締結されているものであり、県としては尊重すべきものと考えております。また、県は基地問題解決のため、日米地位協定の改定・見直しを米軍基地が所在する１５都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）」や県と基地関係９市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）」を通じて、国に求めております。引き続き、国に対し、粘り強く求めてまいります。

（要望）

（２）米兵の犯罪や事故は、依然として根絶されない。管理者である米軍当局と、基地施設提供者である日本政府の責任を明確にし、日米地位協定の抜本改定を強く日本政府に求めること。

（回答）

県は、県と基地関係９市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）」や、米軍基地が所在する１５都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）」等を通じて、米軍構成員による犯罪の再発防止等のほか、事件・事故時

の措置の充実など、日米地位協定の抜本的な見直しについて国に要望しております。引き続き、国に対し粘り強く求めてまいります。

（要望）

（３）「日本が第１次裁判権をもつ『公務外』の米兵犯罪について、日本はできるかぎり行使しない」という密約の存在が明らかになっている。今も生きているこの「密約」はただちに破棄すること。

（回答）

県は、県と基地関係９市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）」や、米軍基地が所在する１５都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）」等を通じて、締結後５０年以上も見直しが行われていない日米地位協定の抜本的な見直しについて国に要望しております。引き続き、国に対し粘り強く求めてまいります。

（４）相模総合補給廠の爆発事故が発生し、危険物の保管状況などの情報がなく市民の不安が高まっている。基地内に保有する危険物の情報提供を求めること。また、日本側の立ち入り調査権を設けることなどを含め、地位協定の抜本の見直しを国に要求すること。

（回答）

基地の使用に関しては、米側の裁量に委ねられている部分が多く、基地の実情が見えず、周辺住民は大きな不安を抱えております。特に平成２７年８月２４日に発生した相模総合補給廠の火災においては、住民の安全に直結する情報が事前に共有されていなかったことは課題であると認識しております。

県では、平成２８年６月に実施した国への提案活動において、基地周辺住民の安全確保のため、日頃から日米間で、安全に関する情報を共有するとともに、緊急対応等に必要自治体職員の、迅速かつ円滑な基地立入りを実現するよう、新たに求めたところであり、今後も継続して国に求めてまいります。

また、米軍基地が所在する１５都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）」や、県と基地関係９市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）」とも連携し、今回の事故で明らかになった点を含め、日米地位協定の課題の解決に向けた取組を進めてまいります。

（要望）

（５）三浦市でのヘリ墜落事故も含め、日米合同委員会で「訓練空域」に指定されていない空域での訓練飛行が増加している。こうした特権的優遇措置を止めさせ、日本の国内法を厳しく守らせること。

（回答）

県は、県と基地関係９市で構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）」や、米軍基地が所在する１５都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）」等を通じて、締結後５０年以上も見直しが行われておらず、様々な課題がある日米地位協定の抜本的な見直しについて国に要望しております。引き続き、国に対

し粘り強く求めてまいります。

（要望）

（６）２０１６年４月に横浜ノースドックで米空軍が軍事訓練を行った。このことは、基地の使用目的から逸脱し、日米地位協定に違反している可能性が極めて高い。訓練を目的としていない施設で軍事訓練を容認することは、ますます軍事訓練ができる施設を増やすとともに訓練の常態化につながる。抗議し、二度とこのような訓練を行わないよう米軍と国に求めること。

（回答）

横浜ノース・ドックは、日米地位協定第二条１に基づき我が国が米国に提供している施設及び区域であり、米軍は、同施設を、日米安保条約の目的達成のために必要な港湾施設として物資の搬出入等に使用していると承知しております。

県としては、日米地位協定上、訓練施設ではない施設で訓練を行うことが一律に禁止されるものではないと理解しております。

県はこれまでも関係市とともに、国に対して、基地周辺住民に不安を与えるような訓練を行わないよう求めており、引き続き、そのような訓練が行われることがないよう求めてまいります。

（要望）

８ 県民のくらしや生命をおびやかす米軍基地を撤去させるため、日米安保条約の廃棄を国に強く求めること。

（回答）

日米安全保障条約については、日米両国政府の責任のもとで締結されているものであり、県としては尊重すべきものと考えております。

IX 県民本位の行財政運営を

1 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて

(要望)

(1) 今年3月に出された「中期財政見通し」の財政推計は、歳入を過小に、歳出を過大に見積もり、福祉、医療、子育て・教育など県民サービス部門をカットする結果になっている。こうした財政見通しは改め、県民サービスを積極的に推進する県予算とすること。

(回答)

中期財政見通しにおいては、一定の与件に基づき推計しております。その結果として、29年度以降、巨額の財源不足が生じる見込みですが、国への働きかけや民間資金の導入、事務事業の見直しなどにより財源を確保するとともに、事業の構築に際して、優先度の明確化や重点化に取り組み、県民生活を最優先に考えた予算編成を行っております。

(要望)

(2) 臨時財政対策債による地方交付税の代替措置を廃止し、本来の地方交付税制度を厳守するよう国に求めること。

(回答)

市町村が自立かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするため、地方交付税総額を法定率の引き上げ等により確保するとともに、臨時財政対策債を本来の地方交付税に復元するよう、国に強く要望しております。また、今後も継続して働きかけてまいります。

(要望)

(3) 法人2税の超過課税については、福祉や教育施策にも活用すること。

(回答)

法人二税の超過課税については、緊急かつ重要な課題である「災害に強い県土づくりの推進」と「東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備」に対応するための財源として活用するとともに、教育施設の耐震化にも活用することとしており、福祉施策への活用はできませんが、県内の安全・安心の確保や経済の活性化に活用してまいります。

(要望)

(4) 未利用県有地は、県民福祉の向上をはかるためにも市町村等による保育所等福祉施設など公共利用を推進するよう。また、地元住民の意向にそって公共の施設整備又は市に用地提供を図ること。

(回答)

県自ら活用しない県有地は、地元市町村の利用の希望があれば優先して譲渡することとしております。

また、保育所や高齢者施設の整備用地として利用する場合は、定期借地にも応ずるなど柔軟な対応に努めております。

(要望)

(5) 米軍関係者の自動車税は、県民が納める納税額と比較して最大75%の免除となっている。日米地位協定第13条3項で「私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない」とあることから、自動車税の特例を廃止すること。

(回答)

自動車税は、財産税と道路損傷負担金の性格を併せ持つものと解されておりますが、米軍構成員等の私有車両については、日米地位協定第13条第3項又は第14条第6項の規定により、道路損傷負担金に相当する部分のみが課税されております。

県では、この優遇制度を早急に是正するよう「神奈川県基地関係県市連絡協議会」及び「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて国に求めており、今後も引き続き働きかけてまいります。

2 「緊急財政対策」ロードマップに基づく諸施策の見直し

(要望)

(1) 県民利用施設について

①神奈川県民センターの運営は、指定管理者制度の導入を行わず、県が責任をもって運営すること。

(回答)

かながわ県民活動サポートセンターが庁舎管理を行うかながわ県民センターは、災害発生時の津波避難施設、帰宅困難者一時滞在施設、災害救援ボランティア支援センターとしての機能を有しており、こうした機能や役割の重要性を踏まえ指定管理者制度を導入せずに現行運営(県直営)を継続することといたしました。

(要望)

②県立障害福祉施設のうち、さがみ緑風園及び中井やまゆり園については直営を維持すること。津久井やまゆり園、愛名やまゆり園、厚木精華園及び三浦しらとり園については、県直営に戻すこと。また、秦野精華園については、かながわ共同会への移譲は見直すこと。

(回答)

県立障害福祉施設等の今後の方向性については、平成26年1月20日、外部有識者による「県立障害福祉施設等あり方検討委員会」における検討結果を受け、取り組んでいるところです。

基本的な考え方としては、民間施設では対応が難しい障がい者の受入や、地域の拠点施設として民間施設等への支援、民間施設等との連携・協力の推進といった役割を担う施設については、引き続き県立施設として運営することとし、現状で民間施設が同等の役割を果たしているもの、県立施設としての役割が終了したものについては、民間移譲に向けて検討することとなっております。

なお、秦野精華園の移譲については、今後、検証委員会の報告書を受けて、県として、かながわ共同会に必要な改善を求めることにより、しっかりとした体制整備を改めて確認

し、最終的に判断してまいります。

（要望）

③「民間への移譲について検討」するものとされた県有観光施設、『ユーシンロッジ』（山北町玄倉）について、民間移譲に向けた事業者の募集がおこなわれ、「西丹沢安全登山協力会」が応募し事業候補者として選定された。しかし提案募集の条件は、建物は現況のまま無償で譲渡し、土地は無償貸付（原則 10 年）であるものの、建物の耐震補強を含む改修、水を確保するための井戸の採掘、浄化槽設備の更新などを、事業者の負担でおこなわれている。これは事業者、特に企業ではなく、法人格も持たない団体にたいしては、あまりにも過大な負担を強いるものであり、適切ではない。

これらの基盤整備は、県の公共責任でおこなうよう改めるとともに、根本的に、民間移譲という県の方針を抜本的に見直し、県立施設として存続・拡充すること。

（回答）

ユーシンロッジは、平成 19 年 4 月から運営を休止しておりますが、施設を有効活用していきたいと考え、民間事業者から宿泊施設以外の利活用を含めて提案を募集し、平成 28 年 1 月に事業候補者を決定し、現在、事業者が負担して行う個々の事業について調整を進めているところです。

（要望）

（2）県の出先機関について①温泉地学研究所は「緊急財政対策」による見直しの対象とされているが、外部評価委員会の評価結果でも火山活動の研究だけでなく県西部地震や温泉（県内全域の大深度温泉を含む）の保全に関する研究において県民や行政に対して大いに貢献しているとされていることから、速やかに対象から除外すること。

また、高度な研究活動の維持・発展ができるように正規専門職員を増やすとともにサポートする職員の配置を増やし、県民の命を守る機関として観測システムの維持・高度化・老朽化への対応に配慮した予算を措置すること。

（回答）

温泉地学研究所では、平成 23 年 5 月に策定した機関運営計画に基づき、業務の効果的かつ効率的な進行、取組優先度の明確化、さらに機関運営の透明性確保に努めてまいりました。今後も、調査・研究の一層の強化を目指して、機関運営計画に基づき、火山・地震災害に対する安全・安心の確保に向け、外部機関との連携や協働を積極的に行いながら、監視・研究機能の高度化を図ってまいります。

また、大涌谷周辺の火山活動の活発化に伴い、噴気監視カメラや地震計等を整備し、観測体制の充実・強化に取り組んでおります。

（要望）

②県の試験研究機関は、県内の農畜水産業や環境、衛生等々県民の命と暮らしに欠かせないものである。常勤職員の配置等人員体制の充実を図るとともに、研究・検査体制の充実強化、十分な研究予算を措置すること。

(回答)

本県の試験研究機関では、生産技術や高付加価値化、マーケティングなど県内農畜水産物の競争力強化に役立つ研究を行っております。

今後も効率的・効果的な試験研究・普及指導体制に留意しながら、必要な設備の整備及び職員の配置に努めるとともに、国・大学とも連携して対応してまいります。

また、検査業務の実態を踏まえ、職員の適正な配置と予算の確保に努めてまいります。

(要望)

(3) 県庁本庁舎の施設改善について

県庁本庁舎、新庁舎などが耐震補強工事中だが、来庁者用休憩所や水分補給場所など社会的弱者にとって必要な公共施設にあるべき施設がない。ウォータークーラーや椅子の設置を行うこと。

(回答)

本庁舎については、現在、地震津波対策工事を行っておりますが、来庁者用の休憩場所については、新庁舎1階にベンチの設置を行っております。

また、水分補給の場については、地震津波対策工事終了後、諸設備の状況にあわせ検討をしてまいります。

3 県職員の人員削減をやめ、働きやすい職場環境をつくるために

(要望)

(1) 職員を適正に配置し、長時間残業を解消すること。さらに管理職の残業の実態を調査し、長時間労働を改善すること。

(回答)

人員の配置に当たっては、業務量に応じて必要な職員数を調整したうえで、適正な配置を行っております。

引き続き、管理職も含めた時間外勤務の縮減に努めてまいります。

(要望)

(2) 図書館の司書や児童相談所、福祉施設の専門職員は再任用や非常勤ではなく、常勤の正規職員を増員して配置すること。

(回答)

人員の配置に当たっては、業務量に応じて必要な職員数を調整したうえで、適正な配置を行っております。

(要望)

(3) 不安定雇用の拡大となる非常勤・臨時的任用職員・任期付公務員・行政補助員などを常勤職員の代替としないこと。

(回答)

効率的、効果的な執行体制を確保するため、職員の退職見込みや将来の必要人員を踏まえた上で、常勤職員の採用を計画的に実施しており、多様な任用形態については、その

補完等、最低限必要な範囲に限って行うように努めております。

(要望)

(4) 出先機関の事務職員を増員すること。

(回答)

人員の配置に当たっては、業務量に応じて必要な職員数を調整したうえで、適正な配置を行っております。

(要望)

(5) 公用車の故障、老朽化の対策・更新を急ぐこと。

(回答)

車両の更新は、「使用年数及び走行距離を基に定めた更新要求基準を満たしたもの」及び「重大な故障など特別の事情により更新を必要とするもの」という基準を定めておりますので、公用車については、この基準に基づき、適切に対応しております。

(要望)

(6) 職員の福利厚生、県民サービス向上の視点から、県庁本庁舎に障がい者団体等が運営する食堂・喫茶室などを設けること。

(回答)

県庁内に食堂や喫茶室があることは職員の福利厚生や県民サービスの向上の観点から有用であると考えます。

なお、県庁新庁舎では「ともしびショップ県庁店」が運営されておりましたが、現在、地震津波対策工事のため休止しており、工事終了後には再開する予定です。

4 指定管理者制度、P F I、独立行政法人化など民間活力の導入について

(要望)

(1) 指定管理者制度の運用については、2010年12月の総務省通知「指定管理者制度の運用について」を踏まえ、労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるべきことなどを徹底し、改善をはかること。

(回答)

指定管理者の募集に当たっては、募集要項に労働関係法規の遵守を明記しており、指定管理者と県とが締結する基本協定書でも、募集要項等の記載に従って管理業務を実施することを規定しております。

指定管理者候補の選定に当たっても、「労働環境の確保のための方針の有無」を評価の視点に加えるとともに、この視点について、社会保険労務士など労務管理に関する識見を有する者を外部評価委員として選定し、専門的な視点から評価を求めることとしております。

なお、指定期間中に法令違反等が発生した場合には、随時モニタリングを行い、必要に応じ、改善勧告、改善指示、業務停止命令、指定の取消しといった手続きを段階的に進める仕組みとしております。

(要望)

(2) 重度障がい者施設などの福祉施設や医療機関、図書館、博物館、美術館など、高い専門性が求められる県立の施設については、指定管理者制度の導入はやめ、県直営で運営すること。

(回答)

指定管理者制度は、施設の特性に応じて、民間の活力を活用することにより県直営による運営に比べて、サービスの向上と経費の節減を図ることができる場合に導入しております。

(要望)

(3) 公共施設の建設、維持管理、運営などにPFI方式を導入しないこと。

(回答)

PFI方式については、民間の資金や経営能力、技術力を活用することにより、事業コストの縮減や、より質の高い公共サービスの提供等が可能となるなど、県が直接事業を実施する従来方式と比べて、効率的かつ効果的に実施できると認めた事業のみ導入してまいります。

(要望)

(4) 県立保健福祉大学の独立行政法人化は行わず、自由な研究ができる環境と大学の自治自立、研究基盤を充実するためにも引き続き県直営で運営すること。

(回答)

保健福祉大学では、急速に進む少子化・高齢化など、開学後の保健・医療・福祉を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、公立大学法人へ移行します。これにより、トップマネジメントが強化され意思決定が迅速かつ柔軟になるため、大学の自主性・自律性が高まるほか、独自の柔軟な人事制度や会計制度により、教育・研究の質が一層向上するものと考えます。

5 個人情報保護と情報公開の充実について

(要望)

(1) 情報公開制度の運用において、団体等の経営への過剰な配慮から非公開とされる状況がある。見直して改善をはかり、情報公開を促進すること。

(回答)

情報公開請求に対し、県情報公開条例においては、原則として行政文書を公開することとしておりますが、その例外として、法人等に関する情報のうち、公開することで当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは、非公開情報と定めております。

どの情報が非公開となるかは「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」に基づいて個別具体的に判断することとなりますが、その判断が適切に行われるよう、職員研修や説明会などを通じて条例の趣旨等を周知徹底してまいります。

(要望)

(2) マイナンバー制度は国が国民を徹底管理する意図があり、漏えいなど膨大な事故も予想される。既に制度を悪用した詐欺も起こっており、制度の中止・凍結を国に求めること。

(回答)

平成 25 年 5 月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)が成立、公布され、平成 28 年 1 月から個人番号及び法人番号の利用が開始されております。さらに、情報提供ネットワークシステム及び情報提供等記録開示システムの運用開始に向けて準備が進められております。

本県においても、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の運用に当たり、システムの安全性を高めるため専用のネットワーク環境を整備し、操作端末も個人情報が漏えいしないような仕組みとしたり、国のガイドラインを踏まえ、特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)の安全管理に関する基本方針を整備するなど、組織全体として特定個人情報の保護について万全の対策を実施しているところです。

国に対しては、個人情報の漏洩、不正利用などの危険性について十分な検証を重ね、マイナンバーに対する懸念を払拭するために適切な取組を行うよう要請してまいります。

X. 県内各地域からの要望

1 中郡（大磯町・二宮町）

（要望）

（１）葛川と田代川の合流地域の浚渫工事を早急に実施すること。また、不動川の浚渫工事も実施すること。

（回答）

県では、これまでも、河床に堆積した土砂の撤去を実施しておりますが、今後も現地の状況を確認した上で、順次実施してまいります。

また、葛川と田代川の合流点については、現在、土砂の堆積は見られませんが、今後もパトロール等により状況をよく把握し、必要に応じて対応してまいります。

（要望）

（２）大磯港の防潮堤が８メートルの津波に耐えられるか、明らかにすること。

（回答）

大磯港の防潮堤は、現況天端高がＴ．Ｐ約 8.6mで、当該箇所における発生頻度の高い津波の水位はＴ．Ｐ6.3mとなっており、防護水準を満たしている状況です。

なお、現在、防潮堤が津波の威力や衝撃力に耐えられるものかを調査する方法が確立されていない状況であり、今後、調査方法等が国から示されるなど、明確になった場合には、具体的な調査を行ってまいります。

（要望）

（３）海岸侵食対策を強化すること。

（回答）

県では「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を、砂浜の変化や回復状況に応じて着実に実施しております。今後も引き続き、砂浜の移動現況調査等を行いながら、養浜事業を効率的、効果的に取り組んでいくとともに、良質な養浜材の確保に努めてまいります。また、西湘海岸直轄事業については、国の事業促進に向け、県としても地元調整に積極的に協力してまいります。

（要望）

（４）相模湾にＧＰＳ波浪計などを設置し、津波警報を一刻も早く発令できるよう、国に要求すること。

（回答）

ＧＰＳ波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実については、前年度に引き続き、平成 28 年度も「平成 29 年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で要望しております。

（要望）

（５）県内の太平洋岸自転車道計画を積極的に推進すること。

(回答)

太平洋岸自転車道に限らず、自転車通行空間の確保については、市町村等の関係機関と連携しながら、必要な取組を進めてまいります。

(要望)

(6) 国道1号線二宮駅前交差点を歩車分離方式に改善すること。

(回答)

御要望の交差点については、国道1号を横断できる歩道橋の設置があることや、隣接交差点が近接しており、待ち時間の増加による渋滞が予想されることから、現時点において歩車分離式への改良は困難です。

(要望)

(7) 県道63号線小田原厚木道路入口の慢性的な渋滞を解消すること。

(回答)

県道63号(相模原大磯)の大磯インター入口の交差点改良については、交通管理者との協議が完了し、平成27年度に用地測量、平成28年度は用地買収を進めております。今後も引き続き、大磯町の協力をいただきながら、事業に取り組んでまいります。

(要望)

(8) 東海大大磯病院での産科・分娩再開を支援すること。

(回答)

県では中期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の特定診療科の医師確保に向けて取り組んでおります。

また、平成27年1月に設置した医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療従事者の勤務環境改善に向けた支援を行うとともに、平成27年10月に設置した地域医療支援センターにおいて特定の診療科や地域による医師の偏在の解消に取り組んでおります。

医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、医師養成数の増加のため、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることや新たな専門医制度においては、取得に必要な症例数などから医師の偏在が助長されることがないように国が調整を図るよう要望しているところです。

この課題は、東海大学大磯病院だけの課題ではないため、県内全域での課題として取り組んでまいります。

(要望)

(9) 県道71号線沿いの西友二宮店前のバリアフリー化を実施すること。

(回答)

横断歩道橋については、高度経済成長期に集中的に整備され、歩行者の安全確保に大きな役割を果たしてきましたが、時代とともに、その使われ方が変化してきております。

小学校の統廃合等に伴う通学路の変更や、周辺の土地利用の変化により、利用者が極

めて減少したところでは、横断歩道橋を撤去して横断歩道などに変更した場所もあります。

御要望のありました県道 71 号の横断歩道橋は、通学路であることから、通学児童の安全を確保する上で必要な施設であると認識しております。

この箇所のバリアフリー化対策については、御要望の趣旨を踏まえ、現在交通管理者と道路管理者で、横断歩道の設置に向けた調整を進めているところです。

今後も引き続き調整を図りながら、交通管理者、道路管理者それぞれの役割分担のもと、バリアフリー化整備を進めてまいります。

2 海老名市

(要望)

(1) 県道 407 号線の国分南 1 丁目 19 番 32 号から国分北 2 丁目 17 番 1 号までの地域に歩道を設置すること。

(回答)

県道 407 号（杉久保座間）については、事業の優先度や緊急度から、抜本的な拡幅整備を進めることは困難ですが、当面の交通安全対策を実施しております。

具体的には、国分南 1・2 丁目地区については、舗装及び側溝の補修工事にあわせて、海老名市や県警察と相談しながら実施できる安全対策を実施しました。

(要望)

(2) 目久尻川、永池川の河川改修を促進すること。

(回答)

永池川及び目久尻川については、「都市河川重点整備計画・新セイフティリバー」に位置付け、時間雨量 50mm の降雨に対応できるよう、整備を進めております。

永池川の東名高速道路交差部より上流の流橋までの延長 1.3km の未整備区間については、下流から順次区間を区切って整備を進めることとしております。現在は、最下流の約 0.5km について、整備に取り組んでおり、平成 25 年度から用地買収に着手し、平成 27 年度末までの用地取得率は約 6 割となっております。

今後も、引き続き用地買収を促進しながら、早期の整備を目指してまいります。

一方、目久尻川については、時間雨量 50mm の降雨に対応する整備が概ね完了しておりますが、一部堤防の高さが足りない箇所で、堤防の嵩上げ工事などを行っております。

3 秦野市

(要望)

(1) 日本赤十字秦野病院の産婦人科医を早急に配置して、産婦人科の検診・分娩ができるよう支援すること。

(回答)

県では中期的な取組として、県内 4 大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の特定診療科の医師確保に向けて取り組んでおります。

また、平成 27 年 1 月に設置した医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療従事者

の勤務環境改善に向けた支援を行うとともに、平成 27 年 10 月に設置した地域医療支援センターにおいて特定の診療科や地域による医師の偏在の解消に取り組んでおります。

医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、医師養成数の増加のため、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることや新たな専門医制度においては、取得に必要な症例数などから医師の偏在が助長されないよう国が調整を図るよう要望しているところです。

この課題は、日本赤十字秦野病院だけの課題ではないため、県内全域での課題として取り組んでまいります。

（要望）

（２）渋沢丘陵に建設中の大規模霊園は、自然を破壊するため、許認可を取り消し、渋沢丘陵の自然を取り戻すこと。

（回答）

林地開発許可制度において、許可基準を満たす開発行為は許可しなければならないことが、森林法に定められておりますので、許可基準を満たす渋沢丘陵に建設中の霊園に係る林地開発行為の許可を取り消すことはできません。

（要望）

（３）県営秦野団地の集会所は、選挙の時の投票所として使用している。車いす等、誰もが出入りができるように入口の階段を改善すること。

（回答）

秦野団地の集会所の敷地は、道路との高低差（傾斜）がきつく、条例等の基準を満たすスロープの設置のための勾配が確保できません。

（要望）

（４）県営秦野団地 4 号棟、5 号棟、7 号棟、8 号棟、9 号棟の入口の段差をなくすこと。

（回答）

これらの段差の解消につきましては、予算の関係で直ちに着手することは困難ですが、他の団地における工事の優先度等を考慮しながら、平成 29 年度以降対応していきたいと考えております。

4 伊勢原市

（要望）

（１）伊勢原市高森 2694 の産業廃棄物を早急に撤去させること。

（回答）

御要望の件について、県は、産業廃棄物を過剰に積み上げるなど、不適正な保管を行っている者に対して、廃棄物処理法に基づき指導を行っており、廃棄物の不適正保管の是正に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

(要望)

(2) 小稲葉地区の歌川、大堰橋から土安橋の区間は、この間の豪雨で危険水位をたびたび超す状態になっている。早急な改修・整備を実施すること。

(回答)

歌川の大堰橋から土安橋の区間は改修済ですが、周辺地域が軟弱地盤であることから堤体が沈下している箇所もあります。このため、現地調査の結果、補修が必要な箇所については、堤防の嵩上げ工事を行っております。

(要望)

(3) 主要地方道伊勢原・藤沢線市役所前交差点に右折信号を設置すること。

この付近には、市役所や文化会館・青少年センター等があり、伊勢原協同病院も移転新築され、大変交通量が多くなっている。しかし、右折信号が無い為、赤信号で右折している状況である。右折路線は作られているので、それに対応する右折信号を設置すること。

(回答)

御要望の交差点については、付加車線の設置はあるものの、国道 246 号方面へ向かう車両が多く、直進車線を併せた 2 車線を使用している状況にあります。1 車線を右折専用とすると、国道 246 号線方面への車両が 1 車線に集中することとなり、更なる渋滞を引き起こすと思込まれることから、現状の運用が望ましいと考えます。

5 厚木市

(要望)

(1) 以下の箇所の「かすむ横断歩道」を補修すること。

①厚木市旭町 5-19

②厚木第二小前信号、八百安まえ

③旭町 5-22 岡田住宅手前

④本厚木南口入口交差点

⑤旭町 1 丁目交差点ファミリーマート前

⑥酒井金田線、旭町 4 丁目信号、旭町ソニー前

⑦旭町 5 丁目 33、ファミリーハウス厚木前（駅南口入口信号への道）

⑧酒井金田線、旭町 4 丁目 9、アイテアエンジニアリング（株）前、クリナップショールーム横

⑨相模川沿い、旭町 3-25、ソニー前、河原入口（信号なし）

⑩旭町 1 丁目、旭公園近く、19 番地、4 番地に挟まれた交差点

(回答)

県警察としては、すべての箇所について平成 28 年度中の補修を予定しております。

(要望)

(2) 主要地方道藤沢厚木線の寿町 1 丁目クリオマンション前交差点から元町交差点 N T 前は、歩道が狭く大変危険である。歩道の拡幅など、歩行者の安全対策を行うこと。

(回答)

県道 43 号(藤沢厚木)の御要望区間((都)旭町松枝町線)については、「かながわのみちづくり計画」において、引き続き事業化検討箇所として位置付けたところです。

本路線は、厚木市を事務局とした「寿町通り街路整備推進協議会」において、まちづくりと一体となった道路整備を検討中であるため、協議会の動向を踏まえながら勉強会の設置に向け市と調整を進めてまいります。

6 三浦市

(要望)

(1) 城ヶ島大橋の利用実態は、漁港施設よりむしろ地域住民の生活道路として、そして観光上も重要な幹線道路としての役割を担っている。このことから、漁港施設から一般道路として位置づけ直し、無料化とすること。

また、大橋の竣工から 50 年以上が経ち、今後の老朽化対策に必要な予算を計上すること。

(回答)

城ヶ島大橋は、漁港施設のうち輸送施設として建設されたものであり、現在も輸送機能を確保するために水産庁の補助を得て施設の長寿命化対策を実施していることから、現時点で一般道路として位置付け直すことは困難であります。

なお、城ヶ島大橋については、新たな観光の核づくり促進交付金の交付対象事業など、城ヶ島の観光振興の取組の進捗状況を踏まえながら、今後、無料化について検討する必要があると考えております。

(要望)

(2) 三浦半島中央道路の長柄～桜山間について、当初、県が説明していた周辺の道路拡幅(県道と池子踏切の歩道設置)も進まず、桜山出口部分の周辺住民も長年にわたり反対し、十分な合意が得られていない。そのため工事の着工はせず、計画を白紙に戻すこと。

(回答)

三浦半島中央道路の北側区間約 1 km について、以前は、地元の強い反対がありましたが、平成 26 年度以降、調査の実施については、地元自治会の基本的な理解を得られました。そこで、各年度の調査を実施するに当たって、前年度の調査結果や当該年度の調査内容について、地元説明を行い、御理解をいただきながら、交通量調査や地質調査などを進めているところです。

今後も、丁寧に地元説明を行い、御理解を得ながら、事業進捗に努めてまいります。

7 逗子市

(要望)

逗子市内の生活道路に逗葉新道の有料区間を避ける車両が流入し、市内交通の支障となっていることから、逗葉新道の全線無料化を図ること。

(回答)

逗葉新道の無料化については、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めてい

く必要があり、当面、逗葉新道を無料化できる状況にはないと考えておりますが、三浦半島中央道路が県道 24 号（横須賀逗子）まで開通しますと、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期を目途に、道路公社や市町との調整に取り組んでまいります。